

# 平成23年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成23年3月8日（火曜日）

## ◎出席議員（15名）

|     |    |     |   |     |     |     |   |
|-----|----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 星  | 孝道  | 君 | 2番  | 榊原  | 深雪  | 君 |
| 3番  | 島田 | 政典  | 君 | 4番  | 井脇  | 昌美  | 君 |
| 5番  | 木村 | 明雄  | 君 | 6番  | 川上  | 初太郎 | 君 |
| 7番  | 熊澤 | 芳潔  | 君 | 8番  | 高橋  | 幸雄  | 君 |
| 9番  | 矢野 | 利恵子 | 君 | 10番 | 谷口  | 二郎  | 君 |
| 11番 | 後藤 | 次雄  | 君 | 12番 | 大久保 | 優   | 君 |
| 13番 | 高道 | 洋子  | 君 | 14番 | 菊地  | 一將  | 君 |
| 15番 | 吉田 | 敏男  | 君 |     |     |     |   |

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

|             |       |   |
|-------------|-------|---|
| 足寄町長        | 安久津勝彦 | 君 |
| 足寄町教育委員会委員長 | 星崎隆雄  | 君 |
| 足寄町農業委員会会長  | 阿部正則  | 君 |
| 足寄町代表監査委員   | 川村浩昭  | 君 |

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

|             |      |   |
|-------------|------|---|
| 副町長         | 田中幸壽 | 君 |
| 総務課長        | 大塚博正 | 君 |
| 福祉課長        | 堀井昭治 | 君 |
| 住民課長        | 櫻井光雄 | 君 |
| 経済課長        | 渡辺俊一 | 君 |
| 建設課長        | 南岡雄二 | 君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 對馬邦彦 | 君 |
| 会計管理者       | 渡邊義一 | 君 |
| 農業委員会事務局長   | 長南和彦 | 君 |

## ◎教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

|      |      |   |
|------|------|---|
| 教育長  | 加藤和弘 | 君 |
| 教育次長 | 鈴木泉  | 君 |

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 事務局長   | 根本昌弘 | 君 |
| 事務局次長  | 西東文雄 | 君 |
| 総務担当主査 | 山田弘幸 | 君 |

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長）< P 4 >
- 日程第 4 報告第 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 4 >
- 日程第 5 報告第 2 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 4 >
- 日程第 6 報告第 3 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 7 報告第 4 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 ~ P 16 >
- 日程第 8 報告第 5 号 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告について< P 16 ~ P 61 >
- 日程第 9 行政報告（町長・教育委員長）< P 61 ~ P 69 >
- 日程第 10 報告第 6 号 専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）< P 69 >
- 日程第 11 報告第 7 号 専決処分の報告について〔平成 22 年度足寄町一般会計補正予算（第 12 号）〕< P 69 ~ P 70 >
- 日程第 12 議案第 8 号 町道路線の変更について< P 70 ~ P 71 >
- 日程第 13 議案第 9 号 町道路線の廃止について< P 71 >
- 日程第 14 議案第 10 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について< P 71 ~ P 72 >
- 日程第 15 議案第 11 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について< P 72 ~ P 73 >
- 日程第 16 議案第 12 号 あしよろ銀河ホール 21 設置及び管理条例の一部を改正する条例< P 73 ~ P 75 >
- 日程第 17 議案第 13 号 足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例< P 75 ~ P 76 >
- 日程第 18 議案第 14 号 足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例< P 76 ~ P 77 >
- 日程第 19 議案第 15 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例< P 77 ~ P 78 >
- 日程第 20 議案第 16 号 足寄町公の施設条例の一部を改正する条例< P 78 ~ P 79 >
- 日程第 21 議案第 17 号 足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について< P 79 ~ P 80 >
- 日程第 22 議案第 18 号 足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について< P 80 >
- 日程第 23 意見案第 1 号 地域医療存続のための意思確保に関する意見書< P 80 ~ P 81 >
- 日程第 24 意見案第 2 号 平成 23 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書< P 81 ~ P 82 >
- 日程第 25 陳情第 1 号 「介護保険（見直し）案に対する意見書」の提出を求める陳情書< P 82 ~ P 83 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成23年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番木村明雄君、6番川上初太郎君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日3月7日に開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月8日から3月23日までの16日間とし、そのうち9日から15日までの7日間と19日から21日までの3日間、計10日間は休会となります。

次に、審議の予定について報告をいたします。

本日は、最初に議長の諸般の報告、総務産業常任委員会の所管事務調査の報告、足寄町

議会改革・活性化等調査特別委員会からの調査報告を行います。

次に、町長、教育委員長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

報告第6号と報告第7号の報告を受けます。議案第8号から議案第18号までと意見書案第1号を即決で審議をいたします。意見書案第2号は総務産業常任委員会に、陳情第1号は文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

16日は、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的などころがございますので、今後の議会運営委員会において協議をいたし、皆様に御報告をいたしますので、御了承をお願い申し上げます。

なお、議案第19号から議案第29号までの補正予算案は、後日、提案説明を受け、即決で審議いたします。

議案第30号から議案第39号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後に予算審査特別委員会を設置し、会期中に審査いたします。

また、今定例会中に、町長から追加議案が提出される予定であり、提出されました際、再度議会運営委員会で協議をいたし、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期の決定

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、会期は、本日から3月23日までの16日間に決定をいたしました。

なお、16日間のうち、9日から15日までの7日間と、19日から21日までの3日間は、休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、10日間は、休会に決定をいたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩を行います。

午前10時15分 休憩

午前10時57分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員会委員長(井脇昌美君) 開会と同時に大変休憩を長くとらせていただきまして、まことに申しわけございません。

ただいまの議会運営委員会の協議の内容を御説明申し上げたいと思っております。

今般の定例会の報告第4号につきまして、総務産業常任委員会所管調査の農地行政にかかわる調査の結果に対して、足寄町農業委員会の会長名より抗議文が出されておりましたことにつきまして審議をいたしました。十分な公平・公正な、議運としてもいかなる形が皆さんに、また、抗議文に対しての御理解を得るかということを協議させていただきました。

た。

報告第3号の後に、これより各議員さんに抗議文をすべて配付をさせていただきます。その中で、今回の所管の第4号の総務産業常任委員会の農政行政にかかわる報告をさせていただきます、その内容を正しいとみなし、抗議文に対しての具体的な事例もきっちりと表明させていただきます、これを責任を持って取りまとめていただきました委員さんに説明をしていただき、農業委員さん、また、各委員さんにも御理解をしていただきたいと思います。

そのような審議の結果を議会運営委員会のほうから説明をさせていただきました。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、議会委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 報告第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第1号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

### ◎ 報告第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第5 報告第2号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

### ◎ 報告第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第3号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第4号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

ここで、農業委員会のほうから提出をされております文書を皆さん方に配付をいたします。

（文書配付）

○議長（吉田敏男君） 配付されました文書をお読みをいただきたいと思えます。

総務産業常任委員会から提出をされました調査結果と農業委員会から出されておりますこの文書との乖離が非常に大きいものがございます。そういったことも含めて、これは極めて異例ではありますけれども、委員長のように詳しい説明を求めたいというふうに思っております。

総務産業常任委員会委員長 高橋幸雄君。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

総務産業常任委員会の所管事務調査報告に当たりまして、農地行政にかかわる点について、農業委員会より抗議の文書が皆様のお手元に配付のとおりの内容をいただいているところでございます。所管委員会を主宰する責任者といたしまして、また、長い議員生活の中でも、極めて異例なことと受けとめさせていただいているところでございます。

まず、取りまとめに当たった経過等について前段申し上げさせていただきたいと存じます。

当委員会は、平成21年8月10日から先

月28日までの間に12日間にわたって、農業経済の実情について所管事務調査を行ったところでございます。その中で、今回、農業委員会さんから御指摘をいただいております農地行政も当然包含されているわけでございます。

過年度も、当然、本件について所管事務調査をさせていただいたところでございますし、最近に至っては、先月の28日に農業委員会事務局長長南和彦氏、総務主査沼田聰氏、両名の出席をいただき、委員会からの質疑に対して説明をいただいた経過でございます。

その中で、畜産費等にかかわる案件も、各委員より多額な町税を投入をして必要な草地、そして牧草等を他町村から購買している実態の中から、町外の農業法人に売り払いをしたということについての指摘がございました。

その関係につきましては、近隣の地域へ公募をいたしまして、その後、全町公募をした文書を農業委員会事務局長からお示しをいただきました。その間、締め切りまで1週間のインターバルでございましたが、関係地域であんまり見た方がいないということもあり、この点についても委員会で意見が出たところでございます。

それに加えて、中足寄の土地にかかわって、地域周辺にあっせんを諮らず、中足寄自治会にあっせんをしている事実もあり、また、現状牧草地・畜産地等を経営されておりました農家が離農するに当たっては、農業委員会さんは、台帳に登載がないから農業委員会のかかわることでない、単なる権利の移動だというようなことをおっしゃった経過もありました。

またもう1点は、つい最近になりましたが、上利別地域で離農し、帯広に転出される農地価格が現状の近傍類似の2分の1程度であっせんをされた事実もあり、種々意見が出たところでございます。

詳細にわたりましては、菊地委員のほうよ

り御説明をいたしたいと存じますが。

次に、私は、今回の移転集落に当たっての当委員会の考え方を申し上げさせていただき、また、その考え方に基づいて意見の集約をいたしたところでございます。

本来21日、23日、2月でございますが、当期の委員会を終了する予定でございましたが、農業委員会等の関係で、両日とも4時半まで委員会を開催したこともあり、農業委員会に出席をするいとまがなく、28日に農業委員会、前段申し上げましたような職員の出席を求めて、説明をいただいたところでございます。

説明終了後、委員会におきまして、23日の委員会の再開、散会の際にも、各委員に申し上げましたのは、各所管事務調査は今期で終わりですんで、4月、5月からは改選期に当たりますんで、所見を各委員が持っていて、28日の委員会に臨んでいただいた旨を委員長より申し上げたところでございます。

所見のペーパーを持っていただいた方は、3委員でございました。それを踏まえて、休憩をいたしまして、特に農業経済の実情については、農業関連議員が当委員会に3名在籍していることもあり、休憩中に議員控室でもって精査に当たっていただいたわけでございます。

先ほど、23日に各委員に申し上げました所見書につきましては、3名の方もすべてコピーをして各全員に配付をいたし、それを踏まえて調査結果を決定いただく旨の手配をいたしたところでございます。

先ほど申し上げましたように、休憩中に最終取りまとめの際に、農業関係議員等も含めまして精査をいただきましたが、ただいまお手元に記載しておる調査結果についての1点目の農業経済と農地行政については、このように了承を得たというふうに委員長としては認識をいたしているところでございます。

8年以上前でしたら、委員長経験も相当務めさせていただいておりますが、委員会記録

等を精査をいたしまして、委員長が成文化をした経過もあります。この8年間、委員長職を4年間務めさせていただきましたが、前段申し上げましたような意見の取りまとめをし、議会に報告しているという現状でございます。

土曜日に至りまして、事前配付が3日、議員はもちろん関係職のところには到着しているように承知しておりますが、4日の金曜日午後になりまして、川上委員、木村委員から電話がございました。

川上委員については、そのペーパーを見ないと、配付されていない旨を申し上げましたが、続いて来た木村議員に申し上げましたところ、それはいただいております。後ほど、川上議員もありましたということをお願いしておりましたが、自宅へ参りまして議員がおっしゃるには、何とか委員長で下段の2行を修正をしていただけないか旨の要請がございましたが、委員長には修正権はございませんので、最終的に委員会を閉じるときには、正副委員長にあと一任ということで委員会を閉じてございます。

そうなりますれば、委員長が恣意的に特定の委員の要請にこたえて文言修正することには法的には相なりませんので、そういうことはできませんということで申し上げ、できるとすれば、閉会中ではありますけれども、当該所管事務調査が閉会中の調査を求める事案については、委員の過半数をもって委員会委員長あてに委員会の開会請求をすることの道はございます。その際、皆さんで協議することもありますので、その手順を踏んでいただきたいという旨を申し上げましたが、その後、日曜日になりましてから、その件については取り下げしたい旨の文書が私のところへ投函されまして、このことは一件落ち着いた。このように認識しているところでございます。

昨日、議運がございまして、何か来ましたら、冒頭申し上げました農業委員会より抗議の文書が参っていたところでございます。

以上が当委員会としての一定のしる手続行為、概要について申し上げさせていただきます。

あと、当該関係事案については、菊地委員より、議員各位、関係行政委員会等に説明をさせたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（吉田敏男君）** これも極めて異例だというふうに思いますけれども、具体的事例等々も含めて、菊地議員のほうから御説明をいただきたいと存じます。

14番。

**○総務産業常任委員会委員（菊地一將君）**

ただいま総務産業経済委員長から、るる説明をされたところでございます。それで、かなりダブるところもあるかなと思っております。

この報告書については、先ほど委員長がおっしゃられたとおりでございます。それで、大体問題点として5項目くらいあるかなと、ここでそう思っているところでございます。

町外業者に移転した分については、委員長のほうから報告がされたところでございますけれども、当時、やはり畜産農家の方が、やっぱりその土地を希望したいという人がいたことは事実でございます。でも、公募がなかったということで、読んでいなかったという。委員会は出したと言うんですから、本人にしてみれば、読んでいなかったということになるのかなと思いますけれども。そういう事実もあったわけなんですけれども。

次に、先ほど言われました大誉地のAさんという方。これは、そこを借りて農業者の方が営農を続けていました。ところが、ある機関によって、おまえに貸したってろくな収穫もできないんだから、いいから返せということで返した結果、その近辺にだけには公募があったと。しかし、その近辺だけであって、次に公募されたのは、それを拡外して普通は公募するのが本当かなと思うんですけれど

も、それが急遽、中足寄のほうに公募したと。

これは、常日ごろ、農業委員会の会長は、農地の集積ということを常に言っております。農業委員会の活動目標の中にもあります。それを、そういうところまでいって、集積というのはどうやったらできるのかなと。綱で引っ張ったって農地は寄ってこないと思うんですよ。そういうことのあるの仕方がどうなのかなというように私は思っていたところでございます。

それとして、もう一つの放牧地の農地の関係なんですけれども、この関係には農地台帳に載っていないというように、ここにこういうふうには書いております。これは、農業委員会の事務局長ともう一人沼田さんが来たときに、こういうことは一言も言っていないようですね。

それで、一番大事なことは、農地のパトロールをやっているということを言われてますけれども、この農地に、私の言ってる農地というのは、本当の道路の縁の農地です。だれが見ても、あそこを通ればわかる農地なんです。私の生まれる前から農地になっていたところなんですよね。それが台帳に載っていない、パトロールしてもそこに目が見つからないというのは、パトロールに疑念を持たざるを得ない。

平成19年でしたか、決算委員会の中で農地・牧草地が芝をはがされて、そしてその芝を売られていると。その農地はどこかと言って、農業委員会は行ってみたけれども見当たらなかった。議会で言ったもんですから、経済課のほうで心配して、行ってみてもどうしてもわからないと。それで、経済課に頼まれて、職員と一緒にその現場へ連れていきました。

確かに芝のはいだ跡だと。でも、シラカバが十二、三センチくらいまで太っちゃっているんですけれど。パトロール、パトロールっていうけど、全然そのパトロールの意味がなしてないんじゃないかと。私はそういうふう

に疑問を感じていたところでございます。

それと、次にもう一つ、農地の集積と言いつつながら、自分の地域ですから一番よくわかるんですけれども、下のほうに住んでる人に、売買の申し込みをした人が高台と下台と畑があったわけなんですけれども、下台に住んでる人に高台の農地をあっせんして、上に住んでる方に下をあっせんしてというようなやり方ですね。そう言ってるうちからそういうふうに、全然、言ってることやるのが全然違ふと。そういう実態があるわけなんですよね。私は実態のないことも言わないし、農業委員会の事務局長が委員会で答弁されたことをここに書いただけのことなんですけども。

それともう一つは、農地の額なんですけど、農業委員会は近傍類似価格ということ常にあれしませうけれども、古い話から言えば、わかる人はわかるかなと思うんですけれども、トメルベシベの辺から売買が始まったんですよ、うちの地域のほうは。そのときに、たしか記憶は定かではないんですけれども、35万か40万だったんです。そして、その10年後には、それよりちょっと下がってきて31万ぐらい。そして十二、三年たって12万5,000円から13万だと。どうしてこんなに変わっていくのかなと。

そして、そうかなと思つたら、その後すぐ3年ぐらいで売買の申し込みの方があつたと。下台において14万、高台で12万。そしてなおかつ2年後に、さっき言った音更のほうへ転出した方が売りたいということで、7万1,400円と。これだったら、そのとき、そのときの対応しかしてないんじゃないかと。

私は、少なくとも上利別の下台のその14万の土地よりも、はるかに音更に行った方の土地はいい土地だと思つています。沖積土で、下台で。それがこういう値段しかつかないということ。たまたまこういうことを考えたときに、もとの売り主がたまたま上利別に来たということで寄っていったんですけども、やっぱりなかなかおとなしい方で、無口

な方なんですけれども、かなり不満なようでした。

そして一番問題なのは、ここに書かれております牛舎等の設備をしているから、投資をしているということで資金対応ができなかったということなんですけれども、そうしたら資金対応ができない農家が希望したら安く売って、資金対応できる人が出た場合は高く売ることかという解釈にも成り立つと思うんです。だからそういうことを考えたときに、この抗議文というのはいかなるものかなと解釈しております。

それで、阿部会長には以前にそれを言つたら、かなりつんつかつんつかされたところなんですけども、やっぱり私は私なりの考えでそう言つて、議会でも認めていただいたからそういう発言しているんであつて。それを言われたからつて、反省もなく怒りを込めるといふことについては、ちょっとどうかと。

私が聞いた話では、会長から直接聞いたんですから、農業委員会なくてもいいことなのかということまで言われました。けども、新聞紙上では、農業委員会についてはということいろいろと書かれていました、そのときは、こういうことを書いてあることをあんたは新聞読んでないのかと言つたら、読んでましたと、こういう話なんです。

ですから、もう少し、人の財産を左右する農業委員会ですから、安ければいい、高ければいいというものではない。やっぱりそのときそのときの適正な価格があると思うんです。そういうことをきちつと把握した中で、人の財産を動かしていただきたいと、私はそういうふう認識しておるんです。

ですから、今後においてこういう抗議文書を書くよりも、もう少し農業委員会でのあつせんの中でのやってきた行為について反省する余地があるんでないかなと、私はそう思つています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） ただいま、委員長及び菊地委員のほうから詳細にわたつて説明が



ございました。

これから、質疑をお受けをしたいと思いません。質疑はございませんか。

9番。

**9番（矢野利恵子君）** これは、両方の意見を聞いたら、両方本当にもっともなことを言ってるのかなど。要するに、本当にこれに実際にかかわってきた人の意見を聞かないと何とも言えないことなのかなど。

安過ぎて不満だったという人、そして、他町村の方にあっせんしているということについても、仕方なくあっせんしてしまったという事情があるということもあると。

こういうふうに本当に議会に出すようなものは、関係機関の関係する人とよく話し合った上で、どんな表現だったらいいのかということも事前にあらかじめ話し合ってから出すべきだったのではないかなど。両方に不満が残るような形でないようなやり方はとれなかったのかなど。

そこを、ちょっとこれはだれに聞いたらいいか……。委員長ですか。これを書かれた側がどう思うか。そして書いた側も、どういうことになるかということも事前に協議した上で、これを出すべきだったのではないかなど私は考えますけれども。

これは今からでも、双方考えをすり合わせて、表現をもっと柔らかくするとか、そういうことはできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

**○議長（吉田敏男君）** 8番。

**○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）**

ただいまの9番議員の御質問にお答えしたいと存じます。

委員会の所管事務調査の法的権限の許容限度ということがございますし、これからさらに深めようって、行政委員会と議会の乖離しているものをさらに精査をするということになりますれば、一定の法的権限を与えていただければそのことは可能ではないかなど。

例えば、98条を付与する、あるいは100条を付与する、もろもろを含めてね。そう

すると、関係委員の証人申請もできますし、参考人招致等もするという、そういう状況になるのかなど。

所管事務調査の関係については、陳情ですとか請願でありますという、提案者が町民の場合であっても、御本人をお呼びをさせていただいて、一定の意見をお聞きする手だてを講じることは当然のことなんですけれども、我々、委員会条例における所管事務調査等については、一定の執行機関の関係者をお呼びして聞くという状況になって、それ以上踏み込んで、土地の貸借売買した関係者をお呼びするということになりましたら、やっぱり行政委員会の執行権の介入になってくるのかなど。

前段申し上げましたように、一定の法的な権限与えられますれば、そのことをクリアできておりますけど、現段階ではそういうこと、所管事務調査でありますので、この程度の文言になっていくのかなど。

ただ、御理解いただきたいのは、先ほども委員長が委員会の審査報告を申し上げましたけれども、委員各位には考え方が相違ある場合もございましょう。その場合は、特に本件について限定して言わせていただければ、前農業委員会会長あるいは代行の方が議員として、当該委員会の委員として2人在籍しているわけがございます、そういう方が今は執行機関の委員でございません。今は議決機関の議員でありますけれども、しかしながら、その所管委員の一定の見識と実態と自分の経験とあわせて、自分の知り得る見識の中で乖離がある場合については、一定の質疑をただす。そして、そういうことで一定の議員の職責を果たすことができることがあるわけですから、委員長としても十二分にその点を踏まえて、民主的かつ適切に意見を述べるような場所をつくっております。

しかしながら、この農業経済の関係は、T P P問題から鹿柵問題から所得補償制度まで広範囲にわたって、耕畜連携からもろもろのこと、それと公金の絡んで、町民の血税を支

出してる事業には特に力点を置きながら、議会として、委員会として所管事務に当たっているところでございます。

したがって、本件についても、当該委員の方が、この問題についてはほとんど発言がなかったわけですから、そういう意味からすれば、手続行為の中で、先ほども申し上げましたように、通常でありましたら、出された意見を集約して一定の文言精査を私は今までしておりますけれども、この8年間、つまりそのうちの4年間の委員長の中では、議会の陣容も踏まえて、私は一切そういうことをしないで、生のまま皆さんにお諮りをして、意思決定をしたと、こういう現実をひとつ御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

9番。

○9番（矢野利恵子君） 要するに、これは今からでも遅くないので、農業委員会と話し合いをして、どのような表現が適切かというようなことを再審議して、また出してもらうということではできないものなのでしょうか。

これは、常に公平・公正であるべき農業委員会が、そのときそのときの対応で、農業委員会の基本理念から欠けている。今後の農地行政に危惧を感じる。ここまで過激な言葉を並べているということは、本当に農業委員会だって、みんなから選挙されているという形をとっているわけですからね。

農業委員会をまるで敵に回したようなこの表現は、いつもたった一人で物事に反対することがある私でさえ、余りにも過激じゃないかと思うような表現なので、もうちょっと柔軟な対応をできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、8番。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

9番議員のいつものからの論調からいうと、驚嘆の意を表して拝聴させていただきました。非常に参考になりました。

そういう9番議員の思いと常日ごろの言動

からいって、そのことは9番議員個々のことですからこれ以上は申し上げませんが、ただ、手続行為上、いかならものでしょうかね。

ただ、従来の、従来ということは相当20年も前の話ですけれども、例えば単行議案で報告をしますと、議論が続出して、再度調査をして報告するよというケースは一度ございました、36年間の中で。所管事務調査では余りそういうことはございません。単行議案の場合はございますよね。

だから、今、御指摘いただいた後段の産業あたりについて、とりわけ9番議員さんから御指摘をいただいた部分、本当に驚いていたところがございますが、私は温厚篤実な人間ですから、あなたのおっしゃってることは、本当に心からよくわかるわけでございますが、しよせん私は委員会の単なる司会者役的な立場でございまして、当然、この問題については、一言たりとも申し上げておりません。ただ、休憩中等を含めて、場合によっては、これ以上局長の答弁能力の限界を感じて、この程度ととどめて委員の発言を制止した委員会記録はございますけれども、前段申し上げたようなことをどうするかについては、今後の所管事務調査のあり方等も先に向けても危惧、それこそ危惧されるなという思いがしております。

ただ、現段階では、お互いに厳しい中で、公職を担っているんだという認識論を持っていただくことで御理解をいただきたいものだなと。とりわけ農業委員会阿部会長さんほか、他の委員さん方にも我々と同じ公職としてこの厳しい農業経済、社会経済、これから足寄町の行く末を考えたとき、そういうことの中で激励叱咤されたなど、こういうようなことで。

私も公職者として、特定なそういう執行機関の関係について冒瀆をしたり、そういうことの思上がりは全くございません。ただ、先ほど詳細について菊地委員から申し上げたような事例があるものですから、今後につい

てもその面を踏まえながら、ひとつ。

ただ、農地価格等についても、私は直接承知しておりませんが、吉田議長からお教えを受けたことによりますと、上士幌町農業委員会は一筆ごと価格を設定している。本人もそういう関係になって、一般的には相対で価格が決まっても、農業委員で認められなかった。価格のことも教えてもらいましたが、それはここでプライベートな場所でございますので申し上げられませんが、それくらいの厳しさだと。そのことが裏打ちすることは、個々の農業委員さんの財産をキープすることにつながるんですね。金融対策そのものも、やっぱり担保能力も増すということでございますね。

先ほど、トメルベシベからずっと価格がやっぱり停滞しておる中で、土地価格が下がっていることは事実でございますし、農業団体で担保能力だっずっと減じていることも事実で、承知しておりますが、一定の公共的行政委員会として、我々と一緒になってひとつ、我々も逆の場合については、当然今回のいただいております抗議文と同時に、私自身も重く受けとっております。単なる空ボックスの司会する立場ではございませんので、一定の委員会の責任者としては重大に受けとめさせていただいておりますので、ひとつ行政委員の皆さん方にも、ひとつそういう再認識をしていただければなど。

したがって、9番議員のせっかくの温情温まる一定の見識を示していただきましたが、今回はこの程度にとめさせていただければなど、このように思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○議長（吉田敏男君） 矢野議員、よろしいですか。

1番。

○1番（星 孝道君） ただいま報告されました第4号、たまたま、たまたまという言葉は悪いんですけども、農業委員会から抗議文が出されている。この双方を見ると、相当乖離があると。私ども審議に加わってない者と

しては、どうこれを判断できるのかなと大変とまどいを持っているところであります。

先ほど、菊地委員のほうから、何点かの事例についての説明がございました。このことをもって、すべてが今の農地行政執行のすべてが公平・公正でない、理念に欠けた行政執行が行われているというふうに断定することについては、私自身は違和感を持っているところであります。

今、9番議員からもお話がありましたように、やはり調査の段階でもう少し検証がなされるべきではなかったのかなと、こんな思いを持っております。当然のことながら、委員会としては、こういう結論を出すまでの十分な調査・検証が、審査がなされたんだと思いますが、こういった大きく乖離する二つの文書が出てくることからすれば、もう少しその余地があったのではないのかな、こんなふうに考えてるところであります。

そして、このことは、この委員会の報告の内容、特に先ほど申し上げましたように、最後の公平・公正でない執行状況がなされているとするならば、これは大変遺憾なことだと。これは単に委員会報告の域を超えた問題になるのではないかと、私はかのように判断するものでありますが、その辺のお考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、8番。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

1番議員のおっしゃっていることは、議運の中でもお聞きしましたのでよく承知しております。

ただ、すべての農業委員会の執行が誤りだなんていうことは、委員会の中で申し上げておりませんので、特定の事案について、あつてしかるべきでないかという見識を示されて、説明員に説明を求めて、その事実関係を確認していると、こういうことで。先ほど菊地委員のほうからございましたように、そういう認識に立っているわけですし、それが農業委員会がすべて公平・公正でなっていないなんて、そんな認識には全く立っておりませ

ん。

とりわけ、今の参与席に御着席の阿部会長については、会長職は今3年くらいでしょうか。だから、今回の所管事務調査は、昨年からずっと継続して、一端としてずっと調査をいたしておりますので、報告は今回、任期が終わるといふこともあって、きちっとけじめをつけさせて一定の見識を調査結果として出したわけでして、ほとんどが今参与席におられる阿部会長以前の状況ということが多くございまして、そういうことの一連の中で農地政策としてはどうなんだろうかなど。こんなケースもあり、あんなケースもありといふことで、先ほど詳細に菊地委員から御説明していただきたいケースに限定をし、なおかつお話しさせていただいておりますのでね。

これは28日の委員会だけの議論ではなくて、昨年からずっと、委員会が8月10日からずっと調査をしておりますので、12日間にわたって農業委員会に出席をしていただいて、説明員に説明を求めた一つの中での一定の事案といふことでとらえていただきたいし、このことが、すべて農業委員会そのものの執行に問題ありといふことは全く考えておりませんので、そういう御認識で御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、乖離のあるといふことは、先ほども具体的に菊地委員のほうから御説明があつた状況でございます。

ただ、この場では、当該行政委員会から答弁を求めることには相なりませんことなものですから、まことに残念でございますが、この辺も含めて議会は改選になりますけれども、次期もまた改選後、委員会を構成されて、この問題をさらに考察を深めながら、農業委員会と議会も一体となつて、あるべき姿を構築するといふことがあつてしかるべきかなど、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（星 孝道君） ただいま、委員長か

ら農地行政全体を指しているんでないと、こういうお答えがございました。しかし、この文章を見る限り、事例についてそうであるとは一言も言っていない。といふことは、農地行政全体を指して表現されているものだと私は理解をするものですが、その辺の考え方について聞きたいと存じます。

○議長（吉田敏男君） 委員長答弁。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

それは、1番議員さんの受け取り方でないでしょうか。先ほど、今回の文言もさることながら、補足されて、具体的に指摘した付近のこの執行状況を推量していただければ、その辺がきっと明らかになるのではないかなど、このように思つてます。

○議長（吉田敏男君） 他に。2番

○2番（榊原深雪君） 調査結果について質問いたします。

去る3月3日に、フードバレーとかちについて講演会がありました。これからの持続化の社会の中心核に農業が位置づけられておりました。この大切なときに農地行政に危惧を感じていては、時代に乗りおくれるのではないのでしょうか。

その中で、調査結果報告の中で、他町村の方にあつせんしていることがまことに遺憾なこととありました。

私が考えるところでは、近隣の農業者の方が取得を希望しない、あるいは農地売却予定価格に折り合いがつかない結果であれば、農業経営に意欲的な他町村の方が町内に進出してくるのは必然的なことではないかと私は考えております。そこを、委員長の認識をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、委員長。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

今のお尋ねの趣旨は、私は答弁することはやぶさかではございませんけど、だてに馬齢を重ねていませんけど、しかし、本件の所管事務調査からいきますれば、ちょっと申し上げることは越権かなど、むしろ町長なり経済課長に御答弁いただくことなかと存じており

ますけどね。差し控えさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 差し控えるということでしたけれども、調査結果報告では、ここに文言で書かれておりますよね。あっせんしていくのはまことに遺憾なことであると。

土地のことも売買でありますから、買い手があれば売り手もあって、買い手がやっぱりその価格で折り合いがつけば、それは商売というか、商いですので、それは仕方ないことだなと私は思うんですよね。

やっぱり同じ足寄町内で農業を経営されていても、大きな黒字を出す人とか、大きな赤字を出す人もおりますね。その中で、大きな赤字を出す人には、やはりいろんな再建対策資金などがされております。そして、そういう黒字の方には、そういうことを見習って行って、農家をやっぱり盛り上げていくとか、いろいろな手だてがあると思うんですね。

その中で、こういう調査項目が23ある中で、調査結果報告が、これは農家、農業に対してすごく前向きな意見ではなかったということに残念なことだなと思うので、私は意見をさせていただきます。

お答えが、それでいただけないのであれば、それはそれで結構ですが、私の意見はさせていただきますと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番、答弁。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

今の2番議員さんのおっしゃっていることは、私も別に異論は全くございません。当然のことのあるべき……。

フードバレーの話も、過日の米沢市長のお話を聞きまして、問題はやっぱりフードバレーの場合は、農業にかかわる組織もさることながら、もろもろの課題があるなど、その以前の問題があるなどという受けとめ方をしておりました。榊原さんのおっしゃっていることは、私も全く異論はないわけでございまして。

ただ、農地の場合は、通常不動産と違っ

た一定の、農業委員会さんが一定の形のあっせん行為をして法的手続をして、そのときの価格のあり方等も含めて決めている現状でございまして、総論については全く異論がございませんので、その辺は私自身も理解をいたすところでございます。

○議長（吉田敏男君） 他に。10番。

○10番（谷口二郎君） 委員長にひとつお尋ねをいたします。

今回、議案として取り扱うのはきょうなんですよね。農業委員会からの抗議を出されているのは、7日付で出されておりますよね。我々議会の議論というのは、議題になってからの議論でありまして、議題になっていない案件に対して抗議が出てくるというのは、私は考え方としてはおかしい気がするんです。

それで、本来、調査結果が出て、その調査結果に対して、議員間の議論なんですよ、これはね。この調査報告が本当に事実関係に照らした客観的な判断で、いいのか悪いのかという判断をするわけですよ。これがないうちに抗議が出てくると。抗議をあわせて議論するというのは、普通異例ですよ。

先ほど委員長のほうからも、こんなことは初めてだと。確かにそうなんですよ。この扱いは、議運でもやりましたけれども、やっぱり公平に民主的にやるべきではないかということから、こうなったんですが、やっぱり本来こうあるわけではないんですよね。したがって、委員長も、この報告で何とか理解をしてくださいという言い方を先ほどからされているんですね。

だから、ここのずれの問題について委員長どう受けとめておりますか。私はこれを聞いて、あとは総括でやりたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） 答弁求めていますから、先に委員長答弁。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

私自身も長い経験の中で、こういう経験は……。通常、所管事務調査報告と、単行議案でも結構なんですけど、それが議会の一定の

結論が出て、関係者、団体もありましょうし、今回のような、普通、執行機関はほとんどないというふうに私は認識しておりますけど、だけでも、現実にあったんですね。

基本的な考え方で言えば、今10番議員のおっしゃってることなんですよ。本来、議会が開催して、議題に供されて、一定の議員間の、やっぱり所管事務調査の質疑なものですから、それを踏まえて一定のコメントが出ることは。だけど、執行機関だなんていう部分は、ちょっと信じられない感じですけど。

まさに10番議員がおっしゃっているように、議会が8日なのに7日付で来てるんですよ。先ほど、これはやっぱり手続上も、そういうことにならんだろうという。だけど、私は所管の委員会の委員長として、原則論で窓口で却下するというのも考えたものですから、私は責任者でなく、他の委員に所属していたら、今いみじくも10番議員のおっしゃっていることを論点にしたいと思えますね。

だから、先ほど申し上げている手続上も、委員会で意思決定をして終わってから、後から議員が2人来て、委員長ひとつこれは修正してくれなんていうこと、それはもちろんできませんし、冒頭言っている、10番議員のおっしゃっていることは正論だと、このように認識しております。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

11番。

○11番（後藤次雄君） 今まで、ずっと各議員さんの議論を聞いてきました。それで、私のほうからちょっとお聞きしたいんですけども、これは毎年、こういうことをやった結果を、こういうことで文書にしているのか、それとも、ある時期にこういうことがあって、こういう結果だからこういうふうになっているんだということなのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけどもね。

それと、毎年行政監査やっていますよね。行政監査の代監にもお聞きしたいんですけども

ども、こういう内容で今まで見てたのか、それとも、行政監査としては、それこそ経営理念にのってきちっとやっていたのかどうかを含めて、ちょっとそこら辺まずお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 先に委員長答弁。

○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

先ほど申し上げましたように、今の現職の阿部会長さんが御就任になっていたこの3年間ということではなくて、ずっと農地政策一体の中で全部精査をさせていただいてますので、ただこの時点で集約してあったということではありません。

したがって、今、特にこのことについて検証をされた菊地委員につきましては、かつて農業委員の職責にいたこともありまして、また、農業者ということもあって、私どもよりずっと見識が深く、客観的に実態も精査されているというふうに私どもは受けております。

ただ、何回も申し上げますけど、今この時点でこのことが出たということの認識は全くとっておりません。行政手続行為ですから、執行年度がずっと明らかになっておりますので、ただ、ここで詳細には語っておりませんが、そういうことなんです。

ただ、そのときに語りました責任者の名前が出てくる関係で、それはあえて文言にしなかったということで、配慮したということで御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 今、後藤議員のほうから、監査委員に対する業務監査のあり方、これに対してどうであったかということをお聞きになりました。

きょう、議論がこういうふうに沸騰いたしましたして、本来なら違うのかもしれませんが、特に代表監査委員に所見をお願いしたいというふうに思っております。

代表監査委員。

○代表監査委員（川村浩昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私が監査に就任してから、行政監査につき

ましては行っておりません。基本的には財務監査のみでございまして、行政監査につきましては、今後、必要に応じて行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（後藤次雄君） 代監が今答弁されたとおり、代監はこの件にはかかわっていないということですね。それで、議会選出の議員の監査委員は、4年間やっているわけですから、議会議員の監査委員の御説明をいただきたいと思うのですが、こういうことで今までやっているのかどうかも含めて。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

行政監査、先ほど代表監査委員の答弁がありましたけれども、行政監査は代監に就任してから一度もやっていないということでございます。そういった意味で、今は2年ですか、就任以前のことはちょっとわからないという話ですけれども、そういった意味で、監査委員、これは議選の監査委員も一体ですから、そういった意味では、今回は答弁がちょっとできないだろうと思います。

次に、質疑ありませんか。

11番。

○11番（後藤次雄君） わかりました。

それで、先ほど委員長のほうから、これは全部でないんだよという話がありましたね。そういうことを思ってないと、考えてないということであれば、先ほど矢野議員も言いましたし、それから星議員も言ったとおり、この文章はだれが見ても、ぼんと出したら、言葉は悪いですけど、農業委員会っていいかげんなことをやってるなど、そういうように思われると思うんですよ。

だから、何とかここは、先ほど議会の場ですから農業委員会云々は別にしたって言われ

ますけれども、やっぱりだれが見てもね。今まで、確かに菊地委員も言ったとおり、こういうことがあったにしても、やっぱりここは改善すべきだとか、そういうことでやらなかったら、やっぱり余りにも、先ほども言いましたけれども、文章にしたらね、だれが見たってこれは、本当に言葉は悪いですけど、不正とかそういうのをやってるというふうに思われてしまうんですよ。

だから、その辺を何とか修正できないかということを私は思っているんですけど。その辺、委員長さんは、さっきから、これはできないよと言ってますけどね。さらにやっぱり、行政とこっちのほうと一緒にやっていかなければならないことがこれからもいっぱいあると思うんですよ。だから、いろいろな知恵を出して、何とかできないのかということを私のほうから申し上げておきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） ただいまの関係については、意見としてお伺いをしておきます。

7番。

○7番（熊澤芳潔君） このことにつきましても、私議員としましてお読みさせていただきました中では、今まで出た流れと同様、この文章を見た限りでは、遺憾な部分でないのかなというふうに判断もいたしました中に、ただいま総務委員であります菊地さんのほうからいろいろ答弁がございました。

その中で、私ちょっと聞いた範囲がもし間違っていたのかどうかわかりませんが、委員長が言ったことを私は書いたと。この委員というのは、だれのことなのか、ちょっと私、わかりませんが……。

○議長（吉田敏男君） 発言中でありますけれども、委員長ではありません。局長がおっしゃったということです。

○7番（熊澤芳潔君） そうですか。わかりました。そういうことでございます。それはわかりました。

ただ、今、後藤議員が言ったように、私はこの全体を見、また、若干別な形でお聞きし

た中では、やっぱり特殊な部分がここに明記されて、農業委員会全体がこういう形に見られるというような形になりかねない文だと私も思います。

それで、特に今言われたように、農業委員会の基本理念までうたわれ、さらに農地行政を危惧するという、極端に言えばだめ押しみたいな感じで、極端な形であろうと。こういう例題に挙げられたことにつきましては、100%のうち10%あるのかどうかということのような感じで私は受けとめてまいりましたのでね。

先ほど委員長からお話しありましたように、別な形でもし、法的な根拠で整理されることもできるというような形でございましたんで、再度私はそういった形で、何らかの形で修正というんですか、そういったことができればありがたいなことでは申し述べたいと思います。

以上でございます。

**○議長（吉田敏男君）** そのことも意見でよろしいですね。委員長に答弁を求めますか。

委員長、ただいまの意見というか、質問に対して御答弁をいただきます。

8番。

**○総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）**

先ほどから各議員からお尋ねあった委員会の責任者として申し上げていることで、何らか変わりませんので、御理解をいただきたいと思います。

今は、議会がきょう開会になりましたから、法論上このことが、調査報告を認めないと皆さんがおっしゃるのであれば、また話を後ろへ。1回、議長に委員会としては報告しているんですよね。だから、私は、そういうことを言うと、今後、議会運営そのものに禍根を残すんでないですか、そういう議会運営をいたしますと。

通常の文言の最終的なフィニッシュ、成文化のあり方としては、思慮されたい、努められたい、そういう形の中で文章を流すという。この文章からいけば、確かに欠けている

と、この行政に危惧するって言ったら、死んだ人間の首絞めているような、そんな表現だと受け取れる。そのことに皆さんが危惧感を感じて、いろんな御発言が続出しているというふうには受けとめてございますが、このことは先ほどから申し上げておりますように、我々も公職者として、農業委員さんも公職者として、お互いにやっぱりそういうことのある一定の公職者の厳しいところを、お互いにせめぎ合いながら執行していくんだと。

ただ、1点、先ほどもどなたかの議員にお答えいたしましたけれども、全体が最終的な集約に、すべての農業行政がそうであるとか、現職の農業委員会がそうだということではないわけですし、昨年度からずっとやって、それぞれの資料等もついておりますので、先ほどの菊地委員の実態の中からも、そういう限定集約されて、一定の中でのことを皆さんに、この文言にないところを説明させていただいてますんで、その辺もしんしゃくして御理解をいただきたいものだなと、このように考えてございます。御理解いただきます。

**○議長（吉田敏男君）** 時間になりましたので、昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

**○議長（吉田敏男君）** 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

報告第4号、他の質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

## ◎ 報告第5号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第8 報告第5号足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。



○議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一將君） 報告第5号足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告をいたします。

平成21年第1回足寄町議会定例会において付託された事件について、調査の結果を足寄町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告をします。

事件名、議会改革に関する諸問題の調査研究及び提言。二つ目として、議会活性化に関する諸問題の調査研究及び提言。

調査日は、21年から今日まで25回でございます。

調査地につきましては、道内、道外。道外につきましては、山形県庄内町、奈良県斑鳩町、滋賀県竜王町でございます。

報告の内容につきまして、別紙のとおりでございます。読み上げて報告にかえさせていただきますと思います。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることができる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実と強化を求められている。

足寄町議会の改革・活性化については、平成21年3月に特別委員会を設置し、これまで先進地の道外視察も含め協議を重ねてきました。

議員定数につきましては、平成22年5月の第3回臨時会において中間報告を行い、同年9月の第3回定例会において、議員定数を15名から13名にすることで議決を得たところであります。

既に執行者側に対する反問権や一般質問に対する答弁者の直前配付、補正予算の本会議での即決審議など改革を進めてきたが、議会活動は制度的な面だけでなく、実質的な面から議会の権能を高めていくためには、議会が住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要であり、そのためには、議員

を選出した住民においても、議会における議論の内容や議員の活動の実態等について、積極的に関心を持たれることが期待されるところでございます。

足寄町議会は、住民に対しさらなる説明責任や議会の透明性を図る必要から、議会運営の基本的理念の中で、議会・議員の活動原則、町民と議会の協働、町長と議会の関係、法第96条第2項に定める議決事件の拡大、議会の議決すべき事件以外の契約の透明性、自由討議の活性等を定めた。

また、議会運営の機能強化の中で、本会議・委員会等の機能強化では、閉会中の所管事務調査や視察調査、広報広聴常任委員会の設置、質問・質疑は議員の責務、一般質問・質疑のあり方の改善等を定めた。

住民に開かれた議会への取り組みでは、議会報告会や議会広報、議会の実態公表、傍聴規制の緩和、議員報酬の見直し・期末手当の廃止、長期欠席者の報酬等の減額措置等を成文化し、新たに、これまでの議会関係条例を一体化し、議会運営の基本的理念と現行の議会運営の実態をさらに強化・進化させるため、現行法規範の見直しを図ることとし、議会運営における最高規範とするものである。

今後も引き続き、議会の改革・活性化に向け、町民に対する役割・責任を果たすための議会運営づくりを目指し、町民からの信託を受けたとの強い認識を持ち、町民に開かれた議会のあり方、議会と町民参加、議員の資質向上など、議会制度の改革を積極的に議論し、さらに調査・研究を進め、改善に向け取り組んでいくことが重要であります。

皆さんのお手元に配付してあります、そのあとの議会運営の基本的理念と現行規範の見直しと議会運営の機能強化につきましては、高橋委員のほうから説明があります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） それでは、私のほうから議

会改革活性化案についての御説明を申し上げたいと存じます。

この活性化案につきましては、議会運営の基本理念と現行規範の見直しの大綱2点に整理をさせていただきました。現行規範の見直しについては、議会運営の機能強化の項に詳細がございますので、るる説明をさせていただきます。

まず、前段の地方分権改革の動きの中で、新たなる要請に対応すべき議会のあり方を問い直し、議会の活性化・改革を、議員は町民に対する責任を果たすために、町民から信託を受けた強い認識を持ち、各議員が自覚を持たなければならない。

活性化・改革については、議会運営の基本理念と現行の実態をさらに活性化・改革を進化させるための現行法規範の見直しを図り、議会運営に関する事項を一体化する総合条例の制定を思慮するところでございます。

議会運営の基本理念について申し上げますが、お手元に配付の総則の関係、これは間違っただけで転記してございますので、これを割愛をしていただきたいと存じます。

この項は、本来、総合条例の総則の目的に入る項でございましたので、大変恐縮ですが、現段階で気がつきましたので、この辺を削除願いたいと存じます。

それでは、議会運営の基本理念の関係について入らせていただきます。

この関係は、議会及び議員の活動原則という中項の定めの中で、小項で議会の活動原則、議員の活動原則、この2点に分けてございます。

1点目の議会の活動原則は、議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならないということで、4点について記載をさせていただいております。

まず1点目は、住民から直接選挙された代表であることを常に自覚し、公平性、透明性、信頼性を重視し、町民参加を不断に追求する開かれた議会を目指すこと。

次に2点目は、会議の運営については、開

けた議会の実現に向け、常に見直しを図ること。

3点目は、町民が議会の傍聴し、町政に参加する意欲が高まる議会運営に努めること。

4点目は、町長との緊張関係のもと、監視機能を果たすとともに、議員相互の自由な討議（以下「自由討議」という。）などを用いて、政策立案・提案を積極的に行うこと。

これが議会の活動原則の4原則でございます。

次に、議員の活動原則でございます。

議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。3点記載してございます。

1点目は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、自由討議の推進を重んじること。

2点目は、個別的、地域的な事案の解決でなく、町民全体の福祉向上を目指して活動すること。

3点目は、町政の課題全般について町民の意見を的確に把握するとともに、不断の研さんによって自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をするということでございます。

次に、町民と議会の協働についてでございます。この点については、7点記載してございます。

議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、責任説明を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。

2点目は、議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議員会等すべての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営する。

3点目は、議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。

4点目は、議会は、請願・陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提

案者の意見を聞く機会を設ける。

5点目は、議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働を目指して、政策提案の拡大を図る。

6点目は、議会は、町民に対し、各議員の選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度と議員の公務活動状況を、的確に評価できる情報提供を議会広報等で公表する。

7点目は、議会は、多くの町民が参加できるように、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める。

次に、議会報告会でございます。2点まとめてございます。

議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たすとともに、町民との多様な意見交換の機会として、議会報告会を年1回以上実施し、広く町民の意見を聴取して、議会活動に反映させるものとする。

2点目は、この報告会は広報広聴常任委員会が所管する。

次に、町長と議会の関係についてでございます。

町長と議会及び議員の関係でございます。

1点目は、議会の本会議における議員と町民及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

議長から本会議及び常任委員会、特別委員会の出席を要請された町長等は、議員の質問に対し、議長または委員長長の許可を得て反問することができる。

次に、町長による政策等の形成過程の説明でございます。

町長は、計画・政策・施策・事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

1点目、政策等の発生源。2点目、検討した他の政策案等の内容。3点目、他の自治体の類似する政策との比較検討。4点目、総合計画における根拠または位置づけ。5点目は、関係ある法令及び条例等。6点目は、政策等の実施にかかわる財源措置。7点目は、将来にわたる政策等のコスト計算。

次に、大項の2点目は、議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たって、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点・争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

次に、予算・決算における政策説明資料の作成に関してでございます。

町長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別または事業別の政策説明資料を作成するように務めるものとする。

次は、法第96条第2項の議決事項に関してでございます。

法第96条第2項の議決事項については、代表機関である議会が町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく、代表機関である町長の行政執行上の必要性を比較考慮の上、次のとおり定めるものとする。

1、足寄町総合計画基本構想及びそれにかかわる基本計画。2、足寄町生涯学習推進計画。3、足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画。4点目は、足寄町障がい福祉計画。5点目は、足寄町次世代育成支援行動計画。6点目は、足寄都市計画基本計画。7点目は、長期（3年以上）計画にわたる重要事業の計画決定に関すること。

2として、前項の審査については、委員会及び特別委員会に付託して審査するものとする。ただし、軽微な変更等については、省略することができる。

次に、議会の議決すべき事件以外の契約の透明性についてでございます。

法第98条第1項の規定による議員の検査

の充実を図り、議会の議決すべ事件以外の契約の透明性を高めることにより、契約事務の適正な執行に資することを目的とする。

2点目は、町長は、町が締結する次に掲げる契約について、契約の名称、履行の場所、契約の金額、契約の方法、契約の相手方の住所及び氏名、契約締結の年月日並びに契約の期間を、次の議会において、これを議会に報告するものとする。

一つ、予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約。二つ目として、地方公営企業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約。

大きく3点目は、議会は、前項の規定に基づく報告について、質疑及び意見を述べることができる。町長は、意見が述べられたときは、その権限の範囲以内において、当該意見を尊重するように努めるものとする。

次に、自由討議の活性についてでございます。

自由討議による合意形成。

議会は、議員間の討論を主にしていることを十分に認識し、議長は町長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

議会は、本会議及び各委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して、議員相互間の自由討議で十分に審議し、合意形成に努め、町民に説明責任を果たさなければならない。

3点目は、議員は、前2項の自由討議に基づき、政策、条例の立案を積極的に行うように努めるものとする。

次に、委員会の活動についてでございます。

委員会の活動。3点でございます。

1点目は、委員会審査に当たっては、資料等を公開し、町民に対してわかりやすい議論と説明を行うように努めなければならない。

2点目は、委員長は、委員会秩序の保持に努め、委員長報告をみずから作成し、質疑に

対する答弁も責任を持って行わなければならない。

3点目、各委員会は、町民からの要請に基づき、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めなければならない。ただし、利害関係が発生する集会等は、委員長が判断するものとする。

次に、議会及び議会事務局の体制整備についてでございます。

まず、1項めは、議員研修の強化についてでございます。

議会は、議員の政策立案能力向上のため、議員研修の充実を図り、この条例の理念を議員相互間で共有しなければならない。

議会は、議員研修の強化に当たり、幅広い分野からの専門家、町民等の参加による議員研修会等を年1回以上開催するものとする。

議員は、幅広い知識吸収するため、積極的に研修に参加し、自己啓発をしなければならない。

議会事務局の体制整備についてでございます。

議長は、議員の政策立案能力を支援するため、事務局の調査・法制機能を初めとした組織の強化を図らなければならない。

なお、当分の間、執行機関の法制機能の活用等、職員の併任を考慮するものとする。

次に、議会の広報の充実についてでございます。

議会は、議会広報の発行に当たり、情報技術の発達を踏まえて、多様な広報手段の活用により、充実した内容で町政に係る重要な情報を議会独自の観点から常に町民に対して周知するとともに、あわせて、町民からの意見や要望を取り上げ、その内容と対応等を定期的に住民に周知し、町民に親しまれ、説明責任、情報公開、情報提供の方策に重要な役割を果たす有効な議会広報となるように努めるものとする。

次に、議員の政治倫理、身分、待遇の関係についての項でございます。

議員の政治倫理について御説明申し上げます。

す。

議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく町民や地域の影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

次に、議員の懲罰の項についてでございます。

議員は、地方自治法の規定に基づいて議員に懲罰を科そうとするときは、各議員が町民の信託を受けて選ばれていること、及び議会が町民主権を基礎としていることを踏まえて、慎重に判断するものとする。

次に、議員の定数についてでございます。

これは、御案内のとおり、先ほど委員長が報告したように、議員の定数は13人とすると決定済みでございます。

次に2点目は、議員の定数改正に当たっては、行政改革の視野だけでなく、町民の現状、課題及び将来の予測と展望を十分に考慮し、町民を含む第三者機関（学識経験者等）による議会及び議員の活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

3点目は、議員定数の条例改正案は、町民間の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員が提案し、その理由について説明責任を果たさなければならない。

次に、議員の議員報酬についてでございます。

議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例による。

議員報酬の条例改正は、町民からの直接請求による場合及び町長が特別職報酬審議会条例に基づき提出するものとする。

最後は、先ほど冒頭で申し上げました最高規範の総合条例のことを意味しているわけですが、最高規範及び見直しの手続についての項でございます。

最高規範性。この条例は——これから予測された総合条例を考えてございますが——この条例は、議会運営における最高規範であ

り、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

議会及び議員の責務でございます。

議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

次に、見直し規定でございます。

議会は、定期的にこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2点目は、議会は、前項の検討の結果、条例、規則等の改正が必要と認められる場合には、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

次に、2本柱の、次の議会運営の機能強化の関係について御説明を申し上げます。

まず、本会議・委員会等の機能強化の関係についてでございます。

委員会における議案の提出。

1として、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会は議会に議案を提出することができる。

この関係は、現在の委員会条例等には、当町の議会には規定がございません。したがって、議会運営委員会で、議長会で意思決定されているものを、議運の委員長個人名あるいは議運のメンバーが提案者、賛成者として記載しているのが例でございます。しかしながら、地方自治法が平成18年というふうに認識しておりますが、改正になりまして、委員会そのものが条例等を提案、議案等を提出することになっておりますので、具体的に申し

ますと、何々委員会委員長だれだれ、他の者は賛成で何々委員というこういう形で、今度は固有名詞ではなくて、そういう職責がついて出せるような法律の改正がございましたので、その点も委員会の機能強化の面に、法律改正にのって、足寄町議会も総合条例の制定の際には、法第109条第7項の規定も挿入することと考えていることから、ただいま申し上げている内容になるわけでございます。

委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない。

次に、請願及び陳情の関係についてでございます。

請願及び陳情の審査に対しては、委員会に付託し、提案者に意見陳述をさせなければならない。

これは、完全化の義務化を図ったところでございます。

次に、閉会中の所管事務調査についてでございます。

まず1点目、総務産業・文教厚生常任委員会の開催日数は、毎定例会ごとの閉会中の所管事務調査は7日以上開催するよう努めるものとする。ただし、改選年の第1回定例会後については例外とする。

つまり、改選年の第1回の定例会というのは、ただいま開かれている、本日開会された議会のことを意味するわけでございます。

次に、本会議において付託がない事項であっても、災害等の緊急性のある事項については、調査ができるものとする。

これは、以前の規則ではございませんでしたが、今までの経験測からいきましても、本来は、閉会中の議会の活動は本会議で認められている以外は活動ができないように、議員活動は自由でございますが、なるようになっておりますけれども、不測の事態等もあり得るということを踏まえて、この項を改めて挿入したところでございます。

次に、視察調査の関係について申し上げます。

1点目は、議員の資質を向上させ、議案審議や政策提言の議会活動に寄与させ、住民福祉の増進に資するための研修視察をすることができる。

2点目は、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査にかかわる調査ということで、任期の初年度と3年目の第3回目の定例会後において、3泊4日の日程で3カ所以上の道内・道外の視察地で視察することができるという規定でございます。

これも、初の規定でございまして、経費節減の折、自律プラン等でここ8カ年の間、昨年、一昨年から再開された経過がございますが、地方自治法が改正されまして、政務調査費が公金の支出として認められるようになりました。その場合は、条例を制定するということが、もちろん条件でございます。

ちなみに、十勝管内の動勢を見ますと、音更町と鹿追町の2町村が、政務調査費を導入して調査をしているところでありますが、特別委員会の考え方としては、政務調査費を導入することなく、従来の先ほど申し上げました常任委員会の視察をもって、政策提言に伴う調査をするということに基づいて、先ほど申し上げましたことを申し上げたところでございます。

それから、初年度と3年目の第3回定例会というのは、9月定例会のこと、本年度は今の3月定例会は第1回です。6月定例会は第2回、第3回の9月定例会、その後、なるべく速やかに次期定例会までに調査して、12月定例会、第4回に報告するような、政策提言をできるような視察をする。

3年目を考えましたのは、常任委員会の委員の任期は2年でございますので、委員会の入れかえ等も考慮して、3年目の第3回定例会後にということで規定している状況でございます。

次に、広報広聴常任委員会については、必要に応じて委員派遣として調査をする。

現状の広報発行特別委員会の中でも、私の知る範囲では、札幌等の視察がございすん

で、このことは必要に応じて委員派遣等をして調査をするということでございます。

次に、議会運営委員会、特別委員会については、政策課題等の必要性に応じて調査することができるというふうに考えております。

次に、広報広聴常任委員会の設置でございます。

この関係は、過般の議会運営委員会の報告の中で報告されて、正式に委員会条例を改正しておりません。したがって、今回、この辺も踏まえて、条例に挿入すべく広報広聴常任委員会の設置を考えたところでございます。

委員会は、議長を除く12人の委員で構成し、所管事項は次のとおりとする。

一つには、議会広報誌の編集及び発行に関する事項。2点目は、議会広報・広聴の実施に関する事項。3点目は、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。4点目は、足寄町議会ホームページによる広報に関すること。5点目は、足寄町議会の放映による広報に関することの5点を調査事項としているところでございます。

したがって、前段の視察調査の関係で、広報広聴常任委員会は、必要に応じて委員を派遣して調査するということが、委員構成が12人でございますので、その点を踏まえて適切に公費の節減に努めながら、あるべきスタンスの中で選考をしていただいて、執行するのが適切かなと思っておりますし、また、広報はもちろんでございますし、広聴の関係についても、町政報告会等の関係もございしますので、それは担うことは先ほど申し上げたようなこともございますので、その辺も自主的にしかるべき委員会で審査をして執行するというを踏まえているところでございます。

次に、常任委員会の調査報告の関係でございますが、常任委員会の調査報告は、単なる調査結果にとどまらず、執行機関への提言・提案とすべきであり、全議員が価値観を共有し、共通した認識に立てるよう本会議で委員長報告に対して質疑を行うものとする。

まさに本日の私が所管する総務産業常任委員会の委員長報告に対して、各議員から熱い質疑あったこと、こんなような状態で運営していただければよろしいのかなど、このように認識をいたしているところでございます。

次に、質問・質疑は議員の責務という項でございます。

ちょっと私、歯の調子が悪くて、発音が、若いころはこういう発音ではなかったんですが、聞き苦しい点がございましょうけど、ペーパーがあるんで、その辺も参酌して、同時にひとつ御理解をしていただきたいと思っております。

議会の活性化の一番は、議員の資質の向上にかかわることから、議員個々の議案に対しての質疑を常に行うということと、考え方をただ姿勢が必要最低条件と考えられる。質疑を行うことは、議員みずからの議案に対しての知識と理解を深めるし、また、受ける側でも、常に答弁できるよう準備をしなければならぬ等、双方の意識の向上が町全体の活性化につながるものであると、このように認識して記載をしたところでございます。

次に、提言・指摘事項の処理状況の確認でございます。

1点目は、議会が採択した請願・陳情等については、定期的に報告を求めることとする。

2点目は、常任委員会で提言を行った事項について、常にその執行状況を配慮すべきである。

3点目は、定例会ごとに所管事務調査と提言した事項の検証のため、常任委員会を開催するものとするでございます。

次に、一般質問・質疑のあり方の改善について申し上げます。

議員側としては、地元や団体の陳情に終始したり、首長へのお願いやお礼言上の場になったりすることは現に慎む。これは当然のことでございます。

次に、質問事項が複数事項に際しては、全部を一括して述べることを改善して、一問一

答方式とするものでございます。

次に、3点目は、質疑については、3回の回数制限を撤廃し、無制限とするものでございます。

次に、住民に開かれた議会への取り組みについて申し上げます。

まず1点目は、情報公開でございます。

情報公開条例の中で、議会もその対象になって参加する。これは当然、条例が制定してありますので、御照覧いただければ御理解できるかと存じます。

次に、会議等の事前公開。

本会議・委員会の日程及び議事等の内容については、住民に対して事前に公開するものとする。

次に、3点目は、議会の報告会でございます。

議会活動の一層の充実を図り、住民の議会参加と協働の町づくりを促進するため、議会活動（委員会活動も含む）の状況を町民に直接報告・説明し、町政に関する情報の提供に努めるとともに、議会活動に対する批判や意見、さらに提言など話し合う場とするものでございます。

広報広聴常任委員会において、実施時期と場所、報告内容について協議するものとする。

これは、つい最近、本別町議会が執行されておりますが、何班に分けてやる、開催場所等、それから住民との対話のときの議会サイドのあり方等も十二分に委員会で協議して進めていただきたいと存じます。

次に、議会広報の関係について申し上げます。

先進地の議会で見受けられるように、町民への説明責任を果たすための重要な役割を担う議会だよりとなるよう、これまでのお知らせ広報、会議録広報から脱却し、町民と議会が提言と議論を繰り返す、考える広報となるよう努められるべきであると。

これは、一步、従来の広報から、他の議会で見られてるような理念を申し上げていると

ころでございます。この関係については、総合条例の中に明記してございませんが、議員といたしまして、議員個々の中で御認識をいただければと存じております。

議会だよりは、定例会終了後45日以内に発行するように努めるものとするということでございます。

これは、努力規定で、現状は60日になってございます。先進町村では、30日というところもございますけど、速記力等の関係等も踏まえて、45日を努力目標にして規定をしたところでございます。

次に、広報広聴常任委員会においては、正副委員長と定例会ごとに4委員、つまり順番制の編集委員を選任して、編集発行するものとする、こういうことでございます。

この項については、相当苦勞したところでございますが、議会運営委員会で視察した町村等も、ちなみに白老町でございましたけども、広報常任委員会が議長を除く全員ということでもありますので、本来、広報委員も私、議員当選後36年前に2年ほど経験ございませぬけれども、そんなに10人で編集発行しなければならないということでもありませんと同時に、委員が皆さんがそれぞれ定例会ごとに順番制で、今回が1番から4番まで入って、そのほかに正副委員長、仮にその中に正副委員長がいらっしゃったら、次の番から回って、6人が。そういったしますと、3定例会ぐらいで大体一回り、平委員の方は一回りするのかなということの中で、当初、小委員会とか部会を考えたんですが、ただ1点、広報広聴常任委員会を常任委員会制にしたことにより、議員報酬と委員長報酬との絡みも余り複雑にしないで、皆さんがすべてが携われるようなことがあってしかるべきかなという発想に基づく、ただいま申し上げた広報広聴委員会の編集発行にかかわる委員の選任のあり方を示させていただきました。

次に、議会中継の関係について申し上げます。

議会は町民に公開し、より開かれた議会を



推進するため、議会の会議中継を行うものとする。

現在、これは行っておりません。行っておりませんで、2点目、3点目、4点目、ずっと9点目まで、現在の規定は全くありませんので、現状を踏まえて、これはすべて今回の総合条例の中で、承認を考えてございます。具体的には、記載のとおりですので、特段説明する必要はございませんので、ひとつ御照覧をいただいて御判断を賜りたいと存じます。

次に、議会の実態公表についてでございます。

本会議・委員会活動の実態と各議員における議案等の表決結果及び公務実態を議会広報誌等で公表するものとするという規定でございます。

今回、皆様のお手元の資料の中で、発言の関係、一般質問の関係、公務日数の関係、議員個々に精査をして配付してございますが、この場合は特別委員会でも議論がありました。賛否の問題、それから議会だよりの公表の問題、公表の時期等、いろいろな考え方はあるんですが、あえて広報常任委員会を設置して、新しく改選された議員各位の見識の中で一つの適切な記載のあり方、議会、町民に対する公表のあり方を考えていただきたいと思います。現に、視察先でもこういう事例がございましたので、そんなことも考えているところでございます。

なお、これは議会だよりの広報誌等なんですが、視察等の中で、私も、現在の特別委員に選任されてから、十勝管内を、帯広市を含めて全部の議会広報に目を通させていただきましたし、道内外を含めてそれですすこと10団体くらい目を通させて、それなりの記載のあり方等なり、発行のあり方もあるのかなという思いをいたしておりますが、一から十までモデルを示して記載するという事は、新しく選ばれる議員さん方を見識が拘束されるということでありまして、枠組みだけをひとつ条例化することにすべきではないかと

いう判断をいたしまして、詳細については記載をしていないところでございますので、次に立候補されて当選された方は、その辺も踏まえて適切なあり方を模索して実施していただきたいと期待をしているところでございます。

次に、傍聴者の対応でございます。

会議に関する議案書等については、議員同様に傍聴者に対応する。本会議及び委員会において、住民の生の声を聞くため、傍聴者との対話の場を設けるものとする。

これは、十勝管内の音更さんが実施していることの猿まねではございませんが、これもあつてしかるべきスタンスかなというふうに思っただけを挿入をさせていただきました。

具体的なあり方等については、これも議会運営委員会で考えて、これは御決定なされて、あるべき姿で執行するのかなというふうに。したがって、詳細に規定すべきでないという判断で、具体的には明示しておりませんが、理念だけ記載をし、条例化をする考え方に立っているわけでございます。

次に、傍聴者へのアンケート実施、これも従来やっていたかどうか、私よく定かでないんですが、本会議・委員会の傍聴に対しては、傍聴の受け付けに際し、議会傍聴で感じたことをアンケート用紙を配付し、記載していただき、住民の声を議会に反映させると。

これは、従来も議会だよりの等でもって、傍聴したらどうですか、議会に何か声ありませんかというようなことで、従来もやっておりますし、その延長線上、さらに内容の密なものになっていただければなという期待でございます。

次に、子ども議会の開催でございます。

これからの町を担う世代の小学生、中学生を対象とした子ども議会を開催するよう努める。開催要項等は、広報広聴常任委員会でお考えいただいて、具体的な進めについて推しはかっていたきたいということでございます。

次に、傍聴規則の緩和でございます。

写真、ビデオ、撮影及び録音等の自由にするということでございます。

議長は、傍聴者における写真、ビデオ等の撮影及び録音（以下「録音等」という。）については認めることとし、議事の進行の妨げになっていると認めたとき、または他の傍聴者に迷惑を及びしうると認めたときは、撮影等の方法の変更を求めることができる。これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

これは、議会の内部の秩序権の問題でございます。従来、現在の傍聴規則は禁止でございます。禁止でございますが、現実問題として、議会中継をライブも録音もすべて流している段階で、撮影を認めないなんていうことはナンセンスかなという感じで、これを自由にすると。問題は、演壇に立ってフラッシュを浴びて原稿を読めないような状況になれば、それは議長の整理権の中できちっとしていただけるというふうに。そんなことは万に一つないと思いますが、これは議長が議事整理権の中で。したがって、これは完全に自由にいたしましたところでございます。

次に、議員に関する事項でございます。

議員の研修の充実でございます。

現在の議員研修は、調査視察研修、講演会方式による研修等がほとんどであるが、議会運営委員会が企画する自主研究を年に1回以上開催して、議員や議会事務局職員の調査・政策立案・法制能力を求める専門的実務研修の充実や、議員同士のパネルディスカッション、ディベート方式の参加型研修をすることとでございます。

ディスカッション、ディベート研修というのは、皆さん御案内かと思しますので、釈迦に説法で説明いたしません、かえって日本語辞典が出るかと思ひます。

次に進みます。

次の関係の議員報酬の見直し・期末手当の廃止等については、谷口委員のほうから説明をいたすのが適切かと存じますので、私の現段階における説明は終わらせていただきま

す。

○議長（吉田敏男君） 谷口さん。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（谷口二郎君） それでは、説明員を交代をいたしました。特別委員会は、それぞれ持ち場持ち場で調査検討してきましたので、かかわった部分について説明をさせていただきます。

議員報酬の見直しと期末手当の廃止の関係につきましては、これは平成16年のまちづくり調査特別委員会の議論経過もございましたので、私を中心になってというよりも、そういった経過も踏まえて調査をしたということとでございます。

議員報酬の見直し・期末手当の廃止でございます。

議員報酬については、特別職報酬等審議会の答申に基づき決定されてきましたが、地方自治体の行財政改革に伴った議会諸経費の削減をまちづくり調査特別委員会において実施した結果、現行の報酬体系となりました。

議員定数及び報酬問題については、今日なお削減・引き下げの議論が強く、定まっていない状況にあります。

この際、議会改革の実施に基づき、議員報酬を次のように見直すことにいたしました。

現行の議員報酬をそれぞれ10%引き上げ、期末手当1.2カ月を廃止する。なお、実施に当たっては、特別職報酬審議会の答申を受けるものとし、見直し廃止の理由は次のとおりとする。

一つには、現行報酬体系を引き上げとする環境にないこと。管内の状況から、現行維持を妥当と判断をいたしました。

二つ目、期末手当廃止分を報酬加算として現状維持するのは、他の非常勤特別職との兼ね合いと不利益を考慮いたしました。

三つ目、定数2名減で580万円程度の人件費削減になりますが、地方分権の強化に伴い、議会の役割、議会制度の改革により、調査・研究、町民との対話など、議会活性化の予算化は図る必要がある。

ここで、不利益を講じますので、現行の1.2カ月を廃止した分を報酬を引き上げるという形をとりました。道内でも、期末手当廃止というのは余りないのかもしれませんが、こういう形で風通しのよいようなことにしたいということの考え方でございます。

定数2名減で議会経費も削減されますが、先ほどの高橋委員のほうからもありましたが、委員会の調査、そういった経費だとか、それから新たに広報広聴委員会を設けて、町民との対話とか議会報告会、こういうところの経費なんかもある程度考えていかなければなりませんので、こういったことで経費の浮いた分は、議会活動を全般にそういった予算化をしていくべきではないかという考え方で、期末手当に反映させるとか、報酬に反映させるといふ、そういう考え方は持ちませんでした。

したがって、現行と改正後の表でござんただければと思います。これは、年間の議員報酬の収入と、改正後も変わりはないという前提でつくってあります。

それから次に、長期欠席者の報酬等の減額措置の関係でございまして。

これは、今までなかったことでございまして、報酬体系を確立をするということで、新たにこういった措置を設けることにいたしました。

現状の町民経済と町財政状況を踏まえて、議員の活動に対する対価を実態に近づけた報酬支給とするための減額措置でございまして。

1として、長期にわたり議会・議員活動ができない場合の段階的報酬の減額支給でございまして。

月額報酬の月額割合ですが、90日を超えたとき、3カ月ですね、90日を超えて長期欠席、それも続く場合、90日を超えた時点で100分の20の減額措置をとると。180日を超えて、6カ月を超えたとき、これは100分の50。それから、365日を超えたとき、これ100分の70の減額措置をするということで、既に他町村でこういった減

額措置をとられておりますが、明確になりにくいところがあるんですね。

ここでは、特別委員会が議論したのは、90日を超えることですから、89日の段階で、90日目に、例えば出席をしてきたというときに、どういう扱いになるのかという問題などもありました。したがって、ここをすっきりするために、90日を超えた段階では、その次の4カ月目の報酬の20%をカットすると、こういう考え方でございまして。

こうすると、わかりやすい言い方になるんだと思いますけれども、そういう考え方で一応は整理をかけているつもりでございまして。

以下、180日、360日、同様の考え方でございまして。

それから、二つ目には、閉会中の議員所在の報告及び長期の議員活動休止・再開の届出の義務化を明示をしたいということでございまして。

これですべての説明について終わるわけですが、同時に今回、総合条例案について、後日提案をする予定でおりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回、事前に配付されております資料、総合条例案として既に配付をされております。したがって、従来のありました規則、運用、そういったものについては、どういう部分が今回総合条例にかかわってくるのか、それから新たにつくられる条項なども、色分け、文字体、そういうことで既に明示してありますので、わかりやすくしてございまして、ぜひ十分に熟知していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、私のほうからの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（吉田敏男君）** これにて、委員長の報告を終わります。

なお、議会活性化案につきましては、高橋委員、谷口委員のほうからも詳細な御説明がございました。

これから質疑を受けたいというふうに思い

ます。

非常に長い、多い案件がたくさんありますから、議会運営の基本理念と現行規範の見直しということの第1点目。それから、第2点目の機能強化、このことを分けて質疑を受けたいと思います。その後に、総体的に質疑を受けたいというふうに思っております。

それでは、第1点目の議会運営の基本的理念と現行規範の見直しのほうから質疑をお受けをいたしたいと思えます。

どなたでも結構ですから、質疑をいただきたい。

9番。

**○9番（矢野利恵子君）** これは、活性化特別委員会の調査報告プラス、既に総合条例の案まで出ているわけですけれども、これは勝手にその会だけで決めるのではなく、全員協議会を開いて、どういうふうにしたらいいのかというのを話し合っ、それからこの案をつくっても遅くなかったのではないかなと。

これからいろんな質問をして、いろんな質疑をして、それが取り入れられるのだろうか。さっきの農業委員会の話ではないですけれども、これを出してしまったものは取り下げることもしない、書き直すこともしない。それと同じようなことだったら、質問しても何の意味もないので、ここで話し合われたことが条例案に反映されていくものかどうか、まずそこからお尋ねしたいと思えます。

**○議長（吉田敏男君）** 答弁、委員長。

**○議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君）** 今の9番議員さんの質問にお答えをいたします。

町民集会を議員定数の関係で開いたときに、町民の方からいろいろと言われたことを今ちょっと思い出しているんですけども。

特別委員会をつくるということは、皆さんの御了解のもとに議決されてつくられたと。それで、今度また、委員の選考についても、皆さんに報告をし、理解を得たということで、一定の部分は特別委員会を立ち上げたというところで、その委員会に任されていると

いう解釈に立っております。

それで、きょうの特別委員会の報告事項でございます。

それで、今、矢野さんの言われた活性化、機能強化の関係について、皆さんから議論をいただいて、その後に条例案をつくったらいいでないかというような質問であったと思うんですけども、その関係につきましては、私自身の考え方になってしまうのかなと思うんですけども。

一応、これが皆さんから議論をもらって、特別委員会の報告事項ということは議決事項でないものですから、それで、皆さんに議論をいただくけれどもと言ったら、矢野さんはまた怒られると思うんですけども、わからないところを徹底的に質問して聞いていただくと、そして理解を得ていただくという考え方を持っていたところでございます。

以上でございます。

**○議長（吉田敏男君）** 9番。

**○9番（矢野利恵子君）** 今の考え方を聞いて、全く納得ができない。特別委員会を認めてもらったんだから、特別委員会でやったことをすべてよしとするのだから、そんなことにはならない。特別委員会では、一応たたき台をつくってもらえるのかなということであって、それをすべて認めるから特別委員会をつくりましたよなんて、そんなことには絶対ならないことなのでね。

やはり納得するところは納得する、納得しないところは納得しないで、開かれた議会を目指すんだったら、特別委員会を認められたんだから、そこで何をしてもいいんだって、そんなことにはならないと思えます。

一応、たたき台をつくることは、もちろん特別委員会を認めていると、特別委員会で認めたことをすべてに賛成しますということ認めたことではありません。そこを勘違いしないようにやっていただきたいなど。

さっきから話は戻るんですけども、この条例案の中には、かなり私もチェックして不備なところが、これはおかしいんじゃないかと

いうところがかなりあるわけですが、やはりそれについて改善してもらえるのかどうかを、まずはっきりさせてもらえなければ、これは何を言っても無駄だということになるので、そこを特別委員会の方々は再度話し合っ、その方針を決めていただかないことには、こちらも言うにも何も言えないと思います。

○議長（吉田敏男君） 委員長答弁。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） その関係につきましては、一応規範づくりということで高橋議員にお願いしてあった部分もございます。それで、高橋委員から提案されて、委員会でいろいろと議論した結果がこういうことになったということで、今、矢野さんの言われたことにつきまして、高橋議員のほうから答弁いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） まず、議会が特定な議会運営に関する、あるいは執行機関に関する調査をしようとするとき、全員で調査すること、あるいは所管委員会ですること、特別委員会を設置して調査をすること、これは3態様に分かれるわけですが、最近、国会でも一般論としてという言葉が随分、政府の答弁であります、一般論として言わせていただければ、専ら私もかれこれ100日以上は費やして参考文献、9番議員が選挙員名簿をやっているときも、毎日あなたの来ているとき、毎日行き合っていましたね、駐車場ですね。私は自分の選挙に関心なくて、特別委員として各委員から、やっぱり得手不得手があるんで、高橋幸雄、ひとつ素案をつくれということですから、ある意味では議会議員の集大成ということもありますし、また、その分野は全く私の好きな分野でもあるということもあって、そういうことでだんだん任期も少なくなってきましたから、試案を作成した経過がございます。

そこで、9番議員お尋ねのところ、全員協

議会でするって言うんだしたら、最初から特別委員会を設置しないで全員協議会でやればいいですよ。だけど、この種のもの全員協議会ではまとまらないですよ。

だから、したがって一番意思決定が早いのは1人ですよ。人数が少なければ少ないで意思決定は早いんですよ。

さりとて、今特別委員会を設置して、一定の7人で設置しているわけですから、その中で、専ら目的に合った調査をして、大綱が決まれば、先ほど説明したような、最終的には議会とよその町の先進議会議会の基本条例も踏まえながら、あわせて、この際、地方自治法の改正もありましたし、それを踏まえて一体化して、議員が自分のかかわる議会運営についてみずからすぐ、今まではほとんど、私も36年議員やっても、すべて承知してません、議会に関して。むしろ地方自治法のほうが詳しいくらいですよ、読む機会が多いものですから。そういうものを一体化して、本当に議会運営に資する議員個々が、座右の書としてやるくらいの認識を持っていたかなければ、何でもありの議会になってしまうというのが、僕は8年間痛感してございます。

そういうことも含めて、やっぱりきちっとしよう。議会は議会として、児童会だって、もう少しましな児童会があるのに、それ以下だということになりますれば、やっぱり町民から信託を得た議会ということも、町民から不評になりますし、そういう思いで特別委員会を、先ほど委員長が申し上げたように、立ち上げてまで一定の報告をし、先ほど9番議員が言った総合条例の関係は、そういうことを踏まえて総合条例というものを、当初からバックボーンとして作成しようという特別委員会の意思決定なものですから、ただし、238条もある条例をすぐ出して、審議をすれと言っても、ほとんど無理でしょうから、相当のインターバルを置き、本日、開会した初日に、この対応について報告案を受けた中でいろんな質疑をし、そしてその後、一

定の中で議題として供して、皆さんに審議していただくという一つの手続を踏んでいるところでございます。

それで、先ほど9番の議員がいみじくもおっしゃったように、言ったことが全然変わらないのでは意味ないということですが、そんなことはございません。全体の合意が取りますれば、つくっているものが金科玉条のごとくに一步も曲げれないんだという、そんなばかな議会はないわけですし、9番議員のおっしゃっていることが、まだ崇高で格調の高い議会運営であれば、それは改正してやることは民主主義の手続上からいっても当然のことだというふうに認識しておりますので、どんどん質疑をしていただいてね。

ただ、御理解いただきたいのは、今の議会の活性化の関係の議会運営の基本理念と機能拡大との2点を挙げていましたから、全体をすべて問題点がありましたら、質疑をどんどんしていただいて、この中でも先ほど説明をいたしましたように、条例に即入る部分が、先ほどの109条の関係の、要するに常任委員会の議案提出の関係、地方自治法が改正になって、当議会は改正していないものですから、そういう種も結構ありますんで、それも踏まえて改正しますし、傍聴の規則の自由化の問題、緩和の問題も従来は全部禁止ですから、一変してやることを予定しておりますんで、どんどん御発言をしていただいて、すばらしい見識を示しながら、また、それを参考にして、また特別委員会、定例会が始まったばかりですから、委員会を開催して、それが全体の合意であるとするれば、それは改正することはやぶさかでありませぬので、どんどん質疑していただいて、御指導をいただきたい、このように思うところです。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（矢野利恵子君） では、納得しました。

要するに、多くの議員がここはこのようにしたほうがいいのかという意見になったら、改正することはやぶさかではないということですよ。

ね。納得しました。

○議長（吉田敏男君） 他に。

11番。

○11番（後藤次雄君） 今回の報告について、確かに25日間もやって、相当時間をかけてやったことですから、中身についてはある程度理解はしますけど、ただ、進め方として、実はこの考え方を初めて私がわかったのは、2月9日の新聞報道なんですよ。それで初めてわかって、これは新聞報道ですから、こんな具体的に載ってなかったものですから、ちょっとどういうことかなと思ったんですけども、そうしたら3日の日、昼からですか、議案が来て、初めて内容がわかったと、そういう状況になってます。

それで、私も矢野議員が言ったとおり、やっぱりこれだけの資料ですから、確かに我々が認めた特別委員会ですから、そのことは私はわかって発言しているつもりです。

ただ、これだけの条例改定を含めてあるわけですから、やっぱり1回か2回は全員協議会を開いてもらって、こういう方向で進んでいるという中間報告みたいのを受けたかったなと思うんですよ。というのは、議員の定数の問題のときも同じことを言ったんですけども、だからそのことが今回また生かされなかったなというのは感じております。そのことをまず言っておきたいと思います。

だから、私なりに、きのうもおとともい言いましたけれども、いろんな質問事項がありますんで、これから一つ一つ聞いていきたいと思えます。よろしいですか。

まず、町民と議会の協働の関係ですけども、これは1から5番目、それから7番目はこれでいいと思えますけども、ただ、6番目の、議会は町民に対し、各議員の選挙公報などにおける公約の実現性、議案等に対する議案個々の採決態度と議員の公務活動状況を的確に評価できる情報提供を議会広報等で公表すると。私は、これは、ここまでなぜやらんきゃならんかと思うんですよ。

というのは、ここはやっぱり議員そのもの

が努力することであって、例えば選挙公報とかそういうの、例えば選挙公約で自分で載ってない場合、どういうふうにそれを扱えばいいのか。

そして、これをやってしまうと、本当に議員が毎日活動していることが全部載っちゃうことですからね、私は個人情報の関係も含めて、うまくないと思うんですよ。そういうことで、ぜひこれは今までどおり、議会のほうで町民から求められたら、初めて公表することであって、議会のほうから町民のほうから求められてないことまで公表することはないと思います。その点、1点について委員長のほうから見解をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 高橋委員、答弁。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） 御答弁申し上げます。

この点について、非常に違和感があるかと思いますが、やっぱり地方分権改革推進法が制定されて以来、こういう議会と主権者の流れなんですね。我々みたいな古い議員は、今11番議員さんがおっしゃったような感性とそれほどたがえないような状況にあるんですけども、例えば最近の阿久根市の状況、長野市の状況を見てますと、非常に議会不要論みたいなものもあって、首長があれだけ精鋭化されると、両極端な例でございますけど、両方の公共団体。やっぱりこういう時代なのかなという思いをしておりますね。

これは、先進地でやられている事例でございます。議員個々のことでなくて、議会の公の会における公の公表なわけでございますから、そういう時代背景の流れの中で、本当に議会というものについての主権者の御認識をいただくという一つの手だてなのかなと。

これは、先進地議会でも当然とられていることを採用させていただきました。

先ほど、もう1点、冒頭で11番議員さんがおっしゃった、委員会の中間報告とか、定数の関係も話したけど、委員会開催日だって常にオープンにしてるんですよ、内緒で委員会を開いていませんね。最終的に煮詰まっ

た段階でも、出た段階で傍聴者は当然議員の方もいらっしゃる、町民もいらっしゃるということで、会場対応もいたしましたけど、議員はもちろん、入ったのは報道機関が傍聴されただけだったんですけれども。

ただ、中間報告と言っても、なかなか一任を受けて作業やっているのは私1人なものですから、私1人なものですからね、だからそれは中間報告って、私ができなかつたら委員会も開催できないという状況もあって、事が事だから分担をしてやるということも、なかなか状況もできなかった。だから資料収集等については、委員会で（不明）、またそれを出したものを特別委員会開催して、集約されて、議会の会期も迫ってきたし、議員の任期も今期ですし、しかるべき（不明）も、町民の血税を使って調査をしていて、お茶を濁すような結論は得れない。やっぱりしっかりしてやろうということね。

この際、地方分権改革あるいは地方制度調査会は今30次まであります。26次くらいから、これは議員各位にも配付されていると思いますけどね。その中には、午前中に議論がありました行政委員会の関係とか、議会のあり方等、それを踏まえて地方自治法が改正されて、議会のかかわることが相当改正になってきてますよ。我々は、議会はその後何もしないでいたものですから、この際そういう改正も含めてやりたいという、そういう中で提案をさせていただきました。

今、11番さんに御指摘あるような、このことはやっぱり説明責任を果たすと。委員会の中でもこういう議論がありますね。一定の意思決定が決まって、自分は賛成をして、ある町民に会って、町長の批判があったときに一緒になって、了としてやるということの議員としての、公人としてのことということ、僕も今まで長い議員生活で多々、多々どころか相当経験してます。だから、その際はやっぱり明らかにきちっとしていこうということがあるべき今時代の要求かなと、このように思っているところでございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（後藤次雄君） 今、聞きましたら、私1人でつくったという話があったんですけども。いいですか、議長。

今聞きますと、私1人でつくったから、やっぱり中間報告等を含めてできなかったという話を聞いたんですけども、私は、これはやっぱり7人の委員さんが当然全部かかわってやってたと思ってましたから、そういう意見をしたんですけども、1人でつくったということだと、そうすると、本当に言葉悪いんですけど、高橋試案になってしまいますね、これはそういう話になるとね。

そのことが、確かに最終的には、特別委員会の中で、皆さんで意見を集約してこういうことで報告していることになったと思いますけど、やっぱりこんな大事な総合条例改正までやるわけですから、もうちょっとやっぱりその辺は、先ほど言ったみたいに、確かに委員会は開いてやって、私が傍聴に行かなかったというのは、それは言われれば指摘はそのとおりです。ただ、議員としては、そこに行っていないものかどうかという、やっぱり私なりに判断するんですよ、どうしてもね。だから、そういうことで、高橋議員から来なかったということを言われればそのとおりですけども、しかし、今聞いたら、中間報告できなかったというのは、私1人でつくったからということと言われると、それじゃあ高橋議員1人でつくったのかと、それを取りまとめて最終的に報告したということにどうも聞こえるんですね。

私は、そうでないと思います。やっぱり全体で、例えば高橋議員もつくった、みんなでつくっても、最終的には全員であれしたわけですから、本当はこれは私は委員長に答弁をしてもらいたいんですよ。

というのは、ここにも後にもありますけれども、委員会のここに載ってますよね。委員会活動の中で。これは、これに当てはまるかどうか、委員会になってますから、特別委員会が入るかどうか私ちょっと確認してません

けれども、委員長は、委員会秩序保持に努め、委員長報告をみずから作成し、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならないと、こういうことを明記するというです。それであったら今も同じだと思うんですよ。だから、私は、できればやっぱり最高責任者の委員長が報告しているわけですから、委員長のほうから答弁をもらいたい。

それで、今言ったみたいに、この6番の問題については、確かに公表することはあれですけど、議員の個々の採決態度と議員の公務活動状況と、これを的確にするといったって、それぞれありますよね。だから例えば、委員の人も、やっぱりできる人もできない人もいるし、言い方がきちっとできる人もいると思うんですね。それを一つにとらまえて、あのときはこうだった、あのときはこうだったということ、やっぱり私は議員の個人情報、さっきも言いましたけど、それからいっても、やっぱり私はここは納得できないんですよ。

そういうことで、できれば委員長のほうから明快な答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） 私が申し上げてるのは、中間報告というけれども、この種のものに中間報告というのは、途中で中間報告する事情等はないわけですよ。

定数の関係は、私がつくった、私がつくったというのは、試案を作成して、それぞれの委員会委員の方から意見をいただいて、つけ加えること、修正することのそういう作業が、単なる今出ている活性化案だけだったら問題ないんですけど、総合条例を制定するというのを考えたときに、そういう作業がいくんで、やらなきゃならないんですよ。

そういうことを踏まえたとき、だったら11番議員さん、委員会をこれだけ開催しているんだから、一度か傍聴したことありますか。逆にお聞きしたいのは、いつもオープンにしているんですよ。だから、それはいつの



段階でもオープンにしているから、出席をして、いつでも、今は委員会の現行規定の中でも、委員会に出席、発言をできることになっております。一定の中で発言できるわけですからね。

それからもう一つ、今の規則の中で、委員長がつくって委員長が答弁しなきゃなんていう事例は、今求めている条例がそういうことであって、代理でもって申し上げることは何でやぶさかでないと思いますよ。

それから、議員の個々の公表は、公の議案が10本あって、このことの賛否の態度の表明を意味してるわけですから、何ら問題ないと思いますけどね。

だから、過日の議会の中で、ある議員さんが、反対するなら論拠を示して反対討論しなさいよという話が私に入ってきましたが、まさにそのとおりでございまして、やっぱりそういうものなんです。だから、私はいつも申し上げているのは、反対するんなら反対して、それなりの根拠を示すべきだと、賛成なら賛成で。何もわからないのに、ただ賛成、反対ではだめなんだと。

私、議員になったとき、たまたまいみじくば故人になられたからお名前出して差し支えないと思いますけど、お隣に座ってらっしゃるお父様と一緒に議席を間にして、論理明快の反対討論をされておりました。私、出たとき、反対討論は三、四人あるんですけど、賛成討論はだれもしないで、賛成多数、言ってみれば23対3くらいで、23対2くらいですが、26人でしたからね。私、若い世代で、これはいけないと。やっぱり賛成討論も何もなくて、反対討論は論理明快で反対討論して、賛成討論も何もしないで、私はそういうことは、やっぱりこの際、かつての古い型の地方議会だと。新しい議会は堂々と、やっぱり先ほどちょっと11番議員さんは誤解されておりますようですけども、私が申し上げました態度の公表というのは、議案そのものの賛否について示している議会があるから、それはすべきだということを申し上げているわ

けです。

それから、この中でも、自由討議の活性化があります。本来は、きょう、朝から参与席はだれもいなくていいんですよ。議会にかかわる案件だから。その場合に、努めて道内の議会もそうだけど、参与席も仕事していただいて、理事者くらいは出席してらっしゃるのかな、あとは全部仕事する。議会にかかわる議案が出たら、重要であればあるほど、議員個々の自由討議をどんどんするんですよ。自由討議を聞いてて、最終的に自分が賛成するか、反対するかなって。自由討議に反対の論陣を張って、ほかの自由討議を聞いたときに賛成の論陣を張って、私よりも政策論的には、やっぱり反対だったけど賛成だと言って、採決のときに逆に賛成討論に回って賛成することは何ら問題ないんですよ。反対討論を言ってる、賛成には回れないんですよ。自由討議はそういう場所ですからね。そういう意味でのやっぱり議員個々の一つの問題に対する認識を示していくと。

だから、11番議員さん、誤解のないようにしていただきたいのは、先ほどの態度表明というのは、表明できるとかではなくて、採決の、他の議会では見られて、この議案については賛成、反対、そういうことをきちっと議会だより等でね。

あるいは、これから町政報告会がありますけども、確かに本州の視察では、議員会でみずからつくって、それに対しての問いに答えて、内容も町内に配布しておりますね。議会だよりのほかに、特別号ということで。いろんな議会の主権者との関係の表明の関係は、今の地方議会に求められているんだなという、そんな思いがいたします。

だから、このように先ほど私がつくった、私がつくったと言った、何か私的レポートのみたいな物の言い方ですけども、この種のものを構築するに当たっての一定の、視察も一緒に行ってますし、一定の意見交換も行く前にも特別委員会でやっていますしね、私が一般質問する論旨を、ただいまの報告案件に入っ

ているわけでございませので、ちょっと誤解のないように。

ただ、意思決定というのは、先ほども谷口議員から説明いただいたように、それと分割して、ただ、中間報告をもうちょっと早い時期ということは、その段階で委員会に出席していただければ、そのプロセスがわかったのかなど。

それと同時に、先ほど新聞報道の関係出ましたね。あれは、たまたま、多分こういう状況になると、議員も議会が始まって、議員各位も傍聴に来るだろうと。外にいすを用意したり、第一委員会室でやりましたからね、そういう措置しましたが、お見えになったのは報道機関だけだったものですから、公開のものでありますから、途中経過として新聞報道になされたという、こういう状況かなとも思っていますんで、ひとつその辺は御理解をいただきたいと思えます。

決して、私の私的リポートではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（後藤次雄君） 私は、先ほども言ったとおり、私は特別委員会には傍聴に行っていないとはっきりそれは言ったつもりなんです。

ただ、その特別委員会をいつ実施するのかというのを、我々議員には知らせがないんですよ。ないんです。だから、そういうことをやるんで、議員の人も含めて傍聴にという話だったらあれですけど、全然、我々はそういう機会が全然ないものですから、何月何日何をやるという、そういうのは今まで一切なかったものですからね。それは、高橋さんの言われるとおり、来ないのが悪いというのはそのとおりです。はっきり言ってね。

ただ、来ないより、我々は、いつ日にち、何時からやるというのも知らされてないものですから。それで、やっぱり来なかったということもあるんです。

だから、先ほど、中間報告するべきだと

言ったけど、いや、私は中間報告でなかったら、前議会の中でも、こういう方向で大体固まってるよということをお知らせしてもらいたかったということですね。

それから、1人で1人でって、先ほど、言葉じりとするのは嫌ですけども、高橋議員が1人でつくって、こうだということができなかったって言うだけでね、それは我々も全体でやって、そして委員長のほうに報告するのはわかってますからね。

それでもやっぱり私は、そこまでね、これ意見ですから、やる必要ないということはここで言うておきたいと思えます。

それから次に、町長による政策等の形成過程の、これは、私は今までも行政側でやってきたと思うし、それから、もし説明するとすればどこまで突っ込んだ説明を求めていくのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） まず、冒頭の関係の委員会の開催が議員個々周知されていなかったことについては、私委員長ではありませんけど、ただ、後藤議員さんに御理解いただきたいのは、私が責任者で特別委員会のメンバーになったことがございますよね、一緒に。たまたま現在は特別委員に就任されてなくて、そうでない議員ということになりますけども、あのときも常にオープンなんですよね。通常、きょう特別委員会やるからと言って、あなたと一緒にやったときもそういうことはありません。

ただ、相当の機会にスケジュール調整して、議会の掲示板の中にすべて書いてありますよね。急にあしたやるなんてことはほとんどありませんので、特別委員会の場合特にそうなんですよね。常任委員会との開催の関係、もろもろ執行機関とのいろいろな絡みがあったりしているから。

そんなことで、その辺が精査不足だというふうに御指摘いただければ、委員長にかわって一定の謝意を申し添えることはやぶさかで

はございませんけど、その辺は、私は責任者であなとも一緒に特別委員やったときも、そういう議会の流れとか、日程のスケジュールのあり方とかを考えたときに、その辺を御理解いただきたいものだなと。

特にこの関係、大体終盤になりましてから、たしか町民の声を聞く会の中で、川上さんと木村さんが来てないだけで、あと全員来てたんですよ、全員のメンバーが。その中でも、答弁の中で申し上げてますように、公に特別委員会いつやるんですか、大筋決まったら、やる日を知らせてくださいという意見があったんですよ。

それだから、なおさら特別委員会をやったときに、多分傍聴者もお見えになるという判断で、用意をしたんですよ。委員会室をね。外にもいすも置いたりいろいろして、けどもおいでになったのは報道機関だけだったということなんですよ。そういうことを踏まえて。その辺、ひとつ御理解をいただきたいなというところがございます。

それから、今具体的に町長との関係で、どんなことを書くんだという、どういうことを言うんですかということ、従来も、本来は予算提案等したときにいろんな説明資料、うちの足寄町議会は、町長部局において、行政委員会も含めてそれ相当の説明、政令で定めるもの以外のものもついてるんですよ、基本的にね。けども、今、政策等に関係の過程だけということ、どんなことというのは、3ページに書かれている1点から7点目の分についてお示しをいただきたいなということが特別委員会としての考え方、理事者に対する説明を求める考え方でございます。

○議長（吉田敏男君） 議論中でありましてけれども、ここで暫時休憩をいたしたいと存じます。

午後 2時34分 休憩

午後 2時52分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

他に質疑をお願いいたします。

7番。

○7番（熊澤芳潔君） まず1点目は、先ほど全体のことも質問があったかと思えますけれども、このことについて、行政との関係なのですけれども、議会で決定しましたよということの中で、一方的といいますか、行政とのすり合わせのない中で、このことを進めることになるのかどうか、それでいいのかどうか。

それと、2点目は、議会の活動原則、1ページ目ですけれども、自由討議の具体的な仕組みといいますか、それをちょっとお願いしたいことと、3ページの2について、町長は、町が締結する次に掲げる契約についてということの、この2について具体的に。1ページと3ページをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） まず、第1点目の執行機関との関係については、本来、二元制の中ですり合わせという言葉はないのですけれども、さりとて、やっぱり両輪のごとく議会運営をして町民の負託にこたえるという観点から、執行機関、つまり理事者と十二分に協議をして、理解を求めて、理解をされて提案をしたところがございます。

とりわけ、96条2項の拡大の関係は、特に相当数の手が加わりましたけれども、そういうことを踏まえながら決定をしたところがございます。

次に、3ページの2点目の議会の議決すべき事件以外の契約の透明性の関係の2点目の、町長は、町が締結する次に掲げる契約について、契約の名称、履行の場所、契約の金額、契約の方法、契約の相手方等の住所及び氏名、契約締結の年月日並びに契約の期間を次の議会においてこれを議会に報告するものとする。このことの持つ意味で、1点目に予定価格1,000万円以上ということで、1点、2点目がありますが、今回の総務産業常任委員会の資料に基づいて、土木建設工事135契約を全額明示しています。そのイ

メージと同じようなことで考えていただければいいのかなと思っております。

本来、御案内のとおり、法で定めるのは5,000万円以上ですので、あるいは、財産取得は、御案内のとおり、過般の議会等で問題になりました施行令に定める額ですけれども、そのことを、例えば、今、4月1日から平成23年度執行が始まります。次の第2回6月定例会までに、その間に執行された、ただいま記載した内容について、そういう契約の事実があれば記載の状況を報告して、議員はそこで質疑を述べることができると、こういうことの成文化でございます。この点も、前段申し上げたように、執行機関には理解を求めているところでございます。

そうなりますれば、総務産業常任委員会が従来やっておりますことも、そういうことになれば、どういう形の所管調査の資料というものになるのかなという相関関係が出てまいりますので、それは改選後の担う所管委員長、その職責に当たる方がその辺を総合判断をして、一定の執行機関に求める、あるいは求めないということになるのかなと、省略するということになるのかなと、このように認識してございます。

自由討議の関係でございますが、先ほどもちょっと触れておりましたが、非常に私のような古い議員では、ちょっとなじまない先進地の状況でございました。しかしながら、視察後、総務産業常任委員会でも、単行議案の際については採用してございます。

具体的に事例を申し上げますと、単行議案が出て、委員会に付託になります。その場合に、提案理由の説明は本会議でありますので、直ちに質疑に入ります。通常の委員会議事次第におきますれば、質疑が終わりましたら、討論、採決ということになるわけですが、討論に入る前に委員全員が発言をして、考え方を示していただいています。

先ほど申し上げましたように、仮に白か黒かという結論が2択あるといたしますと、1番委員が白だと言って自由討議の際に発言い

たします。論理明確にやります。2番委員が黒だと言います。3番委員が白だと言います。7名委員会で6名の方が順次発言しますが、それは1回だけではございませんので、自由討議で時間がフリーでございますので、何回か行うことが可能です。そこで、1番委員が白だと2択で話しても、4番委員が発言したときに黒だと言った発言の趣旨が自分の考えている見識をはるかに上回り、また、反対に、やはり黒だなという判断をするということの自由裁量権が委員個々の中で働くのかなと思っております。

したがって、自由討議は、皆さん一巡なり二巡して、あとはございませんと。皆さんで、そこで自由討議が終わりましたら、次はこれで自由討議を終結をいたします、これより討論に入りますと言うんです。討論の際に、黒だと言ったものが、二巡三巡して、他の議員の見識を拝聴して、逆になって討論をすることがございます。

したがって、討論に反対した者が賛成に起立するわけにはまいりませんが、自由討議の際はあくまでも自由ですから。そのことは、本会議にもそういうことを採用して、自由討議がかかるようでしたら、他の議会で見られるように、相当重要案件について議論が百出して長期間要するようだったら、参与席に理事者ぐらいいは残っていただいて、あとは退席していただいて職務についていただくということもありませんし、また、場合によっては、本会議に討論・採決だけを除いて一括上程された場合なんかは、まるっきり、あと自由討議と討論・採決しか残りませんので、一括でもって、例えば予算案なんかは特にいい例ですよ、一括上程の可能なもの。もちろん議決は1本1本議決になりますけれども。そうすると、参与席が全く要りませんので、説明を求めることも全くありませんので、あとは議会だけでもって自由討議をし、討論をし、採決をすると、こういうことは議会運営上のあり方かなというふうに思っておりますので。

ちなみに、先進視察へ行った際、総務産業常任委員会も、単行議案のことにつきまして、その採用を現段階でもとっております。軽微なもの、例えば道路法改正で自由討議といたって、それほど選択肢がありませんので、そういう最も簡易なものは本議会のように即決になっておりますし、重要案件等については、やっぱりそういうような手順の中で、議員個々が自由に、議案等を認識した中で、そして、一定のジャッジを下すということに寄与するのかなど、このように考えております。

これは、改選後の議員各位におかれましては、十二分に採用して、なおかつ、質疑あたりも回数無制限でございますから、完全に納得のいくまで、あとは議長が議事整理権の中で、オウム返しのような質疑のあるときは注意を与え、論点を変えていただくということは必要かなど、肝要かなど思っておりますけれども。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、先ほど、冒頭申し上げましたように、次に、議会運営の機能強化のほうに入らせていただきたいと思います。

ここでの質疑を受けたいと思います。

11番。

○11番（後藤次雄君） 何点かについて質問したいと思います。

まず1点目、閉会中の所管事務調査の関係なのですけれども、この中で、定例会ごとに閉会中の所管事務調査を7日以上ということを書いてあるのですけれども、これは努めるものとするということなのですけれども、これは、やっぱり今まで私も文教を8年間やらせてもらっていましたが、それはそれぞれの委員会の自主性に任せたほうがいいと思うのです。7日と明記するというのは、努力目標みたいなものだからいいのですけれど

も。そして、改選年の第1回定例会後は例外にするということですが、これも含めて、やっぱり今までも、例えば総務産業と文教常任委員会の課題にも、いろいろ振り分けた段階で、文教のほうが、すごく課題が狭まっているのですよ。

そういうことも含めて、やっぱり今までも、お互いにやっているわけですから、それは日数を決めないで、やっぱりこれは努力目標ということで明記しないほうがいいのではないかと思います。

それから、視察調査の関係ですが、これも、実は16年6月から17年6月まで、1年間、いろいろ議論をしまして、これはまちづくり推進調査特別委員会でこれを行っています。

それで、視察の関係ですが、あの時点で決めたのは、やっぱり道外というのは、いろいろな財政事情もあって、極力やめるべきだということで決まったと思うのですね。それが、今回、こういうことで、また道外・道内を含めて視察するということと、それからもう一つは、任期の初年度と3年目の第3回定例議会においてということなのですけれども、この部分も、やっぱり私は前回の17年に決まった、やっぱり年度を決めないで、必要があれば道外でも道内でも視察をしたほうがいいということのほうが私はいいと思うのですね。

これは、17年に決まったまちづくり特別委員会の方向もそうですけれども、そういうほうが、やっぱりこういうに明記してしまうと、例えば、これは極端だと思いますけれども、初年度と3年目においては、いろんな調査項目がなくても行かなければならないと、逆にそういう見方もされますので、ぜひその辺は、今までどおり必要があれば行くと、そういう表現にしたほうが私はいいと思います。

それと、次ですが、広報広聴常任委員会について、必要に応じて委員派遣として調査をすると。

これは、今回、この後になりますけれども、12人ということになっていますね。そうすると、例えば必要に応じて派遣するということは、12人が全員になっていくのかということにも考えられますので、そうすると、経費面でもまたいろいろかかると思いますので、これはやっぱりどういう形で、例えば先ほど話したみたいに、6人ずつ分けて行くのか、その辺がちょっとわからなかったものですから、質問に答えてもらいたいと思います。

それから、あと、議会運営委員会、特別委員会については、これは、ここに書いてあるとおり、政策課題の必要に応じて調査すると、これはこれでいいですね。必要があって行くわけですから。

それから次に、広報広聴常任委員会の設置ですけれども、議長を除く12人の委員で構成するという事になっていますけれども、これは、なぜ12人になるのか。ここに書いてありますけれども、ただ、私は、こんなに必要がないのではないかと。

例えば、町民集会を開くときには、これは議員の責任上、やっぱりこれは行かなければならないと思いますから、余りこれを幅広く、昇格するという事になっていますけれども、ほかの議員が、例えば今回13人になったときのあれですけれども、条例にちょっと載っていますけれども、総務産業が7人、それから文教が6人、こういうことで、これは案ですけれども載っていましたから、そのことから含めて、やっぱり広報広聴委員も、そのぐらいの人数でもできるのではないかとこのことを思っています。

それから、委員会の調査報告ですけれども、先ほど高橋議員の説明もあったけれども、今までやってきているのだということであれば、特にここはこのとおりで載せなくてもいいのではないかとこのように私は思っています。

それから次に、提言・指摘事項の処理状況の確認、これなのですけれども、①の議会が

採択した請願・陳情等については、定期的に報告を求めることとすると。これは、どこに求めていくのか、ちょっと私の勉強不足で申しわけありませんけれども、わかれば教えてもらいたいと思います。

それから次に、一般質問・質疑のあり方の改善ですけれども、①の議員側としては、地元や団体の陳情に終始したり、首長へのお願いやお礼言上の場になったりすることは厳に謹むとなっていますけれども、ただ、例えば一般の人が陳情か要望かというのを分けるのはかなり難しいと思うのですよね。受ける側も、陳情か要望かということ、それは議員が判断すればいいことですが、このところをどういうふうに判断したらいいのか、陳情というのほどまで言うのかを含めて、ちょっとお知らせをいただきたいと思っています。

それから次に、会議等の事前公開の中で、本会議・委員会の日程及び議事録等の内容については、住民に対して事前に公開をするものとする。これは必要なことだと思います。ただ、具体的に、どこでどうやってこれを事前に公開するかというところをお聞きしたいと思います。

次に、議会広報の関係ですけれども、これを読みますと、①で、「議会だより」となるように、その後、これまでの「お知らせ型広報」「会議録広報」から脱却し、町民と議会が提言と議論を繰り返す、「考える広報」ということを述べておられますけれども、これは私個人の考え方ですけれども、私は8年間広報委員をやらせてもらいましたけれども、やっぱりほとんどが「考える広報」ということでやってきましたし、このことをさらに住民に対して、それ以上の突っ込んだことをやるという、これは広報広聴委員会の中でも議論になると思いますけれども、これは今までやってきたことが私は間違っていなかったというように思っています。

それから、議会だよりの定例会終了後45日、これも今までやってきた段階で、議事録

を解くときに、やっぱり事務局から聞いても、60日ぐらいはかかりますよと。それは一般質問の関係もありますが、一般質問が、例えば一人とか二人なら別ですけども、例えば10人やったら、かなりかかりますね。そして、やっぱり一人の人で何万字も校正しなければならぬものですから、そういうことからいくと、これは努めるというふうになっていますけれども、やっぱり今は現行どおりでいいのではないかというふうに思います。

それから、③の委員会においては、正副委員長と定例会ごとに4委員（順番制）の編集委員を選任し、発行するものとする。ただ、これは、私の今までのやってきたものから見ると、かなり神経を使うのですね。もちろん自分のことも編集しますが、他の議員のことも編集するとなると、急に何回か変えていくとなれば、かなり、なった人については、相当苦勞すると思うのですね。

だから、やっぱり初めから、これは何人という、4人でなくて、例えば正副委員長を含めて6人とかという順番制でなくて、専任制にしたほうがいいのではないかと思います。

それから次ですけども、議会の実態公表。これは、私は1番目でも言ったとおり、なぜここまでやらなければならないのかという疑問を持っています。だから、先ほど言ったみたいに、広報等で公表するものでなくて、やっぱりこれは議員の勤務評定にかかわるようなことにもなると思うのですよ。そういうことで、これはやっぱり、こういうことはしないほうがいいのかというふうに言っておきたいと思います。

それから次に、傍聴規制の緩和ですけども、これも議会中継のところで、これだけ広くこれからやるということですから、今までどおりで、これはやっぱり、そこにも書いてありますけれども、そういう規制で、例えば先ほど高橋議員も心配していたとおり、後ろからシャッターをばらばら撮られて、やっぱり撮られるということは、人間的に、前から

ならいいのですけれども、後ろから撮られるというのは相当抵抗があるのですね。

だから、これは今までどおりで別に問題もなかったのに、今までどおりでやったほうがいいのではないかと思います。

それから次に、議員報酬の見直しの関係ですけども、これは先ほど谷口議員のほうから説明がありました。もちろん、まちづくり特別委員会でも実施して現行結果になっています。

それで、私の言いたいのは、確かに17年の中では期末手当を一時凍結すると。この凍結するという意味は、あのときの財政シミュレーションで、基金が最終的にこれぐらいしか残らんと、そういう状況の中で、やっぱり議員の報酬も下げると。そして、あわせて、一時凍結で期末手当も凍結するというようになっていたわけですから、これは、私は、今は改革ですから、一時、それを全部戻して、初めてやる方がいいと私は思うのです。

例えば、ほかの町村でもこういうことをやっていませんから。そして、ここに載っている表にすると、ぱっと見た場合、足寄が一番高いのではないかと、そういう見方もされると思うのですよね。だから、私は、まず戻してもらって、そして、第三者機関の報酬等審議会の中で、きちっと管内の状況を見て、そして、足寄はこの辺でいいという、そういう答申を、やっぱりこの際ですからしてもらったほうがいいと思うのですよ。

というのは、今管内でも、確かに議員報酬で見ても足寄は最下位のほうですね。だから、そのことも含めて、やっぱり特別職報酬審議会があるわけですから、1回、そこでどういう方向がいいかという結論を出してもらったほうが、私は議員で決めるのではなくて、そういうことも必要でないかというふうに思っています。

それから、2番のところで、最後ですけども、不利益を考慮したということで、私は、他町村の現状から見ると、決して不利益になっていない。今までのあれを見ると、逆

に我々がなっていると思うのですね。

そういうことで、このことについては、さっき言ったみたいに、もちろん特別委員会で決めたことは尊重しますけれども、それ以上に、やっぱり特別職報酬等審議会があるわけですから、そこできちっと、先ほど言いましたとおり、管内の状況を見て、そして決めてもらうべきがいいのではないかと、そういうふうに思っています。

それから最後に、長期欠席者の報酬等の減額ですけども、これは、例えば病休のときもいろんな事情があって、例えば、自分でやらない交通事故でも、相手が悪くて休んだ場合も含めて、その辺の議論があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですよ。

それで、いずれにしてもこれは最後の質問になると思いますけれども、やっぱり先ほど言ったとおり、これは大改革をやるわけですから、そして、例えば17年で1回決まって、その後、17、18、19、20、21、22、6年間変えていないわけですから、このことを決めるということは、また来年というわけにはいかないですから、やっぱり慎重に、そして、議員の皆さんがこういうことでいいという方向性が出て、初めて、この改正条例案は決まるべきだと思っていますので、ぜひ、そういうことで私はお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 今、多岐にわたって質問がありました。项目的には16ぐらいあるそうです。答弁をお願いいたします。

8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） まず1点目、閉会中の所管事務調査の関係についてお答えいたします。

この関係については、特別委員会の中で多種議論がございました。現状の中では、閉会中の調査日数は拘束してございません。自由に当該委員会が定例会に閉会中の調査を申し出ると。

御案内のとおり、このように議会が開会をされれば、本会議開会以外は、休会中でも委

員会は自由に、付託の必要なく調査を十二分にできるわけですが、閉会中の調査というのは、本会議で付託をとって議会の議決がないと、議会活動ができない法規範になってございます。

そこで問題は、7日以上ということをも明記することに抵抗感があるように考えられておりますが、ここはいずれにしても、特別委員会で議論がありましたときに、努力規定、努めようということでございます。

ただ、考え方としては、議員報酬との絡みで、税込みでございますが、約250万円ある。今、資料に提出されている公務日数が、それぞれ議員個々の公務日数がありますが、議長は大体その日数の8割掛けぐらいでしょうか、議長で七、八割掛け、議員で85%ぐらいか80%掛けが正規の公務日数かなど。そのことの持つ意味は、例えば卒業式がありましても1日かかりません。

17年度の自律プラン制定後、行政委員さんも含めての考え方としては、例えば日当も半日当を採用してございます。ということは、審議会等がありますと、10時に開会して午前中に終わると、最初から午前中で終わるという見込みで、費用弁償もそれしか用意しておりません。三千数百円ですが。

そういう実態を考えますと、今、お手元の資料で3カ年分、本定例会を会期どおり会議をやったということを前提で日数をカウントしてございますが、今回は、定例会会期も、6日ぐらい開会日数があって、これはどうなるかわかりませんが、平均しても20日はないだろうと、臨時会を含めて20日ぐらいかなと。臨時会で1日も2日もやった例はございません。会期を設けて、過去8年間では、3日の会期でもって半日と2日やった経過がありますが、ほとんど午前中で終わっています。そういうことを実質的に、行政委員さんの日当、公人として日当を換算すると、先ほど申し上げたような実質の公務日数になるのかなと。

そこで、今、7日以上を努力目標として、



7日以上とするというような試案でございましたが、委員会の中で努力規定の中でありました。7日でも、4定例しかありませんので、28日間でございます。そうすると、大体60日を目途として考えております。議会活動を60日ぐらいになるのかなというふうに考えております。

そうすると、特別委員会の中では、閉会中の調査を1年間通してということの御意見もございましたけれども、例えば30日以内とか20日以内ということもございましたけれども、現実的に閉会中調査というのは定例会から定例会の間までのことを言うものですから、ただいまお示ししているような数字で、特別委員会の中で決着を見たところでございます。

改選年の第1回定例会については例外とするというのは、本日の開会された定例会を意味するわけで、改選期を迎えて、定例会の後、5月の改選後の臨時会以外、あるいは、これから予想される臨時会以外は、定例会は6月定例会しかございませんので、実務的にも法理論的にも、今定例会で閉会中の継続調査をする委員会はないかと存じます。今までは皆無でした。12月定例会は、今定例会の調査はもちろんございますけれども、そういうことを御勘案いただいて、実質執行の中で総合判断をしていただければなど、こんなような思いをいたしているところでございます。

次に、視察調査の関係でございますが、非常に、平成17年度の自律プラン等の改革の中で、それ以降は視察を全くしておりません。経費削減も含めてやっておりますでしたけれども、私のように馬齢を重ねている議員は、それぞれの経験を税金を使ってさせていただいた経過がありますが、当然、浅い議員におかれましては、私も天皇陛下の子供に生まれれば皇太子殿下ですけれども、貧乏人の子供に生まれれば貧乏人の子供だと同じように、たまたまこういう状況の中で、悪い時期に向かって公人となられたのかなという思

いは、馬齢を重ねる人間からいたしますれば、そんな思いをいたしてございます。

この4年間の間も、2年前から少しよそへ出て調査をするという機運が生まれまして、理事者等に議会費として御理解をいただいでるの予算措置をし、視察をした経過がございますが、先ほど申し上げましたように、視察調査というのは、やはりよその土地を見る、よその空気に触れるということは、私は大切なことでないかなど。今はインターネット時代で、いろんなことを検索して、いろいろな情報を吸収できることは事実ですけれども、書籍等についても、なかなか質問しても答えが返ってこない。過日の大学入試のあの問題の中にあれば、そういう専門的な知識でもあればそういうこともあるのでしょけれども、1回、公務的にはこういうことも必要かなど。

それと相あわせて、先ほども説明申し上げた中で申し上げましたけれども、十勝管内では音更町と鹿追町さんが、政務調査費を使って政策を提言できるための調査をしたいと。これは、私人の立場で公金を使っていくわけで、一般的には会派であるとかそういう形で、ひとり会派は何か認めないということも聞いていますし、その財務処理のあり方について、いろいろと問題は、道議会も含めてオンブズマンから提言された。そういう経過を踏まえたとき、政策調査費を地方自治法上改正になって公金の支出は認められたけれども、今、総合条例制定に当たって、そのことは、そういう選択肢よりも、従来の行政視察のパターンのほうが、公金のあり方等も含めて、そして、その当該委員会が同じ目線で同じ情報を得て、一定の政策を構築できるように寄与するには、このことがトータル的に選択肢としてはあるべき姿かなということ、今回、視察調査の関係については、これは条例の中には入れてございますが。

そこで、先ほど説明の中で申し上げましたが、任期の初年度の、3年目の第1回というのは、先ほど申し上げましたように、本年の

9月定例会、3年目の9月定例会の後、それを調査して12月定例会に、少しでも政策に反映するということが目的でございますが、この問題については、全体議員各位の合意形成も当然必要ですので、特別委員会の中でしたとされて、その上で提案していることでございますので、その辺を。

それと同時に、道内・道外というのは、当初は道外しか原案にはなかったのですが、道内も選択肢にあってしかるべきではないかという委員のほうから発言がありまして、道内もつけ加えさせていただきました。道内も道外も、それぞれ3泊4日行くというわけではございませんので、道内か道外ということ。

基本的には、やっぱり道外があつてしかるべきかなというような、試算もして、15万円弱かかるわけですが、他の議会の1年間の、例えば鹿追は1万2,000円の月額政策調査費、それから音更が1万円だというのが資料についておりましたけれども、そうすると、年間12万円ですから、4年間で48万円ということですが、これは大体消費金額を15万円と見て、トータル30万円を一応財政的にも推計をしているところでございます。

このことについては、そんな自律プランもやって厳しいのだから行くことはないということであれば、あえて私は皆さんを説き伏せて、何とか原案を認めてくれという心構えはありませんけれども、しかしながら、これもあつて、やはりよそを見て執行機関の、自分の経験則でいきますれば、説明を見て非常に感嘆することも、そういう経験則でいっても、この選択肢はあつてしかるべきかなというふうに考えております。

これも、議員各位の皆さんから、こういうことで必要ないということになりますれば、これは条例からも削除することはやぶさかではありませんけれども、趣旨はそういうことですので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、広報広聴常任委員会の関係、必要に応じて委員派遣として調査するということが、これはちょっと書き方とすれば、委員の代表を派遣するという書き方が正解かと存じます。言っているのは、10人で全部で行くということではございません。

例えば、全道の議長会研修に行った折、全員で議長会へすべてがいきます。その視察、講演をお聞きになって、その帰りは必ず視察目的を含めて、従来は、もう20年ぐらい前になりましたら、道内3カ所でやったのですが、議員定数のこともあり、視察の場所の経費のこともあつて、南北に分かれていたのが、今度は中央1本になりました。そういうこともあつて、どうしても札幌会場になるわけですが、

そんなようなことは全員で研修だから行くわけですが、広報広聴常任委員会の方は、必要に応じて委員の代表派遣としてということが正しいのかと。予定としては、4人か、あるいは正副委員長のほかに2名になるのか6名になるのか、そういうことで考えておりますので、これは改選後については、当然12人で行くのではなくて、そういう御認識をいただきたいと存じますし、また、なおかつ、この文言が条例に入った場合については、不十分だと言われれば、委員の代表派遣とすると、こういうことで加筆をすると御理解いただくのではないかなと思っておりますけど。

一方で、11番議員さんがおっしゃるのは、広報広聴常任委員会の委員メンバーが12人について異論を述べられておりました。議長を除く12人。

これも、先ほど提案理由の説明をした際に申し上げましたけれども、今は地方自治法が改正になりまして、委員の重複はできます。したがって、広報広聴常任委員会も常任委員会になりましたから、特定の委員だけが重複でなくて、全員が重複になるわけでございます。そのことの持つ意味もねらいの一つでございます。常任委員会です。

従来、特別委員会の場合は、全員がなるこ

とはありませんので、したがって、広報広聴常任委員会の役割、所掌事項に、御案内のように広報ばかりではなくて、一定の調査事項等も含め、それから、広聴、つまり町政報告会に対する対応のあり方も、実施要綱も実施したり対応したりするということになれば、全員のほうが好ましいのかなというような認識にも立っております。

先進地事例から見ますれば、3班とか4班、本別さんも、本別町の議会が終わって、お聞きしますと、最終的には全員でやった場所もあったと。人数も、これこれの人数が、町民の方や役場の職員を除いたらこれぐらいだというお話も直接お聞きしております。

このことが足寄町議会の町政報告会にそういうことになるのかどうかは、これはわかりませんが、過般、特別委員会が定数等で実施した町民の声を聞く会は、委員のほかにも、先ほど申し上げた議員の方以外は全員出ておりました。それを除くと、一般住民の方の数は、報道であるような状況でございましたので、この町政報告会も、それに見合うだけの議員も質問にお答えするというのも、単なる一方的に報告するにとどまらないこともありますので、むしろ、そういう意味では、全員で広報広聴常任委員会で行くべきではないかというような認識に立っておりますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

とりわけ、このことで、11番お説のとおり6名ということになりますれば、委員10人中、重複委員が6人で、残りの委員は一つの委員会しか所属しないことの不公平感も生まれますし、やはり全員野球で、先ほど御指摘がありました、例えば、こういう種の大きな事業仕分け、全員協議会で云々とか全員でどうとあって、全員で特別委員会も構成することはまれでありませぬし、そのことは可能でありますけれども、常任委員会でございますので、重複が認められて委員会の数も制限されなくなりました関係から、そういうことが望ましいという特別委員会なり、それか

ら、先進地町村の実態もそのようになっているわけでございます。

次に、議員の質疑の関係についての記述事項ですが、これはごくノーマル的な理念でありまして、これを条例化するのではなくて、このことを何回も読み返して、私自身も頭の中に入れて、質問とか質疑というのはこうあらなければならないという理念でございますので、このことがいいとか悪いとかということにはならぬのではないかなと。したがって、これは条例の中に、ここに書いている機能強化が全部条例に入るわけではございませんので、これは一つの理念として議員個々が受けとめることではなかろうかなというふうに思っております。

次に、議員側としては、地元や団体の陳情に終始したり、首長へのお願いやお礼言上の場になったりすることは厳に謹むということは、これは、一般質問・質疑を指して申し上げているところでございます。

通常議会公務でない議員公務の中で、かわる団体の方と一緒に町長室へお訪ねして、一緒に会員の一人としてやることについて禁じているわけでも何でもありませんので、ここは一般質問の中で、町長と、私の所属する団体に従来は160万円しか予算がなかったけれども、今回、こういう事情にかんがみて370万円予算支出する考えはないのかと、こういうことで、それが終わったと思ったら、次の団体を持ち出して、こういう質疑のあり方、一般質問のあり方というのは、それは厳に謹む。これはごく当たり前の概念論でありまして、これがいいなんて言う人はだれもいないのではないかなとも思えますので。今後ともよろしく願いいたしますと結びで、そんな感じのは、これは物の本に書いてある理念でございます。

これは、もちろん条例化するなんていう、そんな条例に入れるような文言でございませぬので、これは11番議員さんが目指す議員像ではないかなと、みずからも体験していることではないかなということ、ただ、議員

全体が再認識するために成文化したものですので、その辺、御了解をいただきたいと思えます。

次に、会議等の事前公開の関係。これは、先ほど1番議員から、特別委員会の開催日時がわからなくて傍聴できなかったという、中間報告の絡みの中で御発言がございました。

そういうこともありますので、このことは住民に開かれた議会の取り組みのことで指しておりますので、幸いにして、マスコミ報道の中で一般質問とか議会の定例会の開会とかっていうことを知らせてはいただいているところでございます。

議会によっては、各公共施設等に張り紙を配付している議会もございました。その具体的なことは、現実問題としてそれを踏襲できるかどうかについては、この問題についても、住民に対し事前に公開するものとするということが基本的な大事なことですので、これも改選後の議員の方で具体的な取り組みをして、どういうことが効果的で、かつ住民に開かれた議会になるのかということで御考察をいただきたいと存じます。

次に、議会広報の関係のお尋ねでございますが、この関係は、これも先ほど説明の中で申し上げたように、ただ知らせるよということではなくて、お互いに情報を共有し合っ、ともに考えようと。

具体的な事業で、こういう表現をすると誤解を招いて恐縮なのですけれども、例えば、ごみの問題を一つの焦点にして、今、行政も我々議会も真剣に取り組んでいる。調理場の関係で、岩見沢でこんなことになったと、今の調理場でその辺は万全なのか。これは所管委員会でやることでしょうけれども、それが実際に建てかえするとか、そういうことになりますれば、それも選択の課題の中でお互いに考える広報になるのかなという意味で、そういう概念論を申し上げているのです。

これも当然条例に入れるところではございませんので、議会広報のあるべきことを、将来展望を含めて、今のままでいいということ

ではだめだということは、私は現職議員でもあり、なおかつ、そうことを申し上げることも、それに携わった委員長ほかの方のことを考えると、そのことは申し上げられません。

それと同時に、1から10まで、先に向けたことを、先ほど申し上げたように、議会広報も十勝管内は帯広市を含め全町村拝読をさせていただきました。たったこれだけのプランニングをするのに、これは道南のほうでございますが、先進地事例の概念論を取り上げた。これは、自分自身の認識を深めればいいのだなと、やっぱりこれは21世紀型の議会広報のあり方を示唆しているのかなという思いの中で記載をして、皆さんとともにこれを理念としてとらえることは何ら問題ではないのだろうかということ記載をしたところでございます。

次に、議会だよりの定例会終了後45日以内の関係。視察町村は30日でございましたけれども、これも以内に発行するように努めるということでございますし、事務レベルとも協議いたしました。12月定例会終了後の年末年始にもかかるようで、これは相当のことで、なかなか、ちょっと45日というのも困難な。でも、しかしながら、きょうは3月8日ですから、それ相当の中で発行されたというふうに私は現実の問題として認識しておりますし、今、マスコミ報道もいろいろな形で報道されますので、議会広報が一日でも早く、場合によっては、先ほどの特別号みたいなチラシのほうでも、足寄議会のお知らせよという感じで、そんなことを選択肢も、一定の編集をしないで中間的にあつてしかるべき選択なのかなという思いはいたしております。

このことについても、新しい改選後の中で広報広聴常任委員会で選ばれた委員の方々が、先ほど冒頭で申し上げたように、正副委員長だけでなく、これは6人ぐらいでいいのではないかというのは、委員構成の重複を含めて、みんなでそれをやるということを含めて、ローテーション方式でやることで、議

会広報に全員が、恐らく3定例ぐらいになると一巡すると思いますね。議長を除いて定数が12名しかおられませんので、2名を除いたら残り5名ですから、4名についても、3定例で一巡します。

その際、肝要なのは、広報の記載のあり方というのは、広報広聴常任委員会できちっとやっぱり、編集委員は、そういうローテーションは結構でしょうね。広報のあり方というのは、先ほど申し上げた十勝管内のいろんな広報を見せていただきました。道内外のも見せていただきました。どれがいい広報のかな。

例えば、表決の態度といったときに、私は一般会計に反対しましたと。反対にはしかじかという、反対だけ載って理由が載らないという、そういうことは当該発言者の少数者に対する配慮の中で、きちっと広報の中でとれるそういう編集方法。

それから、20分やったものと120分やったもの、何ら広報の内容は変わらないんですよ。それと同時に、内容も議員個々が書くということに、発言者が書くということに現行はなっておりますので、記載の内容、ある者は3回聞いて3回答弁、ある者は2回聞いて2回答弁とか、ある者は5回聞いても、質問したら5回ですね、逆ですね。

それやこれや編集が統一になりませんので、こういう細かいことを言うといかがかと思って、そのあり方も、一定のことが頭の中にありましたけれども、それを文字で書くということは、それに携わる各委員に対しても失礼かと思うし、同時に、そのことは了としてきたという事実経過も尊重しなければならんということで、この辺も先ほどのと同様にお考えいただくかなと。

それと同時に、今回は、つい最近から、もちろん一般質問は事前通告だし、第1回目は相手方の答弁書がいただけるということでありましたら、それをそっくりすれば、1回目はそれで済むのかなという。よその議会の参考例ですけどもね。

それも、例えば、200字以内にして3回、私が当選したころは300字以内、一般質問は3回しかできませんでしたから、300字以内にまとめて、答弁も300、再質問300、再答弁300、再々質問300、再々答弁300と、こういうふうにしてきちっと決まっておりましたから、その辺も踏まえて、我々のころは事前に答弁書はいただけない時代でしたから、その辺を広報の中に織り込んで、それをダブル的な形でとらえますれば、あるいは一般質問が、通告が終わって議会運営委員会を終了しますと一般質問者が確定いたします。そうすると、本定例は11日の10時から、一般質問に関する議会運営委員会が前日の10日の4時ですべて終わりますので、そうすると、再開する16日には、本会議終了後、例えば広報広聴常任委員会を開いて、一般質問の数が決まって固有名詞がはっきりしますから、それに対する取り組みをスタートしていくということも、一つの執行のあり方としてはあり得るのかなということで考えております。

いろいろありましたけれども、いずれにしても、具体的に明記するということは、現に携わって一連の御苦勞をいただいている議員各位に失礼かと存じまして、概念論と大綱のあり方等についてだけ示させていただいたところでございます。

次に、議会の実態公表の関係でお尋ねでございますけれども、この関係、今回も資料の中で加えて、これは賛否両論あるかと思えますけれども、ただ、御理解いただきたいのは、住民に公開をするということですから、そういう理念になりますれば、そういうことになるのかなというふうに。先進地ではそんなことでやっておりましたので。

だから、何回も表決をとったのも、先ほど申し上げましたように、特定な予算の一部分だけ反対だから、最終的に賛成者がもう1名得られないために予算修正案を出せない。そういう人方の少数意見を担保するための言動については、どういうことで取り組むか

と。こういうことになりましたれば、それは公表等も含めて、方法論はいろいろあると、このように考えておりました、これらはあくまでも本会議、委員会も議会活動なわけですから、もともとはオープンなものですから、すべて住民公開ということで考えておりますので、たまたま、今お手元に配付してございます資料ということになりましたれば、ごく当たり前のパターンなのかなと、21世紀に求められている、今の地方議会に求められている、そういうことなのかなと。

もともと、私のような後ろ向きの馬齢を重ねた議員についてはなじまない。先ほどの自由討議もそうですけれども、しかしながら、時代の要請に基づいて、地方議会のあり方は、やっぱりこのように変えていかなければならないのかなという思いでございます。

次に、この辺は全く議論が分かれるところでございます、写真・ビデオ撮影及び録音等の、従来は禁止を自由ということで、何せ改革なものですから、やっぱり放映もしてやっておりますので、規制する何物もないと。

先ほど11番議員さんのお説の中に、前からシャッターならいいけれども、後ろからシャッターというのは、僕も目が痛いし、副議長も目が痛いのではないかと。後ろのシャッターって、光を発したということは別といたしまして、そんな話もございました。これは、やっぱり程度の問題でありまして、議長の議事整理権の中できちっととらまえて、時代の要求に沿った改革として、何とか御理解をいただきたいと。

これも御案内のとおり、それ相当の反対があれば、別に私は人と争うことは全く、選挙は仕方なくて争っていますけれども、それ以外は、争うことはすべて引いている男ですから、このことについては、私の政治生命も、私のがんの進行も関係ありませんので、私自身は撤回できませんけれども、委員会で強力な意見があれば撤回することはやむなしと思っておりますけれども、できますれば、今の状況の

中で御理解をいただきたいものだなと、このように思っているところでございますので。

だから、限られた時間で、多くにわたりまして答弁漏れもあろうかと存じますけれども、後ほどございましたら、また真摯に、ひとつお答えをしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、議員報酬の関係等については、谷口委員より答弁をいたしたいと存じますので、御了解をいただきます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（谷口二郎君） では、私のほうからお答えをいたしますが、これは特別委員会でも大変迷ったところなのですよ。

前の改革議論のときに私どもが報告した中身には、一時凍結の文章ですよ、手当の部分については。では、これはいつまでなのだという議論ですが、当面という言葉を使いましたが、改革期間が10年間で、平成26年までなのですよ。

当時、財政シミュレーションしたときは、議会経費の削減も30%削減するという前提でいきましたので、それは平成19年の定数減でようやく30%を少し超えた削減の厚みになったということなのです。

手当の関係はそのまま動いてきていますが、では、26年までということの見通しを立てておりますが、当面だから、当面のところ切ったらいいのではないかと。

それから、今回特別委員会でも出たのは、1回もとへ戻すべきでないかとか。例えば、手当をもとに戻すといたら4.4に戻すということになりますね。それが一つありました。これも議論になったと思います。

それからもう一つ、過程であったのが、特別報酬審議会の中では、報酬の減額ということが出たのです。特別報酬審議会は、手当の部分は議論になりませんので、報酬の部分だけです。その報酬は、たしか1万円程度切り下げるといことの方針が出たのです。

こういった経過を踏まえてみると、今、特別委員会の議論もさておき、足寄議会全体として手当を4.0以上に戻すことが、果たして町民に向かってやれるかどうかということなのです。これは、私は相当度胸の要ることだと思うのですよ。当面だから、もとに戻してもいいではないかという理論は通りますが、現状の環境を考えたとき、報酬と手当の関係を考えたら、やっぱり足寄はかなり切り込んできましたから、これを一定程度持続していかないと、町民に対して、議会はもっとしっかりすれよということにはね返ってくる可能性があるのですよね。

実は私、平成16年度の改革委員会のときに経験したことなのですけれども、例えば議員定数の削減、あのときは18名から3名減します方向を出しました。それから、期末手当の削減をやりましたね。議会全体で30%強の経費削減をすると。もちろん、先ほど議論になりました視察研修もやらない。非常に閉鎖的なマイナスの思考でスタートをかけました。

この過程で、合併が破たんしたということもあって、町民懇談会をやったのですね。それは行政サイドでやりましたけれども、そのときに、議員歳費の問題とか定数の問題とか、ほとんど出なかったのです。当然議論として出てくるべきなのですが、住民懇談会のときに出てきていないのですね。私も、そのときの記録なんかもずっとひもといて見たのですけれども、それは出ていません。

切り込んだときに出てきたのが、一部、本当にこれだけやっていったいいのかという話がありましたけれども、むしろ切り込んでいくことに対する心配が出されておりましたけれども、本当にこんなに減らしていいのかなみたいな同情的な声もありました。しかし、それ以上のものはなかったのです。

ですから、こういうことを考えたときに、その当時と今の環境を考えたときに、やっぱりこれはもとに戻していくということは、なかなかこれはいまうまくないのではないかなとい

うことを率直に議論をさせてもらいました。

それで、じゃあ、何で10%引き上げて手当をなくすのですかと。これは、先ほど不利益という言葉を使いましたけれども、その他の非常勤特別職員の関係については、期末手当はないのです。議会議員だけはあるのですが、それは議会議員はいわゆる他の特別職、町行政の特別職との比較ですか、そういうことで支給することができるというものを引用して支給しているだけにすぎないのですね。支給しなければならないということにはなっておりません。することができるという。

ですから、そういうことを考えると、もうこの際、手当をなくして報酬で明らかにしていくと、もうこれしかありませんということで、やっぱり大胆に提起をしていったほうがいいのではないかと。

今、全国的にも、この手当議論というのが当然今出てきていますよね。国会議員もそうですけれども。たしか年4か月以上手当を支給しているのは、たしか94%ぐらいの地方議会は支給しているはずですよ。ですから、ほとんどは期末手当を支給しているという状況には確かにありますが、議員の方たちも期末手当というのはあったのですかみたいなことがあるのです。その分は隠れているのですよね。報酬審議会でも議論になりませんので。ですから、本当にこれでいいのだろうと。

したがって、今回、期末手当1.2を削って、それを報酬に10%積むという、このやり方でやっぱり明らかにしていこうと。こういう風通しのいい、そういったことで町民に明らかにするほうが、議会としてはいいのではないかなということでも考えたものでありまして、議員各位の皆さん方には、私どもの削減した責任者としては本当に申しわけないと思っていますよ。年間にするとかなりの金額になりますので、これもかなりダウンすることになってきましたので、本当に申しわけないというふうに思っています。思っていますが、今の現況を考えたときに、やっぱり町民に向かってこれから議会が進んでいこ

うとするときに、よりそういう部分での姿勢もちゃんと示しておいたほうがいいのではないかなということで考えました。

当然、議論のあることは承知の上ですが、もし、これで全体の御了解をいただけないとすれば、先ほど高橋議員が言いましたように、これは議会全体がだめだということの結論になるのであれば、これは現状のままでいくか、それから、手当をもとに戻していくのですかみたいな、もう1回話をするとということになってまいります。

私は、この条例全体は、議員全体がやっぱり確認をして、よし、これでいこうということにならないと、基本的にはスタートできないものだと思っておりますので、規範の見直しの関係にもなっているので、全員賛成でも、その改正の説明をきちんとする義務を議会として持つことになっておりますので、条例のスタートはやっぱり全会一致でやりたい。この大原則からすると、手当の報酬への繰り入れも同時に考えていただいて、ぜひ、そんなことで御了解いただければというふうに思っております。

#### ◎ 会議時間延長の宣告

○議長（吉田敏男君） 会議時間につきましては、会議規則第9条によりまして午後4時までとなっておりますが、本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定によりまして、これを延長いたします。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 10番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（谷口二郎君）（続） それから、削減の関係ですが、議会活動、それから議員活動ができない場合ということですから、けがとか病気とかということになりますね。

それで、これは通常は公務災害として受けている場合は、これはやっぱり対象としないというのが通常ではないでしょうか。それ以外ということで、傷病的なものとして御判断

いただければというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（後藤次雄君） まず、高橋議員に細かくいろいろ説明を受けました。

それで、視察調査の関係、私はだめだとは言っていないのですね。ただ、やっぱり必要なときはやったほうがいいと、そういう意見ですから、やってはいかんということではありませんので、今までもそうだし、年度でなくても、どうしてもいろんなことが出て調査に行かなければならんということもあると、それは必要なときにやればいだけで。

ただ、こういう文面にすると、やっぱり我々はわかるのですけれども、見た人は、何だ、こういうことをやるのかということも言われることもちょっと心配して言ったことであって、だから、必要であれば道外でも道内でも私は行くべきだと思っております。そういうことで私は意見を言ったつもりですから。

それから、広報の常任委員会の関係、これは先ほど高橋議員から代表派遣という、これはわかりました。

それから、広報の12人の関係も、言われてみれば、そういうこともやっぱりこれからは必要でないかということも感じております。

それから、一般質問の関係、これは再認識ということで、別にこれは条例にしないということですから、我々も今までそのとおりにやっていたのですけれども、こういうふうに文書化されると、やっぱりどういうことかなということでも質問しましたので、その辺は御理解願いたいと思います。

それから、会議等の事前公開、これも先ほど答弁の中で、やっぱり議員にしる町民にしる、事前に公開するというので、これから新しい体制の中でやってもらったらいいのではないかということでも言われましたので、これはわかりました。

それから次に、広報の関係で、これも今までやってきたことを言っているのではなくて、これからいろんな各町村のことも私なり



に見て、こうやったらいいのではないかという  
ことで提起したということになっています  
から、それはそれで私もいいと思います。

それとあと、45日以内の、これも先ほど  
言ったように、そこに努めるものであって、  
決して45日以内にやれということでないの  
だということもお話しされましたので、これ  
はそういうことでわかりました。

それから、正副委員長と定例会ごとに4委  
員の関係、これも今聞きまして、理念だと、  
皆さんがそういうことであれば条例に入れる  
ことはないという話も聞きまして、これは  
それでわかりました。

それから、議会実態の公表の関係、これも  
今までやってたことだし、別にと話です  
けれども、私は、やっぱりこれは、理念とい  
うことを言われていましたけれども、これは  
何としても私はここまでやる必要はないの  
ではないかというふうに思っています。

それから、議会中の傍聴の緩和、これは先  
ほど言ったみたいに、そういう過激なとい  
うか、そういうことの迷惑があるとすれば、議  
長の権限でとめることができるということも  
再度言われましたので、それをぜひ生かして  
いただきたいなというふうに思います。

それから、議員報酬の見直し、期末手当の  
廃止の関係、これは谷口議員から、現状も含  
めて、それから17年6月に決まった内容を  
含めてお話しされています。

それで、先ほども言ったとおり、これはあ  
のときの財政シミュレーションの関係で、  
やっぱり30%減らさなければだめだ。今の  
財政シミュレーションは、例えば基金にし  
ても、お話を聞くと、その時点と今の時点は相  
当違いますよ。だからといって、私は全部  
そのままにすれということじゃなくて、少なく  
とも、例えばさっき言ったみたいに、視察旅  
行なんかももとに戻すのであれば、これも一  
時凍結ですから、やっぱり戻して、そこから  
出発して、そして、そのことを第三者機関の  
特別報酬審議会の中で答申を受けたほうがわ  
かりやすいし、町民に対しても、議会でなく

で特別報酬審議会でこういう答申を受けたと  
いうことになれば、大分違ってくると思うの  
ですね。

だから、そういうことで、決して私も高く  
もらおうとかなんとかということをおいませ  
んし、期末手当の関係も、ことしは人事院勸  
告で、結構ほかの町村でも0.2%減らして  
いますよね。今回の議会でも、鹿追かどこか  
減らしていますけれども、そういう状況はわ  
かっています。わかっていますけれども、  
やっぱり一本化することによって、先ほども  
言いましたけれども、谷口議員は、やっぱり  
期末手当の関係は全然町民もわかっていない  
のではないかと、それも特別報酬審議会の中  
でそれはないということですが、ただ、こ  
ういうふうに文書に載せて出すと、例  
えば議長を含めて、議員が20万9,000  
円、これをこういうふうに出してしまうと、  
これだけ読んで、そして、ほかの町村のあれ  
を見ると、足寄はずごく高いのではないかと、  
こういうことを言われるので、逆に心配  
しているのですよ。

だから、谷口さんの言うことも十分わかる  
し、だから、できればそういうことで、私  
は、1回特別報酬審議会の答申を受けて、そ  
の後、やっぱりどうしてもということであ  
れば、再度委員会の中でもう少し議論してや  
っていったほうがいいのではないかという  
ふうに思います。

それで、長期欠席者の関係はわかりまし  
た。ただ、これだけを見ると、全般にわた  
つての議員活動に対する休暇の関係でこ  
ういう処置になるのかなという、ちょっと危  
惧をしたものですから、これは公務災害以外  
ということになっていますので、それはわか  
りました。

それで、ちょっとその関係について、もう  
1回答弁いただければありがたいと思いま  
す。

○議長（吉田敏男君） 8番、答弁。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員  
（高橋幸雄君） 議会実態の公表について

は、ちょっと考え方の相違は11番議員さんとあるように思われますけれども、早い話がすべて原則公開ですので、先ほどから何回も申し上げているように、時代の要求で議会のオープン化かなというふうに思っていますので、ひとつ。

なお、そのあり方等については、先ほど、今回予定している条例の広報広聴常任委員会のあり方等について、しかるべくひとつ。

先ほどもここで申し上げましたように、例えば、予算審議に当たっても、他の議会で予算審議の意見が出ている場合、それから、予算審議の採決に当たって、先ほど申し上げておりますように、同調者が得られず、一定の意思を出せない場合がありますよね。その辺のあり方等も、広報広聴委員会の中できちんと知らしめるような形の中で公表していくというような考え方を示していただければなと。

願わくば、後段の議員報酬の絡みもありましたけれども、先ほど、全体の中で閉会中の所管調査もございますし、それから議会のあり方等も、改革めいた、あるとすれば60日か70日の公務になったとしても、一定の、矢祭は日額でございますけれども、あるいは喜茂別でしたか、監査法人にあれして、資料はおつけしていませんけれども、独自で入手して読みました。もちろん日額で、いろんな……。そういう評価のあり方が、住民目線、納税者目線であるものですから、むしろ、これだけやっているのにこれだけのことなのかなと。

そのかわり、議員というのは、議会公務だけでなく、議員公務的な、例えば議長は出初め式に案内があるから行くけれども、他の議員は、ただ議会であるゆえに行かなければならぬという、そういうケースがたくさんございますよね。そのほかのことも、自分の選挙活動とか、あるいは自分の所属団体のアクションは、これは別でございましてけれども、現地を踏査して事情をいろいろと、所管委員会だけでなく、みずから見て一つの政策提言

をすべく調査をする、議員独自のそういう調査活動もあるものですから、そういうことを含めたとき、やっぱり納税者サイドが一定の中で見識を占めて、財政状況も、平成26年度の関係もありますけれども、そういう選択肢があり得るのかなと。

それからもう1点、やはり先ほど報酬の関係で谷口委員のほうから申し上げましたけれども、基本的な理念というのは、行政委員の方々に、長く馬齢を重ねて議員をやっていると、意識感覚が薄れてまいりまして、議員はいいよなど、ボーナスがもらえるからと、こう言われたのが今でも耳に残っています。その方は今議席におりますけれどもね。言われるまで、余り認識ないのですね、そういうものに。だから、地方自治法上の中では、行政委員にボーナスを支給できるなんていう規定は全くない。

今の議会は、昭和38年か31年か、三十何年ぐらいに、国会で立法化された地方自治法が改正になって、国会議員が、つまり立法府のそういう立場の人たちが地方議会に配慮して、ボーナスを支給することができるという規定を設けたという認識でいるのですけれども。

それから、それはあくまでも義務規定ではなくて、裁量規定ですね。することができる、努めなければならないとか、そういうこととございまして、そういう意味合いで、ここで先ほど谷口委員さんがおっしゃっている、他の特別職の方とのバランスということはそういうことであり、また、そのためには議員も一定の公務をしなければ、そこでまた公務実態の中でギャップが出てくるのかなという、こんな思いもいたしております。

それからもう1点、長期欠席者の関係、ちょっと僕、極めて担当委員会でお話ししていない、議運の中でお話ししようと思っているのですが、長期欠席者の報酬等の減額措置のあり方、これは例えば福島町の例を例えますと、4月1日から6月30日はちょうど90日間あるのですよ。7月1日に出てきた場

合は、7月の減額報酬をできないのですよね。当該月、議員が退院して、おかげさまでお見舞いありがとうございました、元気で議会活動も議員活動もできますのでと、きちんと届け出の義務があるものですから、そうしたら、7月はできないものを、8月もありませんでしょう。そういうのとか、あるいは白老町も同様な基準日めいた、職員の給与めいたものに準じたようなことで。

それで、今考えているのは、それではいつ減額措置するのよということになって、特別委員会の中でも議論がありました。その調整等については、私に一任して精査をして、提案をするのは町長部局なものですから、担当課と協議していくということで、協議を進めさせていただきました。

その結果として、90日経過した直近の支給日、つまり21日にね。ただ、問題は、今、従来のような伝票でもって出納に支出命令をするわけではございませんので、やはり10日程度のインターバルが必要ということになれば、例えば13日に退院してきますよといっても、支給日はまだその先の8日あるのですけれども、事務手続上、もう振り込みの電算が動いていることもあり、その場合は翌月に減額措置をするとか、それは90でも120でも360でも同じような考え方で。

最終的に、例えば180日と続いて減額してやっているうちにお亡くなりになったら、それは本人は亡くなりますから、亡くなった場合は、現行法規範の中でも、1日で亡くなっても全額支給することになる。除名も辞職も皆同じで、現行規定もそうになっていますから、そういう規定ですものかなと。

こういうことがあるのですよね。取ろうと思った21日になって出てきましたと、減額措置をしようと思ったら、その方がその月に亡くなっちゃったのに電算を終えて支給をしてしまったと。そうすると、遺族からその減額措置分を還付していただくというような、こんなことも町長部局とも打ち合わせをしてね。

それともう一つは、その中で、先ほど11番議員さんが御指摘になった公務災害等は除くと。当然のことで、それは全然カウントしないということでございます。

ちなみに、私が交通事故で入院したときは1月16日で、3月5日ぐらいまでいたわけで、たまたま幸いにして定例会の開会日にはなりませんでしたが、日数からいくと、そういう意味では減額措置になりませんが、それは私的な不始末でございますので、当然公務災害ではございませんので、そういうことになるのかなと。

議会の中にも公務災害の規定はありませんけれども、今の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の中で、公務災害の規定がありまして、公務災害の規定の中で公務災害として支給すべきものの規定が別途ございますので、あえて議会の中で、規範で、それを加入しなくてもいいという判断の中で、これからこのことが、ただいまお示ししていることが皆さんの御了解をいただければ、そのような提案を総合条例改正後に…。改正後でないと、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の条中、今の総合条例の、私の記憶に間違いなければ32条でしたか、その中の規定をしていく関係もありますので、先議をしなければならんということになります。

以上です。

いずれにしても、11番議員さんに大筋御理解をいただいたなということで、携わった一人として感謝を申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（後藤次雄君） 高橋議員、丁寧な御回答をいただいて、ありがとうございます。

それで、議員報酬の関係、これは確かにここに書いてあるとおり、他の非常勤特別職との兼ね合わせた場合となっていますけれども、これがもし条例改正でなるとすれば、やっぱり相当議員としていろんなことをやら

なければならぬと思うのです。だから、そういう姿勢を見せれば、先ほども言ったけれども、町民も、これだけやっばり議会も改革して頑張るのだということにもなると思うのです。だから、そういうことで、ぜひ、私もそういうふうを考えていますし、そういうことでやっていきたいと思っています。

それで、資料の1なのですけれども、議員活動の日数の関係ですね。正確にすごく調査して載っているのはありがたいですけれども、ただ、これを見ると、例えば議連の方か特別委員の方は、これは日数は多くなりますよね。だから、こういう出し方でなくて、やっばり議連の人なら議連の人が何ぼとか、そういうふうに出してもらわないと、これは一括で出ているものですから、そうすると、議連とか特別委員会に入っていない人は、これは日数調べですから、これをぱっと見ると、例えば1番の星議員はこんなにやっている、例えば後藤はこのぐらいしかやっていないと、そういう見方をされるということもあると思うのですね。

だから、できれば、議連の委員はこの人で何日出たとか、それから特別委員はこういうことで何ぼ、今回は25日ぐらいですか、そういうことで分けていただいたほうが、下にも書いてありますけれども、これでは普通の人はわからないと思うのですね。だから、公平にするのであれば、そういうことでお願いしたいという意見を持っています。

それから、3番目の発言の回数ですけれども、これも私はこう思っているのですね。例えば、いろんな予算特別委員会とか、決算特別委員会とかありますけれども、議案を読んで、そして、私なりにこれでいいのだということで発言しないこともあるのです。だから、これを、一概に発言回数だけ載せるということになると、例えば34回もしている人がおりますけれども、それと比較されたら、やっぱり自分は読んで読んで、これでいいのだということで思って発言しないわけで

すから、その辺の取り扱いができれば、余りこういうことで発言回数になるというのは、議員の中でやるのならいいですけども、このことを含めてこれからの広報広聴の中で町民に知らせるということになれば、ちょっと私としては問題があると思います。

それで、これは3回目ですから最後になりますけれども、先ほどから高橋議員も谷口さんも言っていますけれども、この条例の関係については、後の議会でやるとなっていますから、それはわかるのですけれども、やっばりさっき言ったみたいに、皆さんが納得して、そして、こういうことでいくのだという全会一致のことで進めていきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他にありませんか。

9番。

○9番（矢野利恵子君） 私は、11番議員さんと同じに、1ページの視察調査のところの②、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査にかかわる調査ということで、任期の初年度と3年目の第3回定例会後においてと、わざわざこんなことを書く必要はないのではないかなど。初年度ではなくて、次年度に必要なかもしれない、そして、4年目のときに必要なことがあるかもしれない。

2年任期だからと言うけれども、大抵は4年間ずっと同じ所管にすることが多い。その中で、やはりこういうのはいかがなものか。そうしたら、必要もないのにやっていくのかということにも誤解されてしまうので、やはりこれは必要に応じて道内なり道外なり、ただ、幾ら必要があっても、無制限に行くということにもならないから、道内は4年の間に1回か2回か、そして、道外は……。必要があればですよ。必要もないのに必ず行くということにはならないと思う。やはり、任期の初年度と3年目の第3回定例会後においてというのは、やはりまずいと思う。

それから、議会の実態公表ですけれども、これについては、私も、少数意見の留保もな

く、たった一人で反対することが多かったものだから、その場合において、本当にきちんと、こういうことについてこういう理由で反対をしたのだということをちゃんと載せてくれるならわかるけれども、ただ単に一般会計反対では、ちょっと勘弁してくれという。

そして、3ページの⑤、議会中継のところ、録画配信の期間は、当該会議が終了した日からおおむね1年とする。なぜ、たった1年。例えば、予算だったら予算だけを比較して、4年間か四、五年見たいという場合は、その比較検討ができない。なぜ、たった1年なのかな。少なくとも、その任期中、最低でも4年間は見えるようにするべきではないのかなと。

議員活動日数調べ。本当に11番議員さんが言われたとおりに、私も、これは日数行きたいけれども、ボランティアで広報広聴をやりたいけれども、それもだめ、もっとやりたい人がいた。ボランティアで議運にも入りたかったけれども、それもだめ、やりたい人がいると。やりたいだけけれども、とめられてというか、みんなの賛成が得られなくてこれに参加できなかった。

また、委員会があるよと言われたときに、その委員会があることを知らないで行かなかったことも、私もありましたから、そういうのをここで利用されたのではたまらないなと。もし委員会に来なかったら、それは通知書を見ていないから、すぐに電話をかけてくれればいいのに、電話もかけない。そして、終わってから、参加しないのは問題だよと言われて、どういうことなのかって。今までの議会で、理由もなく来ないということになったら、必ず電話をかけて、きょうはどうしたのだというのが当たり前のはずだったのに、それが終わってから電話が来て、どうしたのだと。こっちこそどうしたのだと言いたい。

そういうこともあるので、とりあえず、こっちのほうの3点について、任期の初年度と3年目というふうに道内・道外の所管事務調査を決めるのはよくない。録画配信をたっ

た1年にする、この理由がわからない。議会の実態公表については、実態を公表するならするで、中途半端にしないで、一体どういふところに反対したのかということまで詳しく説明するのだったらいいけれども、そうでない限りは、これはちょっとおかしいのではないか。この3点について。

○議長（吉田敏男君） 答弁、8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） まず、1点目の視察調査の関係は、皆さんの御意見があれば、すべて外して、そして4点目に、議会運営委員会、特別委員会、常任委員会において、政策課題の必要に応じて調査するで、それで十分だと思いますね。現況からいって、道内に2回行って、道外へ行くと、そんな状況になりませんのでね。

もちろん、ここでは義務規定でないから、することができるわけですから、だから、しなければならないということではないのですから、それにこだわることはないかなと思いますけれども、今、1年目の3定以降、それから3年目の3定以降、これについて相当…。自治体として、やっぱり政策課題を持って行く場合については、町民に政策反映できる一つの目安として示しているのですが、であるとすれば、これも全部特別委員会の中で再検討して、要するに、4点目の常任委員会もひっくるめてできるということでも、私は別にこだわらないと思っています。

これも特別委員会で協議して、他の意見で、直してもらいたいところだけ御発言なさって、そのままいいという人の発言がないものですから、ない方は了としたということになれば、少数ということになりますし、現行どおりということにもなります。これは条例の規定条項に入っていますので、公金の支出も絡むことから、この辺はやっぱりめりはりをつけて、たくさんの意見を聞くということですから、たくさんの発言をして、無言は賛成というとならえ方になりますので、いつ

までも堂々めぐりになりますので、御発言を忌憚なくお話ししていただきたいと存じます。

それから、2点目の中継の録画配信の、終了してからおおむね1年と。これも当初4年を考えていたのですよ。任期中4年ということで考えたのですけれども、その場合、事務的に録画配信を残すことになりますので、それで、事務的にどうかなど。実際にやっているところは1年ということもあったのです。案として1年。多分1年は短いのではないかなというふうに指摘を受けるなというふうに思っていました。これも再検討させていただきたいと思います。

例えば、こういう場所でこういう表現は適切でないのですけれども、録画配信をやれば、仮に4年だとすれば、私が4年以内に亡くなれば、この録画中継を使って葬儀会場に流せるのですよね、しので。それが可能なのです。いや、まじめな話を申し上げているのですよ。私に限らず、そういうことができるのですよね。

例えば、従来ですと、録画配信も何もないですと、撮ったテープを、現職議員に限ったというふうに私は認識しておりますけれども、当時の一般質問になっている声を流すとか、そういうところに参列したこともございますので、ありし日の姿をしのでということもありますので、そうならば、4年でも妥当かなと。

ただ、事務的に録画のボリュームそのものも、保管の問題等で、多分事務レベルで協議したり、そういうことで。それと同時に、インターネットでの議会中継の関係は、今現段階、冒頭説明いたしまして、全くなくて、これは新規に条例に参入するものでございます。したがって、既存の本州府県のある市の状況がある程度アレンジかたがた、これを導入するというので皆さんに御提案申し上げたところでございます。

それは検討してまいりたいと思って、具体的な運用も含めて、そういう価値があります

ので、他の名前を言うことは失礼ですが、自分のことを言うについては、具体的な効果としてはありますので、議員は一連の政策等の関係で見たいということで、公にかかわることですから、当然のことだと認識しております。

次に、議会の実態公表の関係です。これは、11番議員さんの御指摘がありました。確かに、特別委員になっている、議会運営委員になるということになりますと、同じ日に、きょう本会議を開かれたら、本会議の1日しかカウントされないのですよ。議会運営委員会を何回やっても、それはカウントしていないのです。

一方で、委員会活動の関係もありますし、特別委員会になりますと、そのこともカウントされるので、先ほど11番議員さんからおっしゃられたような趣旨を踏まえて、議会運営委員会だからと、そういう詳細は書いてありますけれども、この資料の提供のあり方が、議会人はわかっても一般市民が知らしめることについて理解することが極めて困難だということになれば、これは一応、今の中では4年分を入れた経過がありますので、ちょっと小さくなりましたけれども、具体的に細分化して、公表に資するためのことは当然可能だというふうに認識しておりますので、その辺については、新しい改選の議員各位におかれましてもこのことを踏まえて、条例制定後、ひとつしっかりと住民に周知をしていただきたいものだなと、このように思っております。

次に、先ほど9番議員からお話しされた、委員会の招集があったのに電話をくれなかったと、そういう子細なことでありますと、私もちょっと、それなりに承知はしておりますが、9番議員は私の所属委員会の委員でもございませんので、ちょっとこの辺についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。御了解いただきます。

これ以上言うと、当該所管委員会の責任者に対して非常に失礼になりますので、この辺

は御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（矢野利恵子君） ネット配信のやり方にも検討をしていただけるといので、ありがたいです。

そして、視察調査の2番については、全部とれということを行っているのではなくて、やはり必要なことはやるべきだと思う。だから、必要でなかったら、全然、全くやらなくてもいいし、必要があったら、本当に2回でも、何回もというそんな無制限ということはあるかもしれないけれども、こんなふうに決めないで、必要なときにやることのできるという形に変えたらどうかということをお願いしたいのですけれども、これについて。

それと、子ども議会の開催ですけれども、子供の教育のために子ども議会も必要かもしれないけれども、一般の人がなかなか議員になり手がないうということも出てきていますので、一般の議員のなり手を発掘するためにも、町民ジェットのように、町民ジェットは子供と大人と交互にやりますよね。だから、子ども議会にしても、大人のいろいろな一般の人の議会、大人議会と子ども議会を隔年でやるというような形で持って行って、もっと議会に対する興味を町民の人たちに喚起するような、そういうやり方もいいのではないかな。

ディベート方式の参加型研修も工夫すべきと、これはちょっと書いていいのかなと。ディベートというのは、賛成派と反対派に分かれて、こっちは何が何でも賛成で相手を論破する、こっちは何が何でも反対で相手を論破するって。それはあくまでも中学生、高校生の範囲であって、我々はディベートではなくて、いかにしたら町をよくすることができるか、どうしたら本当に町のためになるのかということをお話しなければならないので、相手を論破すればいいというものではない。ディベートの参加型研修は、わざわざ議会として、研修としてやるべきことなのかと。ここはちょっと疑問なので、これはやりたかつ

たら、やる人がやればいいのではないかなと。私の気持ちとしては、ディベートではなくて、本当に足寄町のためには何がいいのかと、それを研究する議会であってほしい。

まず1点目は、視察調査を全くとるのではなくて、必要なときにということで変えてもらいたいということと、子ども議会ばかりではなくて、大人議会と隔年でやるようにしてもらいたいということと、ディベートではなくて、もうちょっとまじめに町政についてのことを研究するという、そういう姿勢を持ってもらいたいという、この3点について、またお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、8番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（高橋幸雄君） 視察研修については、別に明言しなくても、4点目にあるように、これには政策課題等の必要に応じて調査すると。これは、今の記載している部分についても、することができるから、しなければならないということではございませんので。

ただ、先ほど申し上げたように、考え方の思いとしては、政務調査費の絡みの中で、ぜひこの程度は議員に研修をして、他の土地でもって一つの政策研修をしていただければなという思いの中で、どうせ出るのなら、タイミング的に政策が反映する時期が肝要ということで、従来の経過から踏まえて、このときが適切かなと。

たしか委員会条例に2年とあっても、全然変わらないと言われれば、政策課題がなかったら行かなければいいわけですから、行かなければならんということではないわけですから、メンバーが変わっていないのなら。

また、特別委員会が設置されて、そのことが、どうしても現地を踏査して一定の政策を提言することの目的があれば、それは当然行って視察できることを明記してございますので、それはそれでよろしいのかなと思っておりますけれども。

この辺も、特別委員会で十分に協議して、他の委員のほうからもそういう御発言があり

ますので、あえて固執はいたしません。私はそんなに固執しない男です。去る者は追わずです。来る者は拒まずです。

次にお答えいたします。

子ども議会の関係ですけれども、確かに大人の方も地方議会なり足寄町政、あるいは足寄議会を熟成する意味では、そういうことの一つのあり方もあるのではないのでしょうか、子ども議会ということ。その第一歩として、冒頭申し上げました音更方式で、きょうも傍聴の方がいらっしゃいますけれども、どの時期でやるかといういろいろな方法論があります。きょうは8日ですから、本別議会が一般質問、夜間ナイターでやっている予定ですよ。

だから、そのやり方はどのようにやるかということがあるわけですから、この辺も当然、今後子ども議会等ということで、一般の方も入れてやるという、その先に傍聴者との一定の対話も入れていきますので、こういう機会を踏まえて、本人の御都合もありましょけれども、そのことは検討に値することだと思っております。それを全面否定する何物もありませんので、前向きにとらえて、特別委員会の中で、また協議をいたしたいと思っております。

それから、ディベート方式の関係、議員研修の充実の関係。パネルディスカッションはいいけれども、ディベートは違いますというのは、例えば公述人を呼んで一定の公聴会のような状況ですよ。ある一定の反対とか賛成で議論して、どちらがいい、一つの見識と正しい選択をすべきかということ。この場合は、議員がみずから一定の政策テーマの中でお互いに議論し合って、どちらの政策を足寄町の将来にわたってやるかということですので、これは先ほど10番議員がおっしゃったようなことを踏まえて、あえてそういうことにこだわられませんので、その研修のあり方でもってディベート方式はだめなのだと言っている理由も見当たりませんから、あえてこういう選択肢もあってしかるべきかなと思いま

すけれども、あえて、これも特別委員会にお諮りして、一定の地に着いたことを考えるようなことで、また検討を皆さんとしていきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（谷口二郎君） 先ほど私のほうで、報酬の関係で答弁をいたしました。単に報酬の部分で手当を削減して、そのことだけでいいとは思っていないのですよ。だから、今、高橋委員のほうからありましたように、政務調査費の問題とかということが出ますよ。

削減の3番目に書いてあるのですよ。ここに、2名減で580万円程度の人件費削減になるのです。こういった経費を、やっぱりこれからの町民に向かっていくという町民対話だとか、調査研究だとか、そういうところに予算化をしていくべきだという言い方をしているのですよ。これが我々特別委員会の考え方なのです。

だから、報酬として受け取ることも、それは必要でしょうけれども、議員活動としてやっぱり予算化をしていくという。そうすると、一般の見方とすれば、議員の活動が見えれば、報酬は高くてもいいという言い方をされるのですよ。だから、そういうふうに向向していくことが一番いいのではないかなという発想です。そういうことで、ここにあえてですね……。

やっぱり先ほども言いましたように、研修というのは、行きたいときにやればいいのかと言うけれども、必要なときにやればいいのかと言うけれども、予算化というのが出てくるでしょう。当初予算というのが出てきますので、そうすると、やっぱり調査研究、それから町民との対話、これは一定程度予算化をしていかなければなりませんから、だから、そういう前提で、トータルして考えていく必要があるのではないかなということ、あえてつけ加えさせていただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 9番。



○9番（矢野利恵子君） お答えありがとうございます。

ただ、予算化するに当たっても、例えば文教の場合は4年間の間に1回だけあったよと。ところが、産経は3回あったよと。でも、どうしても必要なら、それは許されるべきだと思う。予算のない中で、つまり、一つの委員会が1回しか行かなくても、一つの委員会が3回行ったとしても、それは必要があれば許されることだと思うし、予算の内であれば構わないと思う。何が何でも2回ずつ行かなければならないなんていうことになったら、それこそ形骸化してしまって、議員のためにはならないと思う。

やはりこれは無制限ではないけれども、必要があれば行くという、その形で、そのとき、もしかしたら両方の委員会で1回しか行かなくて、予算が余ったとしたって、それはそれで仕方ないと思う。それは予備費のほうに、また次年度に回してという形で持っていくべきだと思います。

○議長（吉田敏男君） 議論中でありませけれども、ここで10分間休憩をいたします。

午後 4時39分 休憩

午後 4時50分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

他の質疑を許します。

6番。

○6番（川上初太郎君） 先ほど来から各議員からいろいろ御発言がございました。私も意見はたくさんございます。先ほど、余り重複するような発言をしてはいけないなということで、私は辞退をいたしておりました。

特別委員会、3年にわたって25回という慎重な審議をしていただいたことは認めます。それで、この案につきまして、議案を見たのが先日、3日配付という中で配付になっていたのですが、別件で、私ごとでかかりきりのことがちょっとございましたので、こちらのほうまで確認できなかったのですが、一つだけ私のほうから発言させていただきたい

と思います。

現行の議員報酬の関係で、最終的には10%上げ、期末手当の2カ月を廃止するという部分で端的に申し上げまして、もう少し時間をかけて議論していただきたいなということをお願い申し上げまして、私の発言をとりあえずはおさめます。（発言する者あり）

私は、議員報酬を上げるべきでないと、現状のままでいいのではないかと。といいますのは、先ほど来議論になっております、管内的に見ても議員報酬は、今度は十勝でも結構なレベルに上がる、高いランクになるというお話も聞いておりますので、私はそれには反対をしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 今の御発言は、10%上げには反対するということは、要するに現行より下げれという意味ですね。

○6番（川上初太郎君） 期末手当を別に廃止しなくてもいいのではないかと、そういうことです。

○議長（吉田敏男君） 意見として伺っております。7番。

○7番（熊澤芳潔君） 私のほうからも議員報酬、また、期末手当の廃止についてということでお聞きしたいと思いますけれども、谷口議員のほうから、平成16年の町づくり特別委員会の中で一時凍結になったということから始まっているわけでございますけれども、その後、町民の皆様からいろいろな報酬の関係等につきまして御意見をいただいているわけですが、この際ですので、いろいろ条例を見ますと、仕事といいますか、大幅な議員としての活動も多くなるとか、また、若い人たちも出てくれるような体制も必要だということから始まりまして、そういったことからいって、やはりもう一回、当時の凍結から始まりますので、一回戻して、私も議論すべきでないかというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） それも意見ですね。5番

○5番（木村明雄君） 皆さんの御意見をお聞きしながら、私も一言述べたいと思います。

今日まで、道内どこの町村においても議員定数削減をしてきた。これは厳しいということの中から、そういう形の中で進んできた。しかしながら、議員活動、これについて議員の皆さんは議員活動に専念をするということになれば、生活ができなくなるぐらい本当に下火になっているということなわけでございます。金持ちではなく、そして新人、若手が出馬しやすくしたいとも言われております。

根室管内の中標津町では、昨年4月、19万3,000円だった月額報酬が4月から20万円に上げたと言われております。今になって道内の町村議会で議員報酬の引き上げを検討する動きが相次いでおります。今日まで自治体の財政難のために引き下げが続いてきたが、議員のなり手不足や定数削減を理由に見直しを求める声が相次いでいるのも確かであります。

そこで、足寄町の財政はこんなに逼迫しているのかということもある。それからまた、私はそうは思わない。個人的な意見として、現行月額19万円、年末手当年1.2カ月分ということなわけなのだけれども、これから先に向けてはこれではだめだということを考えるとすれば、これに10%引き上げぐらいでも私はいいのではないかとというような気がするところでございます。

これは私の個人的な意見なわけなのだけれども、そこで、報酬審議委員会もあるわけで、やはりそれらの意見についても尊重しながら、そして、足寄町の本当の実内容的な内容はどうか、その辺について委員長からお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 10番、答弁。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員（谷口二郎君） 報酬のことですので、私のほうからお答えをいたします。

状況的には、確かにより議会のそういった活動だとか、それからいわゆる新陳代謝、そ

ういうことで議会報酬の関係が話題になってきていることは事実なのです。だから、我々もそういった情報はいろいろ参酌しているつもりなのです。

結論的に、上げるとも下げるとも言っていないのですね、特別委員会は。ただ、手当をなくして一本化するという、これは他の非常勤職員とのバランスのことで、そういうことにしたほうがいいのではないかと。それと、手当の分が隠れて見えないなんていうことは、やっぱりよくないのですよ。もし、それを、手当があったのですかみたいなことで、ほかの町村議会の場合はわかりませんが、でも、手当が隠れみのになっていて、本報酬の分だけで上げ下げ、こっちがあるからいいわみたいなことではよくないと思うのです、これは。だから、いっそのこと手当をなくしちゃって、報酬一本でしていったほうがいいというのが考え方なのです。それで、上げも下げもしないと、現状の維持をしていくということの考え方で報酬審議会の意見を伺うと、こういう結論ですね。

手当の関係については、特別委員会でも議会でも決めるとは申し上げておりません。あくまでも現行制度、報酬審議会制度の中で客観的な判断をしていただくということでございますので、今議論をいただいていることは、あくまでも私どもの考え方を提起をして、議会全体で議論をして、もしこの考え方でいいとすれば、報酬審議会であとは判断をしていただくということの手順を踏むこととなりますので、できればそういうことで御判断をいただいて、あとは報酬審議会で判断をしていただくということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（木村明雄君） わかりました。報酬審議会のほうで理解をいただいて進んでいくということはわかりました。

私が考えるには、この問題について活性化特別委員会、これについては平成21年には12回、22年には10回、23年には3

回、25回も特別委員会を開いている。しかしながら、削減についての皆さんの全員協議会、これはやっているのですよね。しかしながら、報酬、それからまた今回の活性化委員会についてはやっていない。そして、議案が配られて、これが3月3日に配付をされた。そうすれば、メンバー外の人たちについては、3月3日にこれを見たときに初めてわかった。これは一体全体どういうことなんだと私は思うわけなのですよね。

そして、それもなおかつ、そこでちょっと前にはわかった。それは何かというと、北海道新聞、そして十勝毎日新聞の掲載報道によってわかった。我々議員が知らないものが、何で報道がされたのだということになるわけなのですよね。やはり私はこれについても、皆さんが周知徹底して納得のいく形の中でこれは決めていくべきではないのか、私はそう思うわけなのです。

ですから、私の意見としては、この時点でのこの問題については1期4年間をかけて、これは次期に向けて徹底的に協議検討する必要があるのではないか。今ここで4年間の最終の議会でこの問題が出てきたということについて、これはどういうことなのだと、この辺もお聞きをしたいと思います。我々は聞いてもいないのに、これは我々にとって、私は寝耳に水だというふうに考えております。

ですから、これは条例が改正されるというわけなのだけれども、これは本当に前向きに改正されるのかなと、そんなような気もいたします。これは、やはり4年間をかけて、そして1年目でだめだったら2年目あたりからでも、少しずつこれは進めていきながら、そして、こんな最終のこの段階でこの問題が出てくるなんていうこと自体がおかしいと。確かに我々は特別委員会の皆さんに付託をしている。付託をしているということは、これは尊重しなければならないということは百も承知しております。しかしながら、この辺について私はもう少し配慮があってよかったのではないのかなと、意思徹底をする必要があった

のではないのかなと、そんなふうに思うところでもあります。

ですから、この問題については、時期尚早だと、そのように考えるわけですが、そこで委員長にお聞きをいたします。その辺をどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 委員長、答弁。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） お答えをいたします。

これだけの回数、日数をかけながら、今、3月3日で皆さんのお手元に配付した。それを事前に何とかできなかつたかという質問かなと、こう思っております。

先ほど高橋委員のほうから、こういう条例なり規則なりというものについては、一連性があるので、途中で切って、皆さんにどうでしょうかというお諮りというのはなかなか困難だということのように答弁されたかと思えます。そういうことで、一から十まででき上がらなかつたら、なかなか皆さんに提示しても、議論を求めても、そういうのは出てこないのではないかという、そういう考え方を持っていました。

それと、後段の部分の2年ぐらいしかかけていないわけですから、それを4年間かけてやるということになりますと、ことしは議員の改選期でございます。そういうことで、ここでこれが決まらなければ、次に持ち越すということにはならない、廃案になるということでございますので、それで今回、こういうことで提案させていただきました。

それで、木村議員の言うことも十分わかるわけなのですけれども、いろいろと慎重に審議している中で、やっぱり一つ一つが出てくる中で、いろんな形で弊害の部分もあつたりなんかして、また検討し直したりということと時間でかなりかかったことは事実でございますけれども、その中でやっぱりおくれたということでございます。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

足りない分があつたら、高橋委員のほうか

らお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 議会の活性化の一番は議員の資質の向上にかかわることから、議員個々の議案に対して質疑を常に行うということですが、質疑したいと思います。

この中で、議員というのは、活性化の一番というのは、このようにいろいろ改革されてきて、私が思うところは、議員に対する風当たりが強くなったという一つの要因は、報酬に値あるお仕事をしているかということなのですね。そこで、本当にしているかということ、私たちというか、私に関してはしなかったのかなど。だから、この改革案にのっとれば、もっと働ける場所ができたかなとすごく喜んでるところです。

そして、音更町議会さんの傍聴者が多いということの中で、それを努力されているというのは、やはり傍聴者の一言事業ということで、わかりやすい議会をつくられているということなのですね。住民の方との対話が身近になる、これが改革の一番の資質の向上にも値するわかりやすい議会というのがすごく大事なことだと思うのですね。

中身のことは、特別委員会の方が議論し合ってた皆さんの御意見をつくられたわけですから、それに向かって私たち議員は研さんすることによって、的確な質疑応答もできるかなと。そして、傍聴者がいらっしやることによって緊張感も高まりますし、あと、広報・公聴会で住民の方との対話のときにも、どんな質問が来ても答えられるように、自分自身を研さんしていくということが大事なのですね。

議員になるには、別に資格試験があつて入るわけでもない、皆さんから選ばれて入った議会ですので、それはおのずと自分自身で勉強していかなければ、皆さんに納得していただけないと思うのですね。そのところで報酬のこともさることながら、それに値する仕

事を頑張ろうという気持ちでやっていくことがいいと思うのですね。

そして、質疑ですから委員長にお聞きしますけれども、やはり活性化の一番は議員の資質の向上ということで、長年議員を務められた議員から見られますと、新人の議員という歯がゆい思いをきつとされたと思います。でも、やはり議員同士が対話して指導というところで、会派を超えて皆さんで、議案を出されたことに対して会派とは別に全体で協議したりすることも大事なことだなど。私は、それは全体で情報交換なり、このことに関してはどうだろうということのそれぞれの議員の考え方というのは、もちろんそれぞれ資質は違います。それを向上させていくからには、やはり一つの課題を持ってみんなで議論を出し合うということが大事なことではないかなと思います。そのところの委員長の意図をお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） 要するに、議会の活性化に対する考え方、それを意図するところはどこなのですかというような御発言でございました。

14番、答弁。

○議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） 意図するところと端的に言われても、なかなか答弁しにくいところなのですけれども、最近、耳がおかしくて余りよく聞き取れなかったのですけれども、榊原議員の言われていることは、自由討議の活性というところに当てはまるのかなというような感じがして聞いていたところなのです。

そういうことで、議員同士が自由に討議できる場所を持つということになっていきますね。その中で党派をというか、会派を超えてというような話もされたので、こういうところに当てはまるのかなという考え方を持っていました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これにて、委員長の報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 5時14分 休憩

午後 5時26分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員会委員長（井脇昌美君） ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を御報告申し上げたいと思います。

議長より既に本日の議会の延長が宣告されておりますが、議会運営委員会で協議しました結果、日程8まで皆さんの御協力で一応終了させていただきまして、日程9 行政報告を町長、教育委員長より受けましてから、本日の日程どおり日程9より日程25 陳情第1号までをこのまま進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

これで議会運営委員会の協議の報告を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第9 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、11件の行政報告をさせていただきます。

まず、地域活性化対策についてでございます。

国の経済対策に基づき、地域活性化に資するものとして、国からの補助金を財源に実施する事業について御報告いたします。

まず、地域活性化交付金につきましては、平成22年第4回定例会及び平成23年第1回臨時会において、本町の実施計画の概要を御報告しておりますが、この実施計画に基づき、今定例会において補正予算の提案をさせていただきますいております。

本町への交付限度額見込みは、これまで、きめ細かな交付金が1億1,110万9,000円、住民生活に光をそそぐ交付金が1,166万5,000円と御報告しておりましたが、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、交付金の趣旨に沿った効果が高い事業と認められた結果、1,334万1,000円の追加配分が行われることとなり、合計2,500万6,000円の交付限度額となりました。

両交付金を財源に今定例会で補正予算の提案をさせていただき事業につきましては、平成22年度補正予算説明資料に掲載しておりますが、平成22年第4回定例会において補正予算の議決をいただいた、仮称南区コミュニティセンター整備事業、あしよろ銀河ホール21改修事業、プレミアム付き商品券発行支援事業及び旧法務局足寄出張所土地建物購入費のそれぞれの事業においては、財源を一般財源から地域活性化交付金へ組み替えを行っております。

なお、今定例会で補正予算の提案をさせていただいた事業は、本年度内の完了が困難なことから、繰越明許費の設定をお願いしております。

また、消費生活問題等の相談員の採用や弁護士等のアドバイスを仰ぐために必要な経費を本年度に基金として積み立てて、平成24年度までに取り崩して執行する場合は、交付金の対象経費となることから、足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定に係る提案をさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、森林整備加速化・林業再生事業補助金を活用した、仮称地域交流物産館整備事業について御報告をいたします。

本施設は、道の駅周辺整備事業において、あしよろ銀河ホール21の南側に平成23年度事業として建設を計画しておりましたキャノピーを、仮称地域交流物産館として整備するものであります。

森林整備加速化・林業再生事業は、本年度建設しました南区コミュニティセンターにも活用しており、地域における間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることを目的とした事業であります。今回、国の平成22年度補正予算により、現行の森林整備加速化・林業再生基金が増額され、本事業を活用して建設することが可能となったことから、補助金の交付決定を受け、地元カラマツ材を活用して本施設を建設することといたしました。

本施設において、道の駅に立ち寄られる観光客や町民の皆様には地域の農産物等を販売することにより、道の駅周辺のにぎわいをつくり、本町農業及び地域の活性化につながる施設になるものと期待しており、今定例会において補正予算を提案させていただきました。

なお、本事業につきましても、本年度内の完了が困難なことから、繰越明許費の設定をお願いしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、役場庁舎建設事業債の繰り上げ償還実施と自律プラン財政推計の見直しについて報告を申し上げます。

役場庁舎建設事業債につきましては、平成18年10月に完成した現役場庁舎の建設資金として、平成17年度に1億5,320万円を、平成18年度に6億5,680万円の合計8億1,000万円を借り入れいたしました。両年度とも帯広信用金庫から、3年据え置き、その後17年間の半年賦元金均等償還の返済条件で借り入れたものです。

当時、役場庁舎建設基金には、役場庁舎建

設費のほぼ全額を賄える14億円以上の基金残高がありましたが、交付税の削減など、将来の財政状況が不透明であったため、8億1,000万円の起債を行い、庁舎建設基金のうちおよそ6億8,000万円を一般財源化して、他事業の財源に回す計画といたしました。その結果、平成16年度に策定した自律プランにおいて、平成26年度末の普通会計全基金の合計額が約8億円残るものとし、10カ年の財政推計を行ったところであります。

自律プランを策定して6年が経過しようとしています。自律プランに基づく行財政改革の推進が着実に進み、また、地方交付税の削減額が推計よりも少額になったこと、さらに、平成20年度から3年連続で、地域活性化に資する基盤整備事業などを対象とした地域活性化交付金などの各種臨時交付金が創設されたことで財政負担の軽減が図られ、役場庁舎建設、子どもセンター建設、公営住宅建設、小中学校の耐震化、火葬場整備などの大型事業を推進したにもかかわらず、粗い推計ではありますが、平成26年度末の基金残高がおよそ38億円と、平成16年度に推計した基金残高約8億円に比べ、高額となる見込みとなりました。

このような状況から、実質公債費比率の改善と金利負担の軽減等を目的に、役場庁舎建設事業債の繰り上げ償還を行うことについて、帯広信用金庫足寄支店と協議を行いました。本年2月末現在で、役場庁舎建設事業債の残高は、平成17年度分が約1億3,968万円、平成18年度分が約6億3,748万円の合計約7億7,716万円ありますが、本町の財政健全化の取り組みに関して帯広信用金庫足寄支店に御理解をいただき、2年度分の起債のうち、残高が多額で繰り上げ償還の効果が高い平成18年度分の残高約6億3,748万円に係る本年3月30日の繰り上げ償還について、違約金や手数料を負担することなく償還することの御了解をいただくことができました。

この繰り上げ償還の実施により、来年度以降に支払う予定であった利息のうち約9,187万円を軽減することができ、また、来年度以降の実質公債費比率をおよそ0.9ポイント低下させる効果があります。

なお、この繰り上げ償還に必要な予算措置を今定例会で提案させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

なお、平成16年度に策定した自律プランの財政推計は、平成20年3月と平成22年3月に見直しを行い、議会報告させていただいておりますが、今回の繰り上げ償還の実施や平成22年度決算見込み、さらに平成23年度当初予算は町長改選期のため骨格予算となっておりはありますが、平成26年度までの第5次総合計画の後期5カ年計画等の内容を考慮して、改めて別紙のとおり財政推計の見直しを行いましたので、あわせて御報告をいたします。

次に、国道241・242号足寄市街拡幅事業の進捗状況及びふるさと銀河線跡地と国土交通省保有地の等価交換について報告を申し上げます。

帯広開発建設部足寄道路事務所が施工しております一般国道241・242号足寄市街拡幅事業の進捗状況につきましては、平成18年度に南3条通から校南通までの429メートルの改良工事に着手以来、歩道拡幅、道路排水の整備、学校の沢川河川切りかえ、車道部舗装補修等が行われ、今年度末で一連の事業が完了する予定であります。

なお、南7条のパチンコ・オアシスからYSヤマシヨウ株式会社足寄営業所までの延長460メートル及び元株式会社永寿足寄給油所から本別警察署足寄交番までの延長443メートルの歩道表層（排水性舗装）一層の舗装工事については、帯広開発建設部足寄道路事務所から平成23年度に施工予定との報告を受けております。

次に、ふるさと銀河線跡地につきましては、町が利用を予定している市街地を中心と

した地域を除き、銀河線跡地の隣接地を所有または使用されている方を優先して、地域の方々の希望を聞きながら売り払い事務を進めており、本年度中の売買契約の完了を目指しております。

銀河線跡地は、国道用地と隣接している地域が多数あることから、帯広開発建設部足寄道路事務所に、銀河線跡地と国道との境界確認にあわせて、銀河線跡地の取得希望について照会をしたところ、将来の国道線形変更などの事業予定地や排水整備用地として、足寄町北6条1丁目4番地1のうち、およそ330平方メートルほか27カ所、合計約17,841平方メートルにかかわる取得意向がありました。

この取得意向があった銀河線跡地に関し、帯広開発建設部足寄道路事務所から、郊南交差点改良工事により発生した国土交通省が保有している郊南1丁目29番地12の不要地約885平方メートルとの、道路法第92条第4項に基づく等価交換の提案があったことから、今後、等価交換の手続を進めたいと考えております。

今後のスケジュールは、3月中旬に帯広開発建設部から足寄町に土地交換にかかわる協議書が提出され、3月下旬に足寄町から帯広開発建設部に交換承諾書の提出、同じく3月下旬に帯広開発建設部が国道用地の区域変更官報告示、4月以降に交換契約書を締結、登記、土地引き渡し等を予定しております。

引き続き、ふるさと銀河線跡地の活用と円滑な公共事業の推進のために、積極的に帯広開発建設部と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、消防の広域化についての件でございます。

消防の広域化につきましては、平成22年第1回定例会で、十勝圏複合事務組合に設置された消防広域推進室において検討が進められた、十勝圏消防広域化報告書の概要と広域化の大まかな考え方について報告をいたしま

したが、その後の検討状況等について御報告をいたします。

平成22年3月に、消防の広域化に向けた取り組みの周知と広域化した場合の消防への期待などを把握し、広域化に向けた検討材料とするため、十勝管内19市町村の20歳以上の男女6,000人と十勝管内の消防職員全員を対象にアンケート調査が実施されました。

このアンケートの調査結果などを踏まえ、平成22年5月から消防や市町村職員で構成された行財政・職員・警防・予防・通信のワーキンググループにより、分野別に広域化の検討が行われ、本年2月28日に開催された十勝圏複合事務組合議員協議会において、別紙資料の消防広域化に向けた検討課題の調整案（骨格）が示されました。

この調整案は、1点目が消防活動の迅速化や現場対応力の強化を図るため、高機能指令センターの整備や直近出動・署所連携を基本とした出動体制を目指すほか、通信や事務の効率化を図ることにより現場体制の強化に努めて、住民サービスの向上を図ること、2点目は、広域化後の経常的な消防経費の分担方法について、消防費基準財政需要額割と消防需要割という指標を用いて公正な分担率の検討を進め、市町村財政の健全化に資することを旨とするというものであります。

今後、平成23年度中に消防の円滑な運営を確保するための基本方針や関係機関相互間の連携の確保に関する事項等を定める広域消防運営計画案を作成するとともに、平成25年1月1日の広域化に向け、必要な事務を進める予定となっております。

以上、十勝圏複合事務組合における消防広域化の検討状況について御報告いたしました。が、住民サービスの向上と財政健全化のために、引き続きオール十勝により消防広域化のための連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、足寄高等学校の新卒者の就職支援に

ついて御報告いたします。

雇用状況の悪化により、新卒予定の学生・生徒に対する求人も厳しい状況となっており、特に北海道地域は求人倍率・就職内定率も全国最下位であります。今春の高校新卒者の就職環境はより厳しい状況にあり、足寄高等学校卒業生51名のうち、3月1日現在、進学決定者31人を除く就職希望者20人のうち、就職内定者が15人、就職活動中の就職未内定者が5人であり、足寄高等学校でも全力を挙げての就職活動を展開しております。

学校を卒業しても就職できないという環境は、若者の勤労意欲を損なうばかりか、将来の夢や希望を奪い去るものであり、足寄町としても、地元足寄高等学校の新卒者における就職未内定者に対し、安心して就職活動が行える場の確保を図るため、1年間、町の臨時職員として一時的な雇用対策を実施することいたしました。

対策の経費といたしましては、臨時職員3人分の賃金を、平成23年度一般会計に事務補助賃金として487万9,000円を計上しましたので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、足寄高等学校の新卒者の就職支援についての御報告といたします。

なお、きょう現在で確認をさせていただいたところ、足寄高等学校でも全力を挙げて就職支援をしているとのことでありまして、今現在、3名の就職が決まっていないということで、なお努力中というようなこととお聞きをしております。

医療と介護・保健・福祉連携システムの一環として行う財政支援等の実施についてでございます。

医療と介護・保健・福祉の連携システム——以下、連携システムという——構築に向けた取り組みにつきましては、平成22年第4回定例会、平成23年第1回臨時会において進捗状況について御報告をさせていただきましたが、その後の経過について御報告いたします。



町内人口の減少に相反して高齢者人口の増加傾向が進む状況のもと、ともに支え合う地域力の維持をしながら、すべての町民がいつまでも安心して暮らせる町をつくっていくためには、生活の安心の基礎となる医療や介護の環境を盤石にしていくことが最重要の課題となっております。

議員の皆様のご理解を賜る中で、課題解消の第一歩として、町内病院機能において医療と介護の役割分担を行うことができ、限られた有益な社会資源を将来に向けて安定させ、町民の生活と安心を守っていく連携システムの第一歩を踏み出すことができましたことに厚くお礼を申し上げます。

さきの臨時会において概略の御報告をしておりましたが、医療と介護の役割分担に伴う財政支援の方法について整理がつきましましたので、支援内容の御報告をさせていただきます。

我妻病院における平成24年4月介護療養型老人保健施設——以下、新型老健という——の開設に向け、必要とされる現有施設の改修内容として、スプリンクラー設備の設置、デイルームの拡張、バリアフリートイレの整備及び入浴設備の拡充について平成23年度中の改修完了が必要であり、この改修費用の総額として5,041万8,000円が見込まれており、さきの御報告のとおり全額を助成することといたしました。この経費助成の財源としては、介護型療養病床30床の新型老健への転換に対する国の転換助成金の平成23年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,950万円を見込んでおります。

また、新型老健の1床当たり収入が現在の一般病床の約半分に激減する見込みであることから、平成24年4月以降の収入減少見込み分について、コスト削減努力後の50%相当額を新型老健の運営安定と今後の連携システムの安定稼働に向け、5年間にわたって財政支援をしていくことといたしました。運営安定等に向けた財政支援の内容といたしまし

ては、一般病床20床の新型老健への転換に対し行うものとし、1日1床当たり減少見込み額から事業者のコスト削減努力額40%を差し引いた残額の50%相当額、1日1床当たり3,100円を基礎額として、単年度で2,263万円、平成24年度から平成28年度までの5年間で1億1,315万円を限度としての助成を予定しております。

所要とする費用の総額につきましては、今定例会において平成22年度補正予算の債務負担行為として御提案をさせていただきました。また、平成23年度予算において改修費用に対する財政支援額の御提案をさせていただきましたので、御審議のほどをよろしくお願いたします。

今後、債務負担行為に基づき、時期に即しながら役割分担が明文化され実効性を持つ連携システムの稼働に向けた協定書を取り交わしていく所存でございます。

さらに、すべての町民の安心の醸成と確保に向けた連携システムが早期に具現化することを推進するため、核となる地域包括支援センターの機能強化を図り、早急に仮称ソーシャルワークセンターの稼働開始を目指してまいります。

仮称ソーシャルワークセンターにおいては、住民の持つ各種の不安材料に対し種類を問わず受け付ける総合相談窓口の開設や、町内にある医療や介護施設等の御協力をいただきながら要介護者等の身体状況等に応じた各施設機能等とのマッチングに向けて、公営・民営を問わず各介護施設等が持つ情報の一元化と施設入所等に対する一括調整を行っていくなど、連携システムの総合推進部署として稼働させていく考えであります。

また、町民の皆様への御説明につきましても、時期を見て説明会等を行っていく予定にありますので、御理解をお願いいたします。

今後においても、連携システムの進捗状況にあわせて随時御報告をしていく所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、医療と介護・保健・福祉連携システムの一環として行う財政支援等の実施についての御報告といたします。

次に、老人保健特別会計の廃止について御報告いたします。

老人健康保険法は、平成20年3月末で廃止となり、同年4月から後期高齢者医療制度に移行しましたが、老人保健医療費の請求や不当請求に関する収入及び支出に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律において施行後3年間は特別会計を設けるものと規定されておりました。このため、本町においても特別会計を維持し会計処理を行ってききましたが、現在では老人医療費の請求は全くなく、法令に基づく設置期間も本年3月31日をもって終了することから、老人保健特別会計を廃止することとしました。

なお、今後想定される医療機関の不正請求にかかわる返還金等の収入及び支出については、一般会計において処理することとし、平成23年度予算については、一般会計に計上させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、てん菜作付面積の維持拡大対策について御報告いたします。

てん菜は、寒冷地作物として位置づけられ、本町の基幹作物として輪作体系上、欠かすことのできない作物であります。年々作付の減少が進んでおります。平成18年度には497ヘクタールの作付面積がございましたが、平成22年度には410ヘクタールとなり、平成23年度の作付予定面積は、3月1日現在約360ヘクタールであり、本年度よりも50ヘクタール程度下回る見込みとなっております。

北海道糖業本別製糖所糖区9農協においても同様であり、糖区指標面積6,660ヘクタールに対し5,600ヘクタール弱の確保しかされておらず、減少傾向が進んでいます。

このように作付面積が減少している原因と

いたしましては、来年度から始まる戸別所得補償制度の支援水準が、当初、販売金額の算定方法により現行の水田・畑作経営所得安定対策に比べ、制度上、減少したことや、2年連続の不作による影響、農業者の高齢化などにより、労働力を多く必要とするてん菜に対する作付意欲が減退していることなどが考えられます。

平成23年度は、足寄町農協が独自の支援策や、てん菜需給調整対策費と糖業3社の拠出金を活用して作付農家に緊急的な支援を行います。てん菜は本町の農業にとって輪作体系を確立するためにも重要な作物であり、作付面積の維持拡大を図るため、今後、関係機関と連携を図りながら支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、カラマツ加工場についてでございます。平成22年12月23日に各新聞社より報道のありました、カラマツ加工場の内容について御報告いたします。

御承知のとおり足寄町のカラマツ加工場は、森林組合と青山製材工場の2工場があったわけですが、平成21年春ごろに、将来的なカラマツ加工場の存続についての問題提起がありました。

町といたしましても、林業振興上、カラマツ加工場は必要不可欠と考えており、森林組合とも対応協議をさせていただきましたが、折しも森林組合加工場はリーマンショックのあおりを受け、オーダー減少や工場の老朽化もあって、操業停止を考えている時期であったこともあり、工場の存続は組合本体をも危うくするとの判断から、平成22年3月をもって加工場の閉鎖が決定されました。カラマツ振興や雇用の方等に関する大きな柱を失ったことに、町としては大変ショックを受けたところであります。

こうした状況下において、平成22年7月に、異業種の有志の皆さんより、地域産業を守りたい、産業として再生を図りたいと事業

協同組合による加工場設置の提案を受け、各種検討をしていたところであります。

一方、国の動きとして、昨年10月から公共建築物等木材利用促進法が施行となり、公共施設については低層化を図り、国産材の使用が義務づけられました。さらに、昨年12月、林業再生プランが策定され、将来、国産材自給率50%を目指すことが明らかになりました。

この国の方針により、今後、国産材の需要が高まることは明らかであり、とりわけカラマツの活用が大いに期待されることから、豊富なカラマツ資源を有する足寄町として、昨年11月から12月にかけて、林野庁に対し、国産材自給率50%に向けた足寄町からの提案をさせていただいたところであります。この提案の中にカラマツ加工場も含んでおり、このことが平成22年12月23日に各新聞により大きく報じられたところであります。

提案の趣旨は、今後、カラマツ資源の平準化を目指し、主伐について40年から50年のサイクルを確立することで、未立木地の解消等にもつなげていきたいと考えており、当面はこの提案内容の精度を高めるための取り組みを行い、国のモデル事業の指定を受けるべく努力をしていく考えでありますので、特段の御理解をお願い申し上げます。

以上、カラマツ加工場についての御報告といたします。

次に、足寄都市計画基本計画の変更について御報告を申し上げます。

平成11年度に策定した足寄都市計画基本計画の変更につきましては、平成21年6月9日開催の第2回定例会で、平成21年度、22年度の2カ年をかけて見直しを行うことを御報告申し上げたところであります。

本計画の見直しに当たり、住民アンケートや広報、インターネットによる意見募集などを行い、足寄都市計画基本計画検討委員会で見直し原案の作成を行い、平成23年2月7日開催の足寄町都市計画審議会において本基本計画変更の御審議をいただき、諮問どおり

の答申がされたことから、翌2月8日付で足寄都市計画基本計画の変更について決定いたしましたので、変更の概要について御報告申し上げます。

1点目として、本計画の目標年次をおおむね20年先の平成41年といたしました。

2点目として、都市計画の基本目標を、足寄町第5次総合計画、足寄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合性を図り、次のとおりといたしました。一つとして、産業の振興と地域文化による活力のあるまちづくり。二つとして、恵まれた自然環境と共生する快適なまちづくり。三つとして、健康で安心して暮らせる協働によるまちづくり。

3点目として、将来市街地の設定については、人口が減少している現状下、市街地の拡大を行わず内部充実型のまちづくりを目指すこととし、現在の用途地域約312ヘクタールを基本とすることといたしました。

4点目として、未整備街路の整備方針について、都市計画決定当時の整備方針を検証することといたしました。

5点目として、地域別構想は7地域を設定し、全体構想を踏まえて、各地域の現状と課題、整備方針、将来像を精査して基本方針図に反映をさせました。

今後は、本計画を本町の都市計画に関する基本方針として、各種の都市計画、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、足寄都市計画基本計画の変更についての御報告といたします。

なお、計画の詳細につきましては、本日配付いたしました足寄都市計画基本計画（2010～2029）を御参照願います。

次に、国民健康保険病院の診療体制等についてでございます。国民健康保険病院の医師体制につきましては、平成22年第4回定例会で御報告をさせていただきましたが、現況について御報告を申し上げます。

昨年12月、外科医師2名から退職の意向が示された後、道内大学病院及び北海道地域医療振興財団に対し医師派遣要請を行い、さ

らに全国自治体病院協議会並びに当院ホームページにおいて医師の募集を行ってまいりましたが、外科医師2名、内科医師4名、計6名の医師から問い合わせをいただいたところであります。

これまでに4名の医師と個別に面談し、赴任に向けた諸条件について提示をし、協議を進めているところですが、今後の当院の診療方針、介護・福祉へのかかわり方に賛同していただける医師を確保していくためにも、より慎重に協議を進めているところであり、決定までにはもう少しお時間をいただきたいと思っております。

議会初め町民の皆様方には、大変御心配をおかけいたしておりますが、4月以降には常勤医師が確保できるものと確信いたしております。

次に、看護体制についてですが、昨年常勤の看護師が確保されつつあり、本年も4月に新たに3名の看護師を採用することとしております。これにより36名——正職員28名、補助職員8名、うち民間からの紹介看護師3名——の看護師体制となり、一般病棟の15対1の看護配置基準を満たしておりますが、依然、民間会社からの紹介看護師に頼らざるを得ない状況であり、引き続き看護師の確保に努力してまいりたいと思っております。

次に、リハビリテーション科についてですが、4月に理学療法士1名を新たに採用することといたしました。これまで以上に外来及び入院患者の状態に合わせた質の高いリハビリの提供と指導が可能となるばかりでなく、高齢化率の上昇に伴い、ニーズの高い在宅や居住系施設入居者等の患者さんに対する訪問リハビリにも徐々に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、国民健康保険病院の診療体制等についての御報告といたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会か

ら教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告を行います。

ウエタスキウィン市中学生・高校生訪問団の来町について御報告いたします。

足寄町とウエタスキウィン市は、平成2年に姉妹提携を結び、人的交流を中心に国際交流活動を続けております。このたび、ウエタスキウィン・足寄友好協会から連絡があり、中学生・高校生の訪問団一行が来町することになりました。

訪問団一行は、中学生3名、高校生12名、引率者5名の計20名で、平成23年4月14日にウエタスキウィン市を出発し、4月15日から4月23日までの9日間、日本に滞在し、本町へは4月20日から4月23日までの4日間、滞在することになりました。前回の第5次訪問団は、平成21年4月に8名が来町しており、今回は6回目の訪問団受け入れとなります。

受け入れに当たりましては、足寄町、WAの会、教育委員会の3者で受入実行委員会を組織して対応したいと考えております。本町での滞在中は、ホームステイをしながらホストファミリーとの交流、足寄中学校・足寄高校への一日体験入学や町内の公共施設見学などを行い、日本文化を体験することになっており、両市町にとって有意義な交流となることを期待しております。

また、9月には本町より第11次足寄町中学生・高校生海外研修訪問団をウエタスキウィン市に派遣を計画していますことから、今回の訪問団受け入れを契機に交流がますます深まり、両市町の友好親善が深められることを願っております。

なお、ウエタスキウィン市中高生訪問団受入実行委員会補助金138万2,000円及びウエタスキウィン市への派遣に係る町民海外研修事業費として589万2,000円を

新年度予算に計上させていただきましたので、町議会の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

### ◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 報告第6号専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

○建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

町道高嶺線路上における車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定より、次のとおり専決処分するものでございます。

1、損害賠償額71万円。

2、事故発生の場所、日時等につきましては、別紙示談書のとおりでございます。2ページ左側の示談書を御参照願います。

本件交通事故については、上記のとおり示談が成立しましたので、今後、本件に関しては異議を申し立てないことを約し、示談書を取り交わしました。その日付は、平成23年3月2日でございます。

本件交通事故に関します第一当事者・甲、所有者住所・北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1、氏名・足寄町長安久津勝彦、運転者住所・足寄郡足寄町西町2丁目2番地25、氏名・服部宏幸。第二当事者・乙、所有者住所、北海道帯広市川西町基線59番地28、氏名・十勝農業共済組合組合長理事松井博幸氏、運転者住所・河東郡上士幌町字上

士幌東2線244番地、氏名・大古研二氏でございます。

事故の概要につきましては、2ページ右側を御参照願います。

平成23年2月13日日曜日午前10時0分ごろ、足寄郡足寄町白糸の町道高嶺線において足寄町役場建設課車両室服部宏幸職員が運転する除雪ドーザ・帯広00ろ483が除雪作業を終え、同線の下り坂を走行中、対向の相手車両を発見しブレーキをかけたところ、タイヤがロックして制御不能となり、プラウがガードロープ支柱に接触した弾みで車体後部が相手車線側に流れ、右側後部バンパー付近が対向車線走行中の十勝農業共済組合北部事業所大古研二さんが運転するライトバン・帯広400す2270の車体右フロントガラス付近から後部ドア付近にかけて接触して破損したものでございます。

なお、当方運転手にはけがはありませんでしたが、相手運転手の方には検査診察を受けていただき、現在、経過観察中であります。

示談の条件につきましては、過失割合が足寄町100%、大古研二氏ゼロ%でありまして、甲は乙に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として71万円を支払うこととするものでございます。

以上により示談が成立いたしました。今後、このようなことがないよう最善の注意と安全運転励行の強化に努めてまいります。

なお、次の3ページに事故発生現場見取図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第6号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 報告第7号専決処分の報告について（平成22年度

足寄町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告について提案理由の御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

平成22年度足寄町一般会計補正予算（第12号）を地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げますので、5ページをお願いいたします。

平成22年度足寄町一般会計補正予算（第12号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,125万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出で、土木費、道路橋梁費におきまして車両事故の事故賠償金といたしまして71万円を計上いたしました。この財源といたしましては、同額、歳入で車両共済金を計上させていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 議案第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第8号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

○建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第8号町道路線の変更につい

て提案理由の御説明を申し上げます。

路線番号203、路線名足寄原野1号線の変更につきましては、利別川改修に伴い豊栄橋を足寄原野1号線の延長上にかきかえることによる終点を、共栄町から郊南1丁目に変更するものでございます。

路線番号444、路線名北4丁目仲通及び路線番号482、路線名南7条3号通の変更につきましては、改良工事等の延長による起点地番の変更でございます。

内容について申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を次のとおり変更するものでございます。

路線番号203、路線名足寄原野1号線、変更前の起終点、起点・足寄町共栄町114番地2、終点・足寄町共栄町114番地1、変更後の起終点、起点・足寄町共栄町114番地2、終点・足寄町郊南1丁目20番地10でございます。

路線番号444、路線名北4丁目仲通、変更前の起終点、起点・足寄町北1条4丁目2番地、終点・足寄町北2条4丁目10番地、変更後の起終点、起点・足寄町北1条4丁目18番地1、終点・足寄町北2条4丁目10番地でございます。

路線番号482、路線名南7条3号通、変更前の起終点、起点・足寄町南7条2丁目29番地、終点・足寄町南7条2丁目40番地、変更後の起終点、起点・足寄町南7条1丁目56番地1、終点・足寄町南7条2丁目40番地でございます。

参考といたしまして、路線の変更前延長と変更後延長を記載しておりますので、御参照を願います。

また、10ページから11ページに、少々見にくい図面ではございますけれども、変更路線の位置図を添付してございますので、御参照のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号町道路線の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第9号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

○建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第9号町道路線の廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

南7条4号通は、先ほど議案第8号町道路線の変更について御承認を賜りました南7条3号通の南北方向23メートルに位置する認定路線であります。本路線の道路機能のすべてを南7条3号通へ移行を図ることから、廃止をお願いするものであります。

内容について申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、町道

路線を次のとおり廃止するものでございます。

路線番号587、路線名南7条4号通にかかわります廃止の起終点につきましては、足寄町南7条1丁目55番地2でございます。

参考といたしまして、路線番号と延長を記載しておりますので、御参照を願います。

また、13ページに廃止路線位置図を添付してございますので、御参照のほどをよろしくお願いいたします。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号町道路線の廃止についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号町道路線の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものでございます。

北海道市町村総合事務組合に新たに広域紋別病院企業団が加わることになりまして、構成団体であります我が町にも協議が必要ということで、この協議につきましては議決ということになってございますので、御審議のほどをよろしくお願ひしたいと存じます。

改正する規約の内容について申し上げます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中、オホーツク総合振興局（23）をオホーツク総合振興局（24）に改め、網走地区消防組合の次に、広域紋別病院企業団を加えるものでございます。

次に、別表第2第9項中、北見地区消防組合の次に、広域紋別病院企業団を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

15ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願ひしたいと思います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合に新たに広域紋別病院企業団が加わることになりまして、構成団体であります我が町にも協議、いわゆる議決が必要ということで、お願ひをするものでございます。

改正する規約の内容について申し上げます。



北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1に、広域紋別病院企業団を加えるものでございます。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第

12号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第12号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

銀河ホール改修につきましては、身障者用スロープ、それと特産販売を行う施設の建設を残しまして、本年度末、大方の整備が完了し、4月18日に道の駅オープンセレモニーを予定してございます。

銀河ホール改修におきましては、まちづくり交付金事業にて整備した関係上、使用料が徴収できなくなりましたことや、施設の名称と条例を整備する必要が生じたことから、一部改正をお願いするというものでございます。

改正の内容について申し上げます。

あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例。

あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

第1号、南側・北側駐車場に改めるものでありまして、改正前の駐車場を南側と北側を明確にしたものでございます。

第4条第1項第4号の次に次の1号を加える。

第5号といたしまして、交通広場を加えるものでございます。

別表を次のように改める。

別表を別紙としまして右側に添付してございますので、ごらんいただきたいと思いますが、使用料の定めでございますが、まちづくり交付金の対象となっていない銀河ホール2階部分につきましての上段半分ほどになりますが、ホール、会議室、屋上、この部分につきましては交付金が入ってございませんの

で、従前のままということで、変更はございません。

銀河ホールの下の1階部分を改修してございますので、また、まちづくり交付金ということがございまして、交付金上の名称、それと使用料が取れないというような縛りの中から、使用料等を改正させていただくというようになってございます。

なお、名称でございしますが、事務室、それから地場産品・ベーカリーコーナー、レストラン・厨房、これが1階部分の名称となっております。使用料につきましては、電気料のみ実費使用料とし、施設の使用料については取れないということで、削除させていただいています。

そのほかにつきましては、多目的観光施設事務室、多目的観光施設イベント物販スペース等ということになってございまして、これは既定の条例の中にございます。

左側に移っていただきまして、附則でございしますが、この条例は、平成23年4月1日から施行することとさせていただきます。

18ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番。

**○9番（矢野利恵子君）** ここにレストランがあるのですけれども、前と比べてかなり広くレストランをとっていますけれども、一体どんなレストランが入ることになっているのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（吉田敏男君）** 答弁、副町長。

**○副町長（田中幸壽君）** お答えいたします。

従来から報告なり答弁なりでお答えをしているとおり、足寄観光協会が主体となってレ

ストランを運営していくということで、私どもが聞いているのは、ことしの4月18日にオープンをしたいということで、今、直営で観光協会としてシェフですとか関連する従業員等々の募集等々もあって、シェフについては既に地元出身の方で採用が決定をしているということはお聞きしているところであります。具体的なメニュー等々については、まだ私どものほうには具体的なそういったメニューの内容等々についてのお話はありません。

以上です。

**○議長（吉田敏男君）** 9番。

**○9番（矢野利恵子君）** レストランにしても家賃が全く要らない。そこを考えたら、観光協会に丸投げするというやり方ではなくて、平等に町内の業者さんに、ここでやらないかというのを、まず声をかけてから、そしてだれもいなかった場合に観光協会がやっていくかと、そういう形にしたほうが住民の理解を得られたのかなど。

そして、ベーカリーコーナーにしても、足寄町には2件もおいしいパン屋さんがあるのに、さらにベーカリーコーナーを設けるというこのやり方が、やはり町民には受け入れがたいかなど。もし、ベーカリーコーナーに町内の人に入ってもらおうと思ったけれども、町内の人に断られたのだったら、違うものをやろうというふうに臨機応変にやることはできなかったものなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（吉田敏男君）** 答弁、副町長。

**○副町長（田中幸壽君）** ただいまの御質問も先ほどと同様なのですけれども、この間、何回か議会の中で同様の質問等々もございました。今回、観光協会が事業を運営といいますか、主体的にレストランですとかベーカリーですとか、そういった部分の運営を担っていくということが決まったのは、一定の過去の歴史があつて、観光協会、商工会、農協、そして行政、この4者で検討委員会をつくって、僕の記憶では過去12回というふう

に聞いていますけれども、さらにはワーキンググループ等々もあって景観部会、そういった関係するところとの協議もあって、最終的に基本的には前回、この間の講演でもありましたけれども、道の駅については足寄町の観光施設の拠点にすると、情報発信の場にする、そういったことをメインに掲げて、ただ単にあそこがいろいろな民間の個店を入れたテナントで、もうけ主義でいくということではなくて、別な意味でそういった慣行の情報発信の場でもあるということを考えれば、やっぱり観光協会が主体的になっていくということが一番ベストだということが決定をされていることで、このことについては機会をとらえて議会にも報告をさせていただいておりますので、今、いろいろな御質問がありますが、さかのぼってのお答えということにはなりませんので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番。

○9番（矢野利恵子君） これについて反対討論です。

銀河ホール21のことについては、周辺の交通広場にしても、交通広場なんか要らないんじゃないかと、そこを駐車場にしてもらったほうがよかったという……。 （発言する者あり）関係ありますよ、交通広場を改めると書いてありますよ。

それについては、やはりとても使いにくい。正式な南側・北側駐車場、そこから駅へ行くにはかなりな距離を歩かなければならない。本当に使いにくい駅だということは、町民の間で評判になっている。

ベーカリーコーナーやレストランについても、町民からそういう不満があった時点で、やり方を変更していくべきでなかったか。そのときに決まったから、これでいいんだという、何が何でもこれでやっていくのではなくて、町民から不満が出た時点でそれを改良するという、その気持ちが大切だったのではないかなど。そのことから、この条例に対して反対いたします。

○議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第12号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第12号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第13号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第13号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

国家公務員におきまして土曜日、日曜日を交代で勤務する職員や、早朝、夜間を交代で勤務する職員について、その勤務形態の特殊

性から勤務時間中に休息時間が設けられておりますことから、本町においてもこれら特殊な形態の勤務に休息時間を置くこととして改正するものでございます。

なお、適用を受ける職場、職種につきましては、特別養護老人ホームの介護士、看護師、調理員と、国民健康保険病院の看護師であります。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

休息時間でございますが、第7条、任命権者は、第4条第1項の公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員のうち、別に定める職員については、所定の勤務時間のうちに、規則の定めるところにより休息時間を置くものとする。

附則でございますが、第1項として施行期日でございますが、この条例は、平成23年4月1日から施行することとしてございます。

経過措置といたしまして、第2項で、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務について適用するものでございます。

なお、第7条で掲げております規則にゆだねております内容でございますけれども、規則で同時に改正をいたしまして、休息時間につきましては、おおむね4時間の勤務ごとに15分間の休息を置くこととしてございます。また、休息は、1回の勤務について2回までとすることとしてございます。

また、休息時間につきましては、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続してはならないこととしておりまして、休息は一応即勤務の態勢に戻れるような意味合いがございますから、休憩ではございませんので、そういった意味合いから始業時の初めにくっつけるとか、仕事の勤務の最後の時間に

くっつけるということはしないということにしております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

なお、右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第14号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題と

なりました議案第14号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、特別養護老人ホームの入所者の容体急変に備えまして、夜間、看護師に自宅待機を命ずることとするため、これに対して、現在、国民健康保険病院の看護師等に支給している救急呼出待機手当と同様の手当を支給することができるというこの改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例。

足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中、病院に勤務する医師以外の職員を、特別養護老人ホーム及び病院に勤務する職員（医師を除く。）に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行することとさせていただきます。

右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第14号足寄町職員特殊勤

務手当支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第15号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第15号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年12月、第4回定例会にて行政報告いたしました用地取得計画及び庁舎駐車場用地の買い戻し補正予算をお認めいただき、基金での保有額が確定いたしましたので、基金の額を改正させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、1億7,812万8,000円を9,382万5,000円に改めるものでございます。

9,382万5,000円の内訳でございますけれども、土地として保有する額が8,181万5,000円でございます。現金として保有する額が1,200万9,516円となっております。合わせて9,382万5,000円の基金保有額となるということで、条例の基金の額の圧縮をお願いするというも

のでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと思えます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第15号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 起立多数です。

したがって、議案第15号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第16号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第20 議案第16号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

**○総務課長（大塚博正君）** ただいま議題となりました議案第16号足寄町公の施設条例

の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、自治会員の減少により極端に利用頻度が低い旭丘農作業管理休養施設と、それから自治会の統廃合によりまして自治会エリア内に2施設を有していたもののうち、芽登地区でございますけれども、芽登中央集落センターについて地域より廃止についての合意が得られましたことから、二つの施設の廃止を行うもの、それから現在建設中でございますが、本年度中に完成ということで仮称南区コミュニティセンターが完成いたしますことから、追加をさせていただき改正、また、施設の名称中、コミュニティセンターなのですが、コミュニティーと伸ばして呼ぶ呼び方と条例のようにコミュニティという表記方法でコミュニティセンターという二つの表記がございますが、この際、改正させていただきまして、伸ばさないほうのコミュニティセンターというものに名称を統一させていただきたいと。

なお、各それぞれ地域に建っておりますコミュニティセンターにつきましては、施設の表示銘板もコミュニティセンターとなっているということで一致をさせていただきながら、また、住民の方々もそういった名称で親しんでいるということから、統一した改正とさせていただきたいとするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町公の施設条例の一部を改正する条例。

足寄町公の施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、足寄町芽登中央集落センターで所在は足寄町芽登1634番地2でございますが、これを削り、コミュニティーセンターをコミュニティセンターに改める。それから、足寄町旭丘農作業管理休養施設、足寄町芽登1309番地、これを削り、足寄町鷲府集会所、足寄町鷲府144番地の5の次に、足寄町南区コミュニティセンター、足寄

町南5条2丁目8番地を新たに加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行することとしてございます。

右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第16号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第17号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第17号足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第17号足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

十勝圏の定住自立圏構想につきましては、平成22年12月の第4回定例会で行政報告いたしました。帯広市による中心市宣言が昨年12月15日に行われ、帯広市と町村の1対1の定住自立圏形成協定の締結に向けて、現在、作業を進めているところでございます。本年6月には、各市町村議会で定住自立圏形成協定締結の議決を目指しているところでございます。

この協定の締結・変更に当たりましては、地方自治法第96条第2項に基づく議決案件でありますことから、条例の制定をお願いするものでございます。

制定条文について申し上げます。

足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏形成協定の締結・変更及び同協定の廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とする。

附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第17号足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第18号

○議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第18号足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 櫻井光雄君。

○住民課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました議案第18号足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として創設されました住民生活に光をそそぐ交付金を、本年度において基金として積み立てし、平成23年度から24年度までの2カ年において、消費生活相談を初めDV対策・自殺予防等の弱者対策、自立支援等の取り組みを強化し、住民が抱える諸問題の社会的解決を図るため制定するものでございます。

次に、制定条文について御説明申し上げます。議案の25ページをお開き願います。

議案第18号足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例。

第1条において、基金の設置目的を規定しております。

第2条において、基金の額は一般会計歳入歳出予算で定める額とする規定でございます。

第3条は基金の経理について、第4条は基

金に属する現金の管理について、第5条は基金から生じる運用益金の処理について、第6条は繰り替え運用について、第7条は基金の処分について、それぞれ規定しております。

第8条は、委任規定でございます。

附則としまして、1、この条例は、公布の日から施行する。2、この条例は、平成25年3月31日限りで、その効力を失う。この場合において、交付金相当分に残額があるときは、当該残額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。どうぞ御審議のほどをよろしく願います。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第23 意見書



案第1号地域医療存続のための医師確保に関する意見書の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました意見書案第1号地域医療存続のための医師確保に関する意見書、朗読をもって意見書の提出を申し上げますので、よろしく願いいたします。

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じております。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状態になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備に当り、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することに期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

ただいま読ませていただきました医師確保に関する意見書を提出させていただきます。よろしく御賛同のほどを申し上げたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第1号地域医療存続のための医師確保に関する意見書の件を採決します。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号地域医療存続のための医師確保に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 意見書案第2号平成23年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

○10番（谷口二郎君） 意見書案第2号平成23年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の関係について提案をさせていただきます。

北海道・十勝の酪農・畜産は、厳しい気象条件と地理的条件の下で、專業經營を主体に展開し、安全・安心な牛乳乳製品及び職人の安定供給に加え、国土・環境保全など多面的機能の發揮に重要な役割を果たしています。

また、乳業など関連企業とともに、地域経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を担っています。

しかしながら、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格など生産資材価格高騰と高止まりによる生産コスト上昇の影響が残るか、景気悪化による消費の減少や生産者手取り価格の低下などから厳しい状況が続いています。加えて、22年度は猛暑による生乳生産基盤へのダメージ等によって、より一層厳しい局面を迎え、将来にわたる畜産物の安定供給体制が危惧される状況にあります。

また、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加問題や日豪EPA交渉の加速化など、わが国の酪農・畜産の市場開放をめぐって危機的な状況に晒されています。

一方、国は「食料・農業・農村基本計画」において、10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

したがって、わが国の食料供給を支える北海道・十勝の酪農畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、農業者が抱えている国際化対応などへの将来不安を払拭することが重要であります。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等を積極的に推進することが不可欠であります。

ついては、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的発展と、担い手の所得向上及び経営安定に向けて、総合的な政策を推進されるよう下記事項をそえて強く要望致します。

一つは、平成23年度畜産物価格等について4項目。次に、平成24年度酪農・畜産政策について11項目。

以上、既に皆様のお手元に配付しておりますので、提案を割愛させていただきます。よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。提案とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第2号平成23年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号平成23年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

#### ◎ 陳情第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 陳情第1号「介護保険（見直し）案に対する意見書」の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号「介護保険（見直し）案に対する意見書」の提出を求める陳情書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「介護保険（見直し）案に対する意見書」の提出を求める陳情

書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

#### ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月16日午前10時より開会をいたします。大変御苦労さまでございます。

午後 7時17分 散会